

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

(第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画)

いきいき安心プラン

(案)

令和6年3月

船 橋 市

はじめに

昭和12年4月1日、人口約4万3千人の市として誕生した船橋市は、令和5年10月には人口約65万人となり、政令指定都市を除き全国で最大の人口を擁するとともに賑わいのある都市として成長を続けています。

さて、平成12年度に介護保険制度が始まって24年が経過する中、高齢者の人口も増加を続け、本市の高齢化率は、令和7年度には24.4%に達する見込みとなり、高齢者全体のうち75歳以上の方の占める割合は62.1%へと増加することが予測されております。



こうした状況は、ひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯、認知症高齢者、医療・介護の双方を必要とする高齢者の増加につながり、高齢者が住み慣れた地域において、健康で生きがいをもって住み続けられるよう、また、一人で生活することが難しくなった場合には必要な介護サービスを受け、安心して生活できるよう、将来を見据えた体制を整えていくことが重要です。

このため、本市では、平成24年度より「地域包括ケアシステム」の構築を目指し高齢者施策を推進してまいりましたが、このたび策定しました「第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」によって、介護ニーズの見込みを踏まえた必要な介護サービス基盤の整備、「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進、介護人材の確保など、より充実した高齢者施策を推進してまいります。

今後とも、身近で助け合い支え合える社会、地域で「見守る」ということを目指すため、活力ある市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

おわりに、本計画の策定にあたり、様々な立場からご審議いただいた介護保険事業運営協議会及び高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会各委員の皆様をはじめ、高齢者生活実態調査やパブリック・コメントにおいて貴重なご意見をお寄せ下さいました多くの皆様に対し、心からお礼申し上げます。

令和6年3月

船橋市長 松戸 徹

目 次

第1部	計画の策定にあたって	1
第1章	計画の趣旨と概要	3
第1節	計画の趣旨	3
第2節	計画の概要	5
第2章	高齢者を取り巻く現状と課題	9
第1節	市内高齢者の現状	9
第2節	高齢者生活実態調査結果等の概要	22
第3章	本市の高齢者施策の状況および将来フレーム	49
第1節	第8期計画の進捗状況	49
第2節	船橋市介護保険事業の動向	59
第3節	第8期事業計画値の検証	62
第4節	将来フレーム	66
第2部	ビジョンの実現に向けた施策の展開	71
第1章	ビジョンと基本方針	73
第1節	船橋市高齢者保健福祉・介護ビジョン	73
第2節	船橋市の目指す地域包括ケアシステム	74
第3節	施策の体系	77
第2章	基本方針別の事業	78
第1節	各基本方針の施策一覧	78
第2節	各基本方針の重点事業	88
基本方針	1. 住まい	88
基本方針	2. 予防	93
基本方針	3. 生活支援	98
基本方針	4. 介護	103
基本方針	5. 医療	112

第3部 介護保険事業の現状と見込み 119

第1章 被保険者の現状と見込み 121

第1節 推計方法 121

第2節 被保険者数 122

第3節 要支援・要介護認定者数 124

第2章 第9期介護保険事業計画の施設等整備方針 126

第1節 日常生活圏域 126

第2節 地域包括支援センターの整備方針 127

第3節 施設等基盤整備に関する基本的考え方 129

第4節 介護人材確保対策に関する基本的考え方 133

第3章 サービス量推計 138

第1節 サービス種類ごとの現状と見込み量 138

第2節 地域支援事業 154

第3節 市町村特別給付 158

第4節 介護保険財政と介護保険料 159

第5節 給付適正化 167

第6節 感染症・災害対策 168

参考資料 171

○計画策定の体制と経緯

○船橋市介護保険事業運営協議会設置要綱

○船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会設置要綱

○船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画庁内検討委員会設置要綱

第1部

計画の策定にあたって

第1章 計画の趣旨と概要

第1節 計画の趣旨

社会保険により介護サービスを利用できるシステムとして平成12年4月に施行された介護保険制度は、高齢者を支える制度の1つとして定着してきました。平成17年10月には施設給付の見直し、平成18年4月には地域包括支援センターの設置、地域密着型サービスと地域支援事業の創設等、予防重視型システムへの転換を図るための制度改正が行われました。本市ではこれを受け、平成18年に「第4次高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画」を策定しました。

本市では、その後の高齢者を取り巻く状況と課題を踏まえ、「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」を実現するため、“健やか！安心！いきいきシニアライフ”を高齢者保健福祉・介護ビジョンとして掲げ、「第5次高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画」を平成21年3月に策定し、高齢者の身近な地域における保健福祉水準の向上を目指すとともに、明るく活力ある超高齢社会の構築を念頭においた取り組みを進めてきました。

この間にも高齢者人口は増加し、いわゆる「団塊の世代」全てが75歳以上となる令和7年には要介護（要支援）認定者や何らかの支援を必要とする高齢者の増加が予測されています。

このような中で、国では「高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、住まい・予防・生活支援・介護・医療が切れ目なく提供される“地域包括ケアシステム”の実現に向けた取り組みを進める」ため、平成23年6月に介護保険法等の制度改正を行いました。本市でも平成24年度を初年度とする「第6次高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画」を策定し、“地域包括ケアシステム”の実現を目指して取り組んできました。

平成27年4月から、医療介護総合確保推進法（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律）において、医療提供体制の再編に向けた政策手段の拡充や介護サービスの給付抑制、地域支援事業の拡充を目的とし、地域包括ケアシステムの構築並びに費用負担の公平化が推進されました。こうした流れの中、本市では平成27年に「第7次高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」を策定し、地域包括ケアシステムのさらなる構築を進めました。

平成29年には、「地域包括ケアシステムの深化・推進」及び「介護保険制度の持続可能性の確保」を柱とした介護保険法改正が行われ、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化や医療・介護連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進、介護保険サービス利用時の負担割合の変化等、様々な取り組みや制度の変更を踏まえ、平成30年に「第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定しました。

令和3年には、高齢者人口がピークを迎える令和22年を見据えた、介護予防・健康づ

くりの推進（健康寿命の延伸）、保険者機能の強化（地域保険としての地域のつながり機能・マネジメント機能の強化）、地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）、認知症施策の総合的な推進及び持続可能な制度の構築・介護現場の革新を図ること等を踏まえ「第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定しました。

本計画である「第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」の期間中には、団塊の世代全てが75歳以上となる令和7年を迎えることになり、さらには、令和22年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口（15～64歳）が急減することが見込まれています。本計画策定にあたっては、これまで以上に中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標など、優先順位を検討していくことが重要となります。

そこで本市では、このような高齢者を取り巻く状況の変化を踏まえ、高齢者の保健・福祉・介護等の施策について将来の展望を見据えた適切な施策を推進していくため、令和6年度を初年度とする「第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定することとしました。

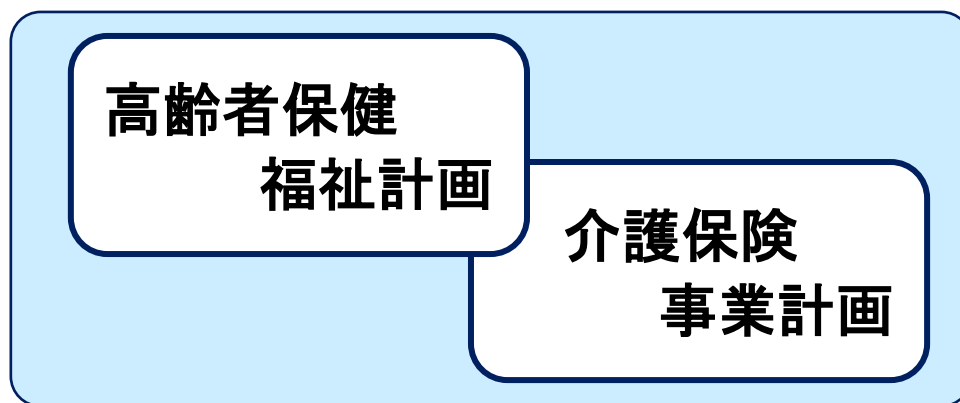
第2節 計画の概要

1 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

高齢者保健福祉計画は、「老人福祉法」に基づく市町村老人福祉計画として、また、介護保険事業計画は「介護保険法」に基づく市町村介護保険事業計画として策定する計画です。

高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画は、高齢者に対する保健福祉や介護等の施策を総合的に推進するため一体のものとして策定します。



老人福祉法 第20条の8第1項

〇市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

介護保険法 第117条第1項

〇市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

【参考】老人保健法と老人福祉計画

従来、高齢者保健福祉計画は、「老人福祉法」に基づく市町村老人福祉計画と「老人保健法」に基づく市町村老人保健計画を一体的に策定した計画として位置づけられてきました。しかし、平成20年4月に「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」として全面改正されたことに伴い、市町村に老人保健計画の法令上の策定義務はなくなりました。

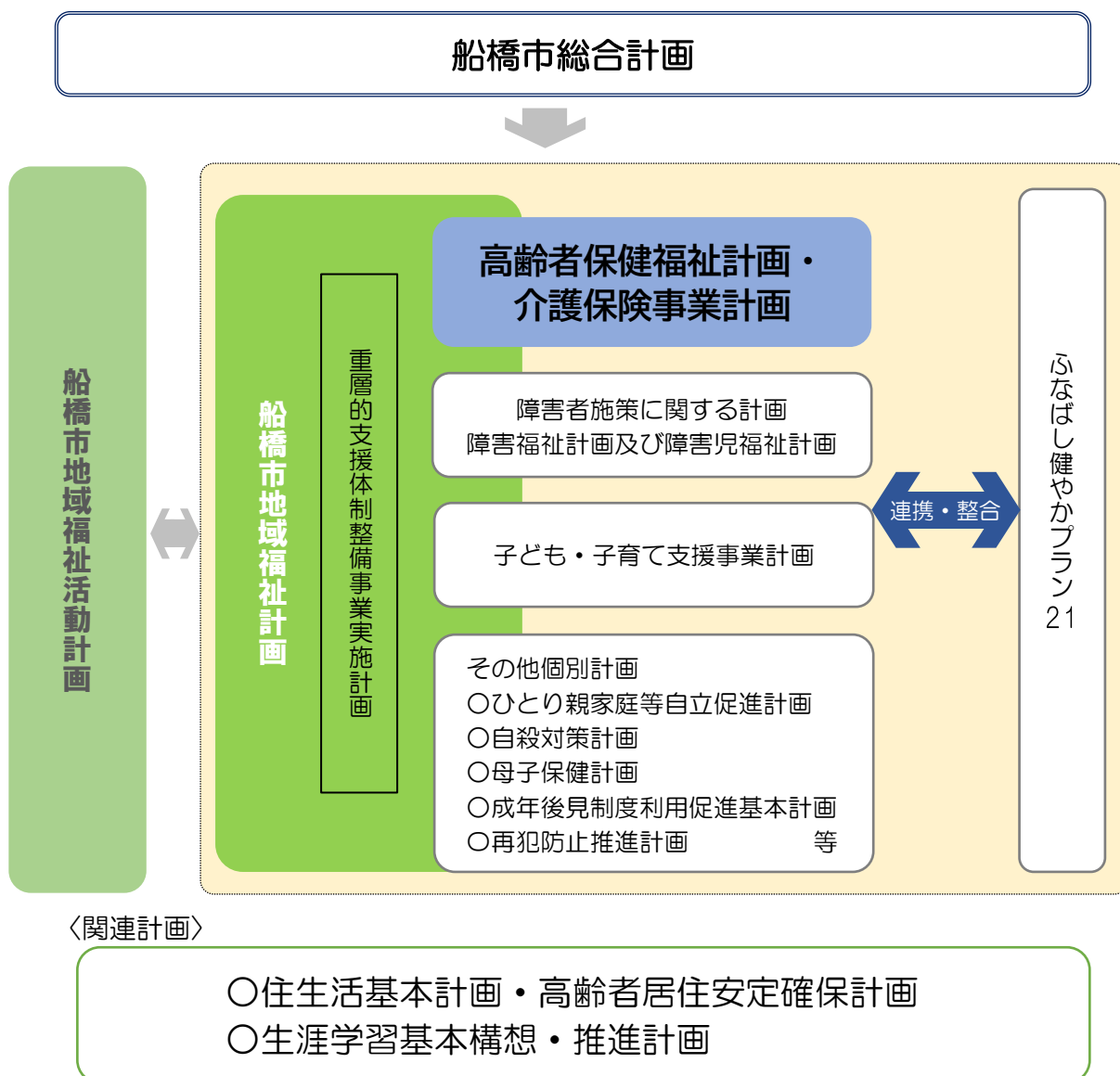
本市では、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らしていくためには、保健・医療・介護分野の連携が不可欠と考え、高齢者の保健福祉施策に係る総合的な計画として、「高齢者保健福祉計画」を策定することとしました。

(2) 船橋市の計画体系における位置づけ

本計画は、「船橋市総合計画」の個別計画です。

また、福祉分野の上位計画である「船橋市地域福祉計画」やその付随計画の「重層的支援体制整備事業※実施計画」や関連計画との理念を共有し、調和がとれたものとした。

※地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を柱とし、これらを一体的に実施する事業のこと。



2 計画期間

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は3年を1期として策定します。「第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」は令和6年度から令和8年度を対象とします。

平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
第 2 次総合計画				第 3 次総合計画							
第 3 次地域福祉計画				第 4 次地域福祉計画				第 5 次地域福祉計画			
					重層的支援 体制整備事業 実施計画	重層的支援 体制整備事業 実施計画	重層的支援 体制整備事業 実施計画	重層的支援 体制整備事業 実施計画	未定		
第 8 次高齢者保健福祉計画 第 7 期介護保険事業計画			第 9 次高齢者保健福祉計画 第 8 期介護保険事業計画			第 10 次高齢者保健福祉計画 第 9 期介護保険事業計画			第 11 次高齢者保健福祉計画 第 10 期介護保険事業計画		
第 3 次障害者施策に関する計画				第 4 次障害者施策に関する計画				第 5 次障害者施策に関する計画			
第 5 期障害福祉計画及び 第 1 期障害児福祉計画			第 6 期障害福祉計画及び 第 2 期障害児福祉計画			第 7 期障害福祉計画及び 第 3 期障害児福祉計画			第 8 期障害福祉計画及び 第 4 期障害児福祉計画		
				成年後見制度利用促進基本計画				第 2 期成年後見制度 利用促進基本計画			
ふなばし健やかプラン 2 1 （第 2 次）							（仮）次期健康増進計画				
特定健康診査等実施計画（第 3 期）						特定健康診査等実施計画（第 4 期）・ 保健事業実施計画（データヘルス計画）（第 3 期）					
保健事業実施計画（データヘルス計画）（第 2 期）											
住生活基本計画			住生活基本計画・ 高齢者居住安定確保計画								
高齢者居住安定確保計画											
生涯学習基本構想・推進計画 （第二次）				生涯学習基本構想・推進計画（第三次）							
第 3 次船橋市地域福祉活動計画					第 4 次船橋市地域福祉活動計画					第 5 次船橋市地域 福祉活動計画	

3 計画構成

本計画は、3部構成になっています。

第1部では、計画の趣旨と概要、高齢者を取り巻く現状と課題、本市の高齢者施策の状況および将来フレームについて示しています。

第2部では、ビジョンと基本方針、基本方針別の事業について示しています。

第3部では、被保険者の現状と見込み、第9期介護保険事業計画における施設等整備方針並びに今後のサービス量推計、介護保険財政、第1号被保険者の保険料について示しています。

第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画

第1部 計画の策定にあたって

- 計画の趣旨と概要（第1章）
- 高齢者を取り巻く現状と課題（第2章）
- 本市の高齢者施策の状況および将来フレーム（第3章）

第2部 ビジョンの実現に向けた施策の展開

- ビジョンと基本方針（第1章）
- 基本方針別の事業（第2章）

第3部 介護保険事業の現状と見込み

- 被保険者の現状と見込み（第1章）
- 第9期介護保険事業計画の施設等整備方針（第2章）
- サービス量推計（第3章）

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

第1節 市内高齢者の現状

1 人口構造・世帯構成等

(1) 人口構造

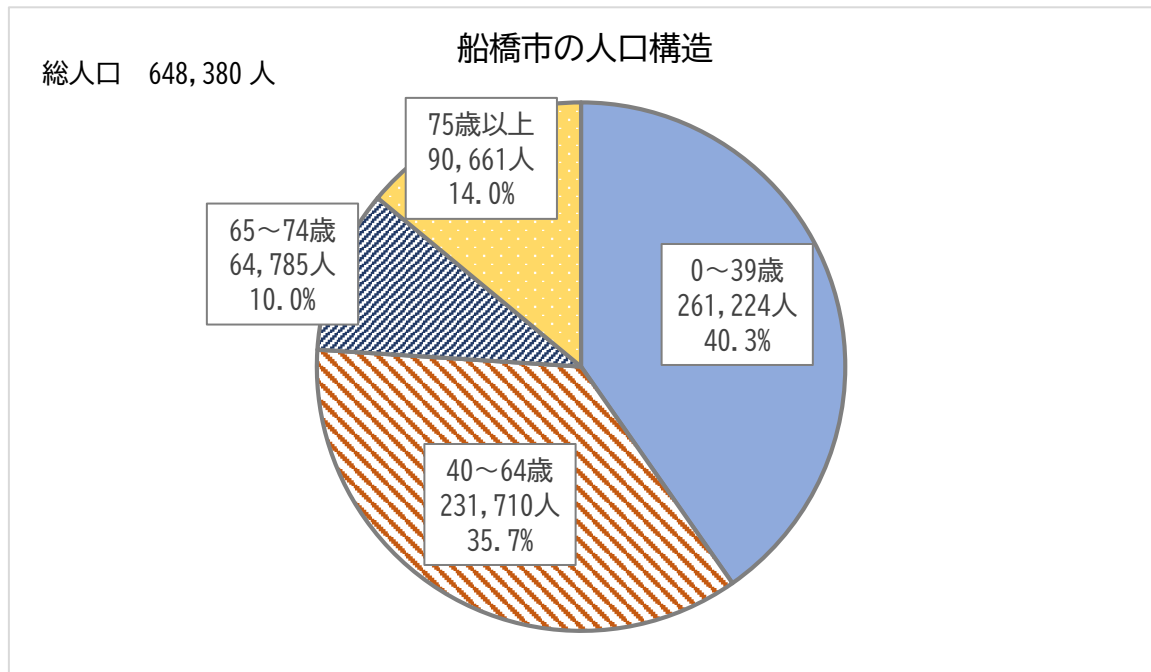
本市の人口構造についてみると、令和5年10月1日時点の総人口648,380人のうち、65歳以上の高齢者人口が155,446人で高齢化率24.0%となっています。

人 口 (人)	男 性	女 性	総 数	構 成 比
総数	322,450	325,930	648,380	100.0%
0～39 歳	134,764	126,460	261,224	40.3%
40～64 歳	119,742	111,968	231,710	35.7%
高齢者人口（65 歳以上）	67,944	87,502	155,446	24.0%
65～74 歳（前期高齢者）	30,681	34,104	64,785	10.0%
65～69 歳	14,209	14,705	28,914	4.5%
70～74 歳	16,472	19,399	35,871	5.5%
75 歳以上（後期高齢者）	37,263	53,398	90,661	14.0%
75～79 歳	15,082	19,395	34,477	5.3%
80～84 歳	12,262	16,836	29,098	4.5%
85 歳以上	9,919	17,167	27,086	4.2%
85～89 歳	7,116	10,660	17,776	2.7%
90～94 歳	2,346	4,932	7,278	1.1%
95 歳以上	457	1,575	2,032	0.3%

※住民基本台帳人口（令和5年10月1日時点）による（外国人含む）

※端数処理のため各項の和と合計値が合わない場合があります。

市の総人口のうち、65～74 歳の高齢者（前期高齢者）が 64,785 人（10.0%）、75 歳以上の高齢者（後期高齢者）が 90,661 人（14.0%）と、後期高齢者の割合が前期高齢者の割合を上回っています。



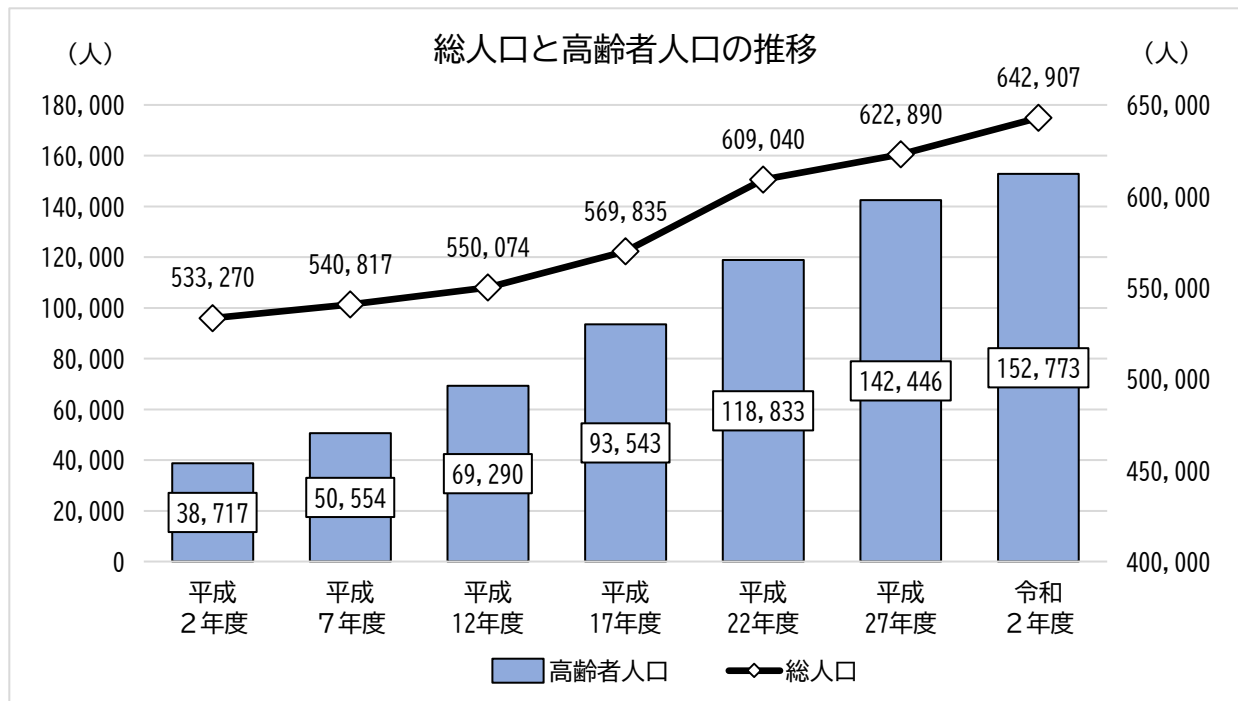
〔総人口と高齢者人口の推移〕（国勢調査）

本市の総人口と高齢者人口の推移をみると、平成2年度には総人口 533,270 人、高齢者人口 38,717 人であったのが、30 年後の令和2年度にはそれぞれ 642,907 人、152,773 人へと増加しています。

人口（人）	平成 2 年度	平成 7 年度	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
総人口	533,270	540,817	550,074	569,835	609,040	622,890	642,907
40～64 歳	186,590	195,095	192,299	192,258	201,282	209,031	219,805
高齢者人口	38,717	50,554	69,290	93,543	118,833	142,446	152,773
65～74 歳	24,040	32,317	45,476	60,192	72,484	79,383	71,619
75 歳以上	14,677	18,237	23,814	33,351	46,349	63,063	81,154
総人口に対する比率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
40～64 歳	35.0%	36.1%	35.0%	33.7%	33.0%	33.6%	34.2%
高齢者人口	7.3%	9.3%	12.6%	16.4%	19.5%	22.9%	23.8%
65～74 歳	4.5%	6.0%	8.3%	10.6%	11.9%	12.7%	11.1%
75 歳以上	2.8%	3.4%	4.3%	5.9%	7.6%	10.1%	12.6%

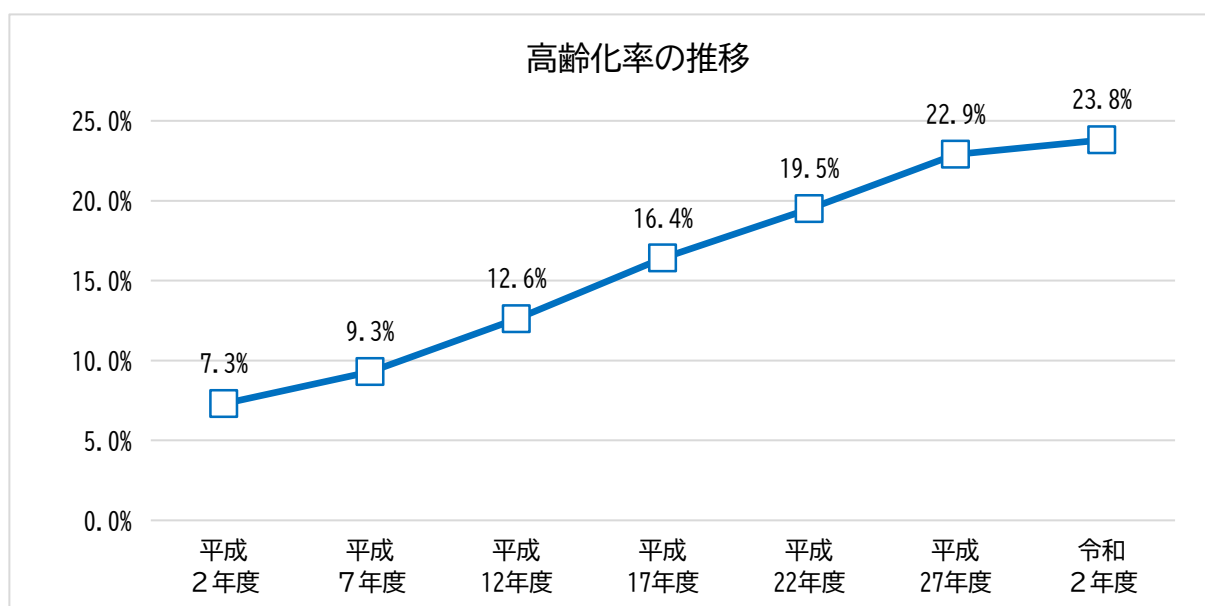
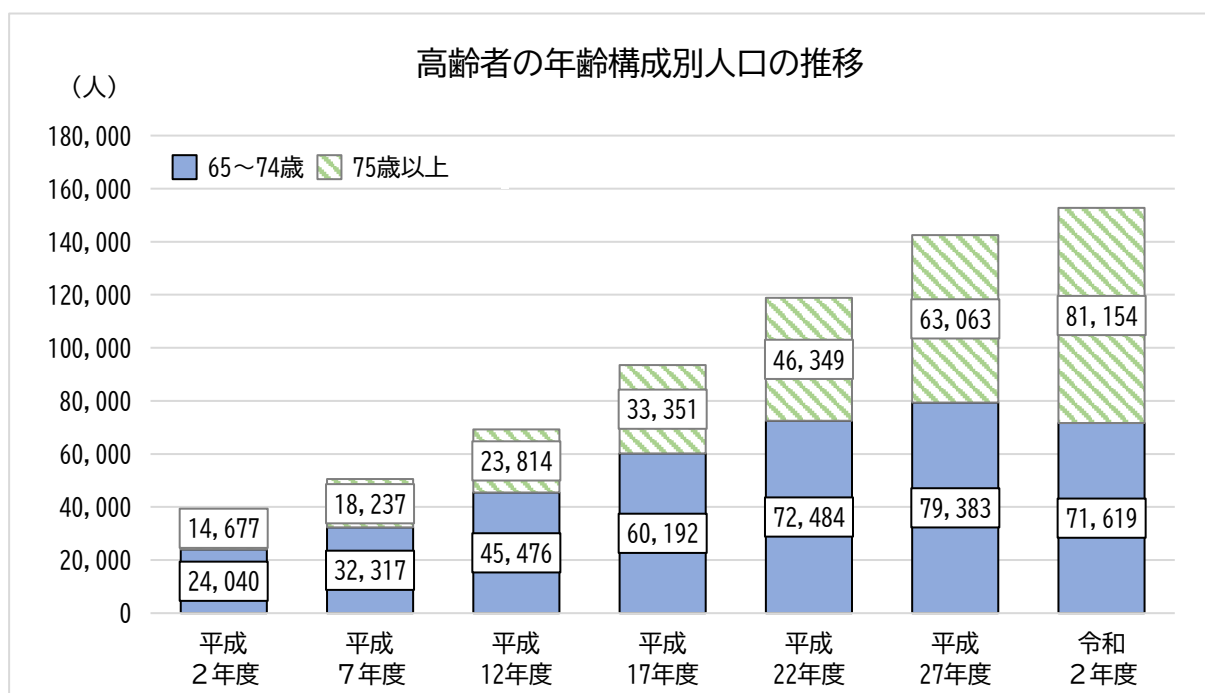
※国勢調査結果（各年度 10 月 1 日時点）による

※端数処理のため各項の和と合計値が合わない場合があります。



※国勢調査結果（各年度 10 月 1 日時点）による

65 歳から 74 歳までの高齢者は平成2年度の 24,040 人から平成 27 年度には 79,383 人となりましたが、令和2年度には減少に転じ、71,619 人となっています。一方、75 歳以上の高齢者は、平成2年度の 14,677 人から平成 27 年度には 63,063 人、令和2年度にはさらに増加し、81,154 人となっています。高齢者人口が総人口の伸びを上回るペースで増加した結果、本市の高齢化率は平成2年度の 7.3%から平成 27 年度には 22.9%にまで急激に上昇しましたが、令和2年度には 23.8%となり、上昇率はやや緩まっています。



※国勢調査結果（各年度 10 月 1 日時点）による

(2) 世帯構成

本市の高齢者がいる総世帯数は、総人口及び高齢者人口の増加に伴い、平成30年度の105,981世帯から令和5年度には111,089世帯へと増加しています。

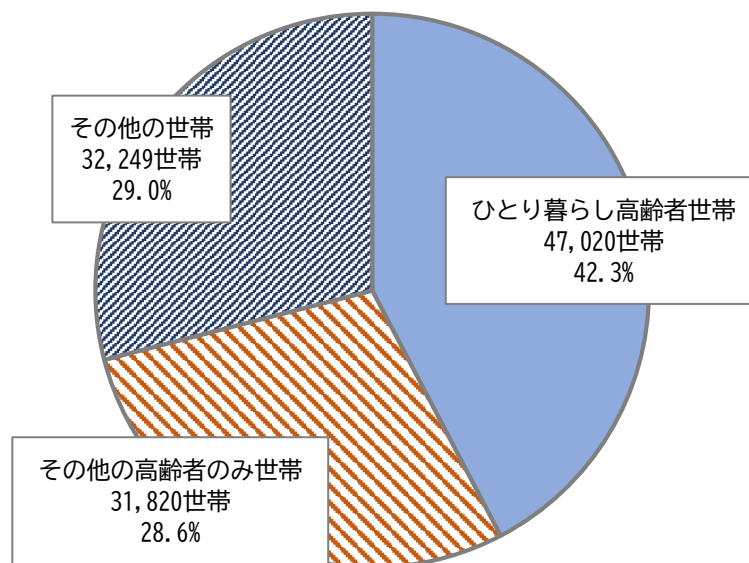
高齢者のみの世帯は、同期間に71,733世帯(対高齢者のいる総世帯比率67.7%)から78,840世帯(同71.0%)へと増加しています。

世帯数(世帯)	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
高齢者のいる総世帯数	105,981	107,194	108,496	109,523	109,913	111,089
高齢者のみの世帯	71,733	73,461	75,222	76,676	77,701	78,840
ひとり暮らし高齢者世帯	40,272	41,703	43,282	44,692	45,928	47,020
その他の高齢者のみ世帯	31,461	31,758	31,940	31,984	31,773	31,820
その他の世帯	34,248	33,733	33,274	32,847	32,212	32,249
高齢者のいる総世帯数に対する比率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
高齢者のみの世帯	67.7%	68.5%	69.3%	70.0%	70.7%	71.0%
ひとり暮らし高齢者世帯	38.0%	38.9%	39.9%	40.8%	41.8%	42.3%
その他の高齢者のみ世帯	29.7%	29.6%	29.4%	29.2%	28.9%	28.6%
その他の世帯	32.3%	31.5%	30.7%	30.0%	29.3%	29.0%

※住民基本台帳(各年度10月1日時点)による(外国人含む)

※端数処理のため各項の和と合計値が合わない場合があります。

船橋市の高齢者がいる世帯の構成



※令和5年10月1日時点

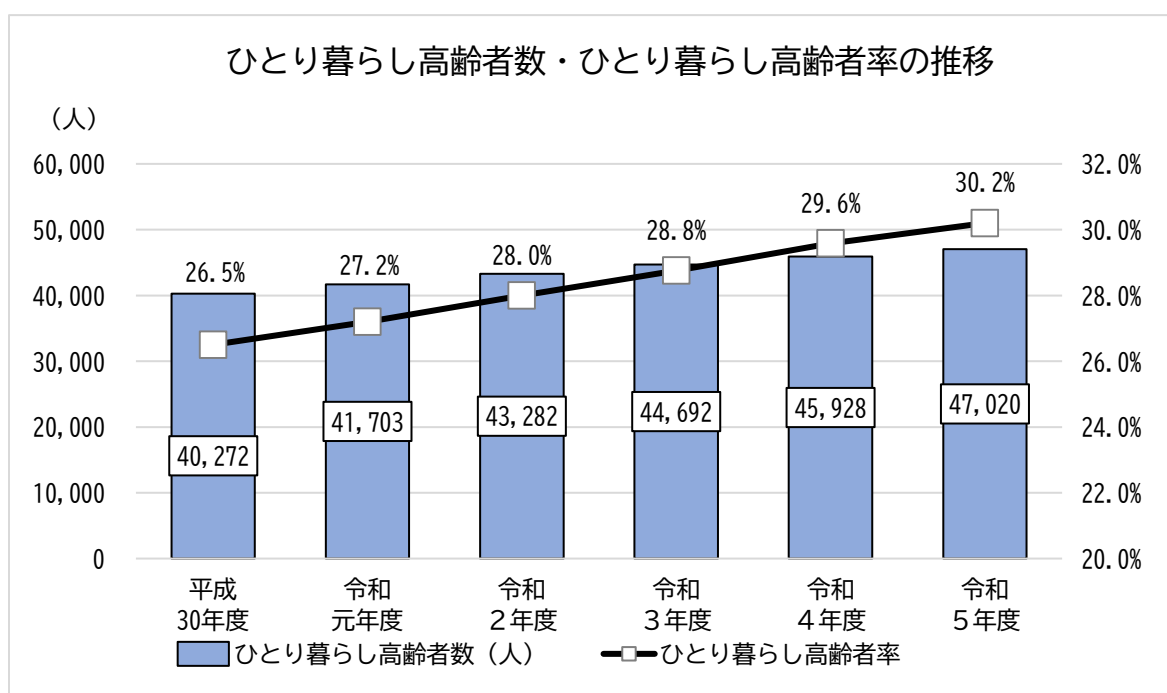
(3) ひとり暮らし高齢者

ひとり暮らし高齢者についてみると、平成30年度の40,272人から令和5年度には47,020人へと約1.17倍に増加しており、同年度における高齢者人口の伸び（約1.02倍）よりも大きな伸び率となっています。また、高齢者人口に占めるひとり暮らし高齢者の割合（ひとり暮らし高齢者率）は同期間に26.5%から30.2%にまで増加しています。

[ひとり暮らし高齢者の推移]

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
高齢者人口（人）	151,822	153,266	154,629	155,443	155,272	155,446
ひとり暮らし高齢者数（人）	40,272	41,703	43,282	44,692	45,928	47,020
ひとり暮らし高齢者率	26.5%	27.2%	28.0%	28.8%	29.6%	30.2%

※住民基本台帳（各年度10月1日時点）による（外国人含む）



(4) 認知症高齢者

見守り等の支援を必要とする「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱa以上の認知症高齢者は、令和5年9月末時点で19,086人、要介護（要支援）認定者の62.5%と過半数を占めています。

(単位：人)

		認知症高齢者の日常生活自立度								総計	(再掲) Ⅱa以上
		自立	I	Ⅱa	Ⅱb	Ⅲa	Ⅲb	Ⅳ	M		
要介護度	要支援1	1,222 (4.0%)	1,770 (5.8%)	258 (0.8%)	67 (0.2%)	1 (0.0%)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	3,318 (10.9%)	326 (1.1%)
	要支援2	1,183 (3.9%)	2,563 (8.4%)	387 (1.3%)	57 (0.2%)	5 (0.0%)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	4,195 (13.7%)	449 (1.5%)
	要介護1	397 (1.3%)	1,551 (5.1%)	2,546 (8.3%)	2,801 (9.2%)	125 (0.4%)	20 (0.1%)	2 (0.0%)	0 (—)	7,442 (24.4%)	5,494 (18.0%)
	要介護2	303 (1.0%)	997 (3.3%)	949 (3.1%)	2,013 (6.6%)	635 (2.1%)	81 (0.3%)	3 (0.0%)	1 (0.0%)	4,982 (16.3%)	3,682 (12.0%)
	要介護3	139 (0.5%)	539 (1.8%)	411 (1.3%)	1,110 (3.6%)	1,700 (5.6%)	355 (1.2%)	55 (0.2%)	3 (0.0%)	4,312 (14.1%)	3,634 (11.9%)
	要介護4	126 (0.4%)	481 (1.6%)	286 (0.9%)	820 (2.7%)	1,560 (5.1%)	369 (1.2%)	271 (0.9%)	3 (0.0%)	3,916 (12.8%)	3,309 (10.8%)
	要介護5	53 (0.2%)	151 (0.5%)	108 (0.4%)	256 (0.8%)	945 (3.1%)	213 (0.7%)	659 (2.2%)	11 (0.0%)	2,396 (7.8%)	2,192 (7.2%)
総計		3,423 (11.2%)	8,052 (26.3%)	4,945 (16.2%)	7,124 (23.3%)	4,971 (16.3%)	1,038 (3.4%)	990 (3.2%)	18 (0.1%)	30,561 (100.0%)	19,086 (62.5%)

※認定者データによる（認定調査による認知症高齢者の日常生活自立度により集計）

※令和5年9月末時点、介護認定の審査をしていない転入継続者等（510人）は除く

※端数処理のため各項の和と合計値が合わない場合があります。

※カッコ内は、総計（30,561人）に対する構成比

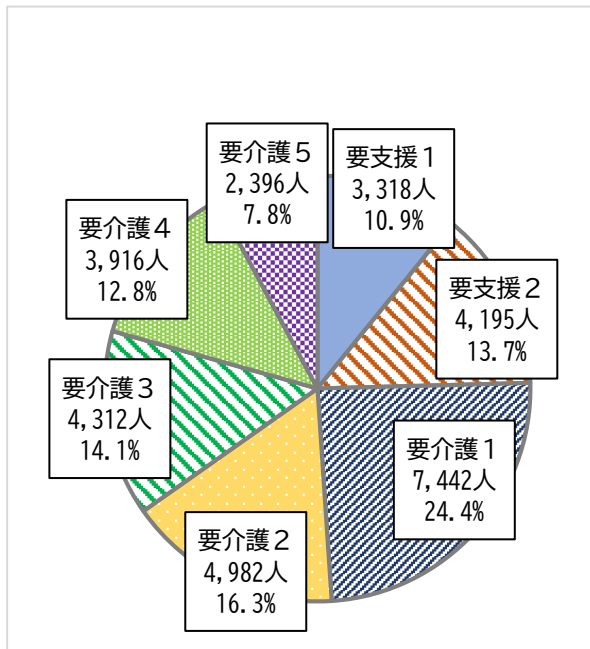
認知症高齢者の日常生活自立度

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記IIの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIII aに同じ
IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

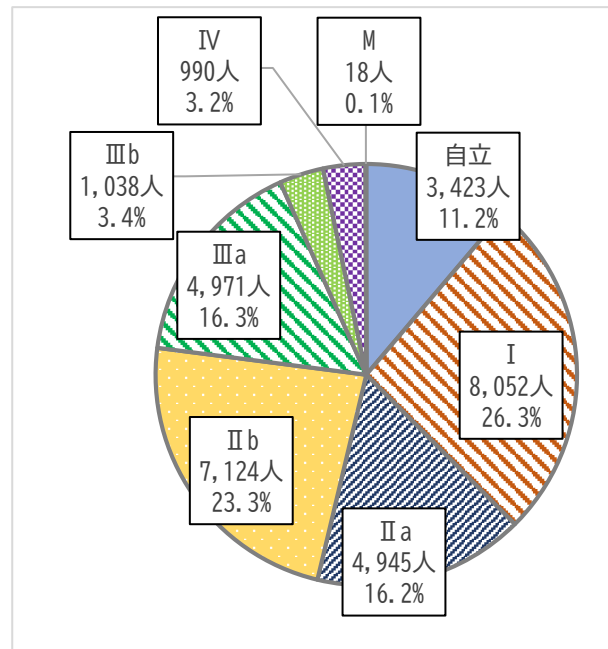
出典：平成21年9月30日老老発0930第2号

厚生労働省老健局老人保健課長通知「認定調査票記入の手引き」

要介護認定区分の割合

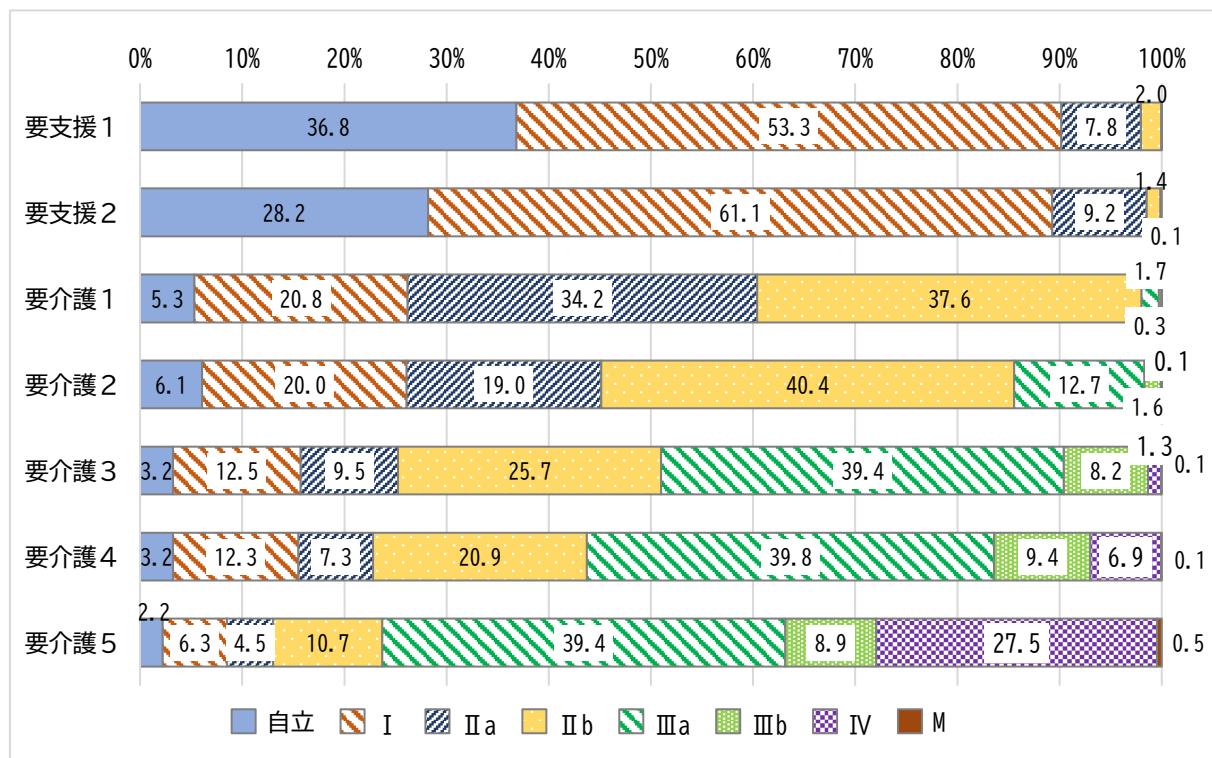


認知症高齢者の日常生活自立度



n=30,561

要介護状態区分別の認知症高齢者の日常生活自立度



※認定者データによる（認定調査による認知症高齢者の日常生活自立度により集計）

※令和5年9月末時点、審査等していない転入継続者（510人）は除く

2 日常生活圏域の状況

本市では、総合計画における行政ブロックに設定されている5つの地区（南部・西部・中部・東部・北部）を日常生活圏域として設定し、高齢者介護に係る基盤整備の中心的な位置づけとしています。

圏域別の概況並びに地域密着型サービス等の基盤整備状況は以下のとおりです。

[圏域別の概況]

圏域	面積 (ha)	人口規模 (人)	高齢者人口 (人)	高齢化率	要介護 (要支援) 認定者数 (人)	要介護 (要支援) 認定者率
南部	1,544.3	122,217	23,288	19.1%	4,467	19.2%
西部	1,514.5	160,991	32,444	20.2%	5,840	18.0%
中部	1,092.1	83,234	24,619	29.6%	5,234	21.3%
東部	1,616.7	172,584	41,840	24.2%	8,156	19.5%
北部	2,794.4	109,354	33,255	30.4%	6,709	20.2%
合計	8,562.0	648,380	155,446	24.0%	30,406	19.6%

※人口は、住民基本台帳（令和5年10月1日時点）による（外国人含む）

※要介護（要支援）認定者は、認定者データの数値（令和5年9月末時点）による

高齢者人口との対比のため第1号被保険者のみとなっており、住所地特例者（665人）は除く

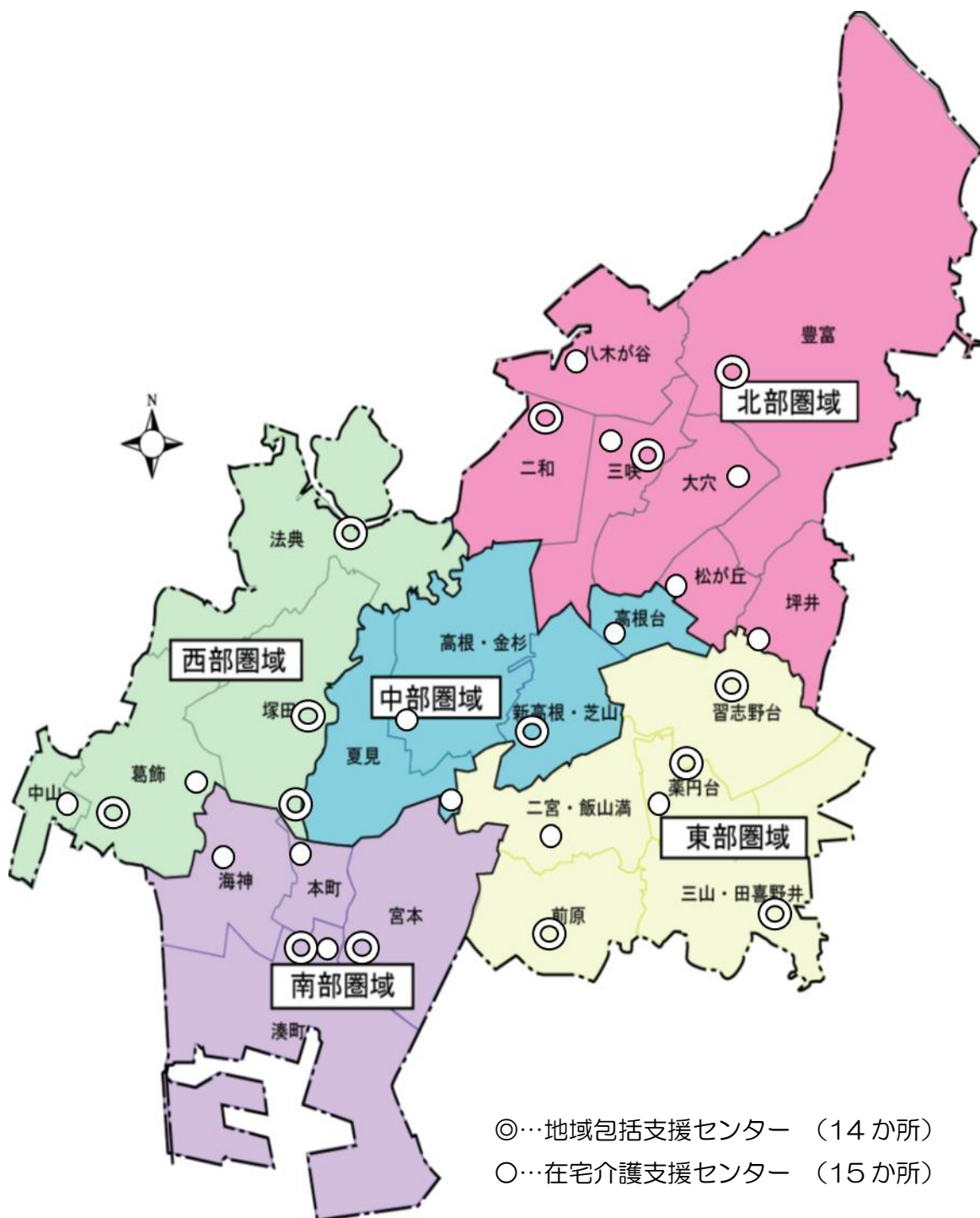
[圏域別基盤整備状況]

（単位：施設）

圏域	南部	西部	中部	東部	北部	合計
介護老人福祉施設	0	10	10	5	10	35
介護老人保健施設	2	1	3	3	6	15
介護医療院	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	7	9	10	11	12	49
特定施設入居者生活介護	6	4	3	2	1	16
合計	15	24	26	21	29	115

※令和5年10月1日時点

〔日常生活圏域（5圏域）の位置図〕



第1部 計画の策定にあたって

日常生活圏域ごとの地域包括支援センター及びその担当エリアは以下のとおりです。

圏 域	名 称	担当エリア
南 部	南部地域包括支援センター	本町3丁目、湊町、浜町、若松、日の出、西浦、栄町、潮見町、高瀬町、南本町、海神、海神町、海神町東、海神町西、海神町南、南海神
	宮本・本町 地域包括支援センター	宮本、市場、東船橋、東町、駿河台、本町（3丁目を除く）
西 部	西部地域包括支援センター	山野町、印内町、葛飾町、本郷町、古作町、古作、西船、印内、東中山、二子町、本中山
	塚田地域包括支援センター	行田町、行田、山手、北本町、前貝塚町、旭町
	法典地域包括支援センター	丸山、上山町、馬込西、馬込町、藤原
中 部	中部地域包括支援センター	夏見、夏見町、夏見台、米ヶ崎町、高根町、金杉町、金杉、金杉台、緑台
	新高根・芝山、高根台 地域包括支援センター	芝山、新高根、高根台
東 部	東部地域包括支援センター	二宮、飯山満町、滝台町、滝台、薬円台、薬園台町、七林町
	前原地域包括支援センター	前原東、前原西、中野木
	三山・田喜野井 地域包括支援センター	三山、田喜野井、習志野
	習志野台 地域包括支援センター	習志野台、西習志野
北 部	北部地域包括支援センター	三咲町、三咲、南三咲、松が丘、大穴町、大穴南、大穴北
	二和・八木が谷 地域包括支援センター	二和東、二和西、八木が谷町、咲が丘、みやぎ台、八木が谷、高野台
	豊富・坪井 地域包括支援センター	古和釜町、小室町、小野田町、大神保町、神保町、車方町、鈴身町、豊富町、金堀町、楠が山町、坪井東、坪井西、坪井町

3 地域包括支援センターの状況

地域包括支援センターは、高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点であり、高齢者やその家族から、介護や福祉、医療、健康、認知症に関することなど、様々な相談に応じるほか、高齢者の権利を守るため、虐待防止・早期発見に向けた取り組みや虐待対応、成年後見制度の活用支援等を行っています。

また、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的かつ継続的なケア体制の構築に向けて、地域の様々な関係機関が連携・協働できるネットワークづくりや個々の介護支援専門員への支援等に取り組んでいます。

さらに、要支援認定者や基本チェックリストで事業対象者（要支援相当）と判定された人のケアマネジメントを行っています。

本市では、平成18年4月に日常生活圏域ごとに1か所ずつ地域包括支援センターを市直営で設置しました。その後、担当地区の高齢者人口、面積及び直営センターの設置場所等を考慮して、平成23年4月に「東部」「西部」「北部」圏域、平成25年4月に「中部」圏域、平成28年4月に「東部」圏域、平成31年4月に「東部」「西部」「北部」圏域、令和4年4月に「南部」圏域をそれぞれ一部分割し、その分割圏域に民間事業者への委託により新たに1か所ずつセンターを設置しました。現在、市内には直営センター5か所、委託センター9か所、計14か所のセンターが設置されています。

[地域包括支援センターの設置状況]

(単位：か所)

圏域	南部	西部	中部	東部	北部	合計
直営	1	1	1	1	1	5
委託	1	2	1	3	2	9
合計	2	3	2	4	3	14

第2節 高齢者生活実態調査結果等の概要

1 高齢者生活実態調査結果の概要

(1) 調査の実施概要

本計画の策定にあたり、市内の高齢者などの生活実態や健康状態、介護保険及び保健福祉サービスなどに関するニーズを把握し、今後の高齢者の保健福祉や介護サービスの充実のための基礎資料として活用するため、令和4年12月に調査を実施しました。

本調査においては、対象者別に以下の4種類のアンケート調査を無記名式で実施しました。

調査の種類	対象者	実施方法
①高齢者基本調査	市内在住の65歳以上の高齢者から、要介護認定者（要介護1～5）を除いた5,000人を抽出	郵送配付・ 郵送回収 WEB アンケート
②要介護高齢者調査	市内在住の65歳以上の高齢者から、要介護認定（要介護1～5）を受けている4,000人を抽出	郵送配付・ 郵送回収 WEB アンケート
③ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯調査	市内在住の65歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみ世帯の者から、要介護認定者（要介護1～5）を除いた5,000人を抽出	郵送配付・ 郵送回収 WEB アンケート
④若年調査	市内在住の40～64歳の市民から、1,000人を抽出	郵送配付・ 郵送回収 WEB アンケート

※「①高齢者基本調査」「③ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯調査」の対象者は、24地区コミュニティ別の介護保険第1号被保険者数の人口比で抽出しました。

※「②要介護高齢者調査」の対象者は、24地区コミュニティ別の要介護認定者数比で抽出しました。

※「④若年調査」24地区コミュニティ別の介護保険第2号被保険者数の人口比で抽出しました。

調査の種類	配布数	有効回収数	有効回収率
①高齢者基本調査	5,000 人	3,589 票	71.8%
②要介護高齢者調査	4,000 人	2,479 票	62.0%
③ひとり暮らし高齢者・ 高齢者のみ世帯調査	5,000 人	3,861 票	77.2%
④若年調査	1,000 人	545 票	54.5%

※ 調査結果の見方について

- 集計結果のグラフ・表における比率（％）は、四捨五入の関係で内訳の合計が 100（％）にならない場合があります。
- 集計結果の「n＝」の値は、当該設問の回答数を表します。
- 「ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯調査」は住民基本台帳からひとり暮らし及び高齢者のみ世帯を抽出したため、実態として家族と同居している人が含まれます。

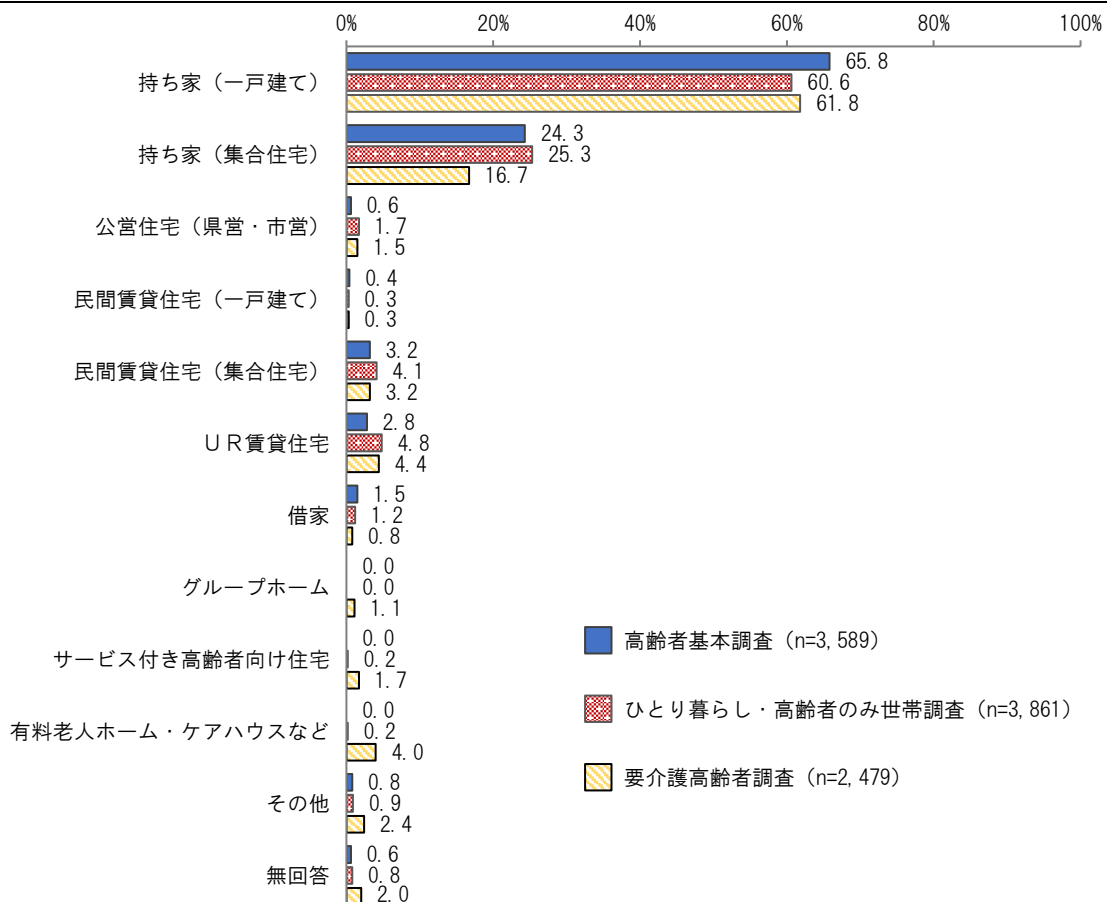
(2) 調査結果からの課題整理に関する項目

I. 住まい

○ 多様化する住まいに即した、地域支援体制づくり

「持ち家（一戸建て）」を住まいとする方について、高齢者基本調査では約 65%、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査、要介護高齢者調査では約 60%となっている一方、「持ち家（集合住宅）」や「民間賃貸住宅（集合住宅）」といった「集合住宅」を住まいとする方が、高齢者基本調査、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査ともに約 30%、要介護高齢者調査では約 20%となっています。また、要介護高齢者調査においては「サービス付き高齢者向け住宅」や「有料老人ホーム・ケアハウス」を住まいとする方が5%を超えており、高齢者の住まいが多様化しています。今後、地域コミュニティや地域支援ネットワークについて、多様化する住まいに即した支援体制を構築するとともに、持続性を高め次世代に繋げていく仕組みづくりが求められます。

問 あなたの住まいは、次のどれにあたりますか。（1つの番号に○）
（高齢者基本調査、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査、要介護高齢者調査：問2）



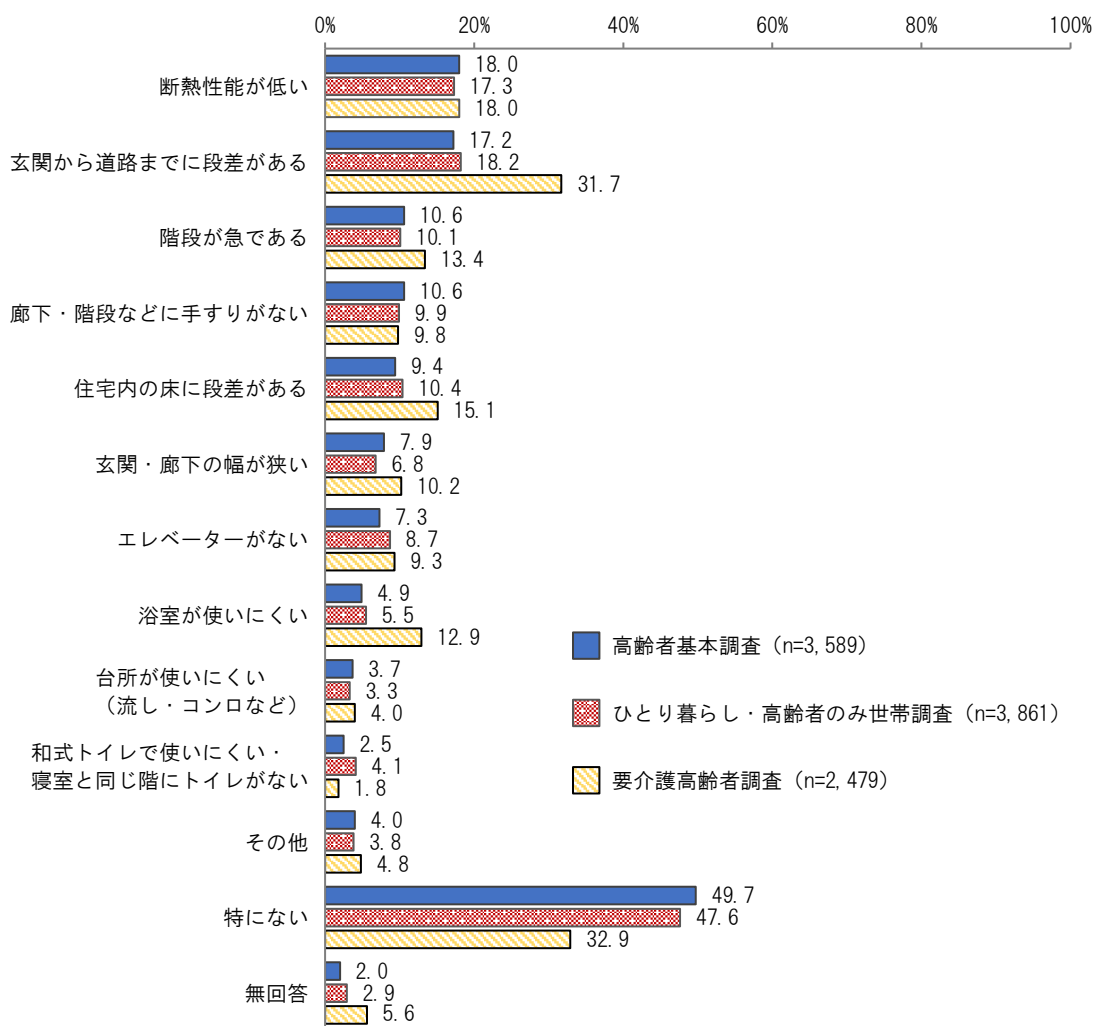
○ バリアフリーは、「玄関を出たところ」も含めて

高齢者基本調査では住まいの中での不便なところとして「断熱性が低い」が約20%と最も多く挙げられ、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査、要介護高齢者調査においても同じく約20%が不便なところとして挙げられています。一方、要介護高齢者調査では「玄関から道路までに段差がある」が最も多く挙げられ他の調査と比較して2倍近く高くなっています。また、「住宅内の床に段差がある」「浴室が使いにくい」なども他の調査と比較して高くなっており、要介護となって初めて居住の内外を含めた段差について不便と感じる、と考えられます。いつまでも住み慣れた家で暮らしていくためには、住居内だけでなく、住居回りのバリアフリー化も引き続き重要となると思われます。

問 あなたのお住まいの中で、不便なところがありますか。

(主なもの3つまでの番号に○)

(高齢者基本調査、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査：問3、要介護高齢者調査：問4)



○ どのような生活状況においても住み続けられる環境づくり

若年調査では「可能な限り今の住まいで生活したい」あるいは「今の住まいを改修して住み続けたい」といった『今の住まいで生活し続けたい』との意向が約80%と高くなっており、高齢者基本調査、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査では『今の住まいで生活し続けたい』との意向が約90%とさらに高まっています。また、要介護高齢者調査においても約85%となっており、どのような生活状況においても高齢になるとともに『今の住まいで生活し続けたい』との意向が高まっています。『今の住まいで生活し続けたい』との思いを維持し実現していくためにも、高齢者が住み続けられる環境づくりの働きかけを若年層へ行い、世代を超えてつながり受け継がれていく仕組みづくりが求められます。

問 あなたは、今後もずっと現在のお住まいで生活していきたいと思いませんか。
（1つの番号に○）
（高齢者基本調査、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査：問4、要介護高齢者調査：問5、若年調査：問4）

単位：％

項 目	可能な限り今の住まいで生活したい	今の住まいを改修して住み続けたい	バリアフリー化された住宅に転居したい	今より家賃の安いところに転居したい	親族の近く（同居を含む）に転居したい	医療や介護が受けられる有料老人ホーム等に転居したい	『今の住まいで生活し続けたい』
高齢者基本調査 (n=3,589)	82.1	8.8	1.3	2.3	0.6	1.1	90.9
ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査 (n=3,861)	84.6	5.2	1.1	2.2	1.1	2.1	89.8
要介護高齢者調査 (n=2,479)	80.6	5.0	1.5	1.3	1.3	3.3	85.6
若年調査 (n=545)	65.3	14.3	2.9	3.3	3.1	0.4	79.6

※『今の住まいで生活し続けたい』＝「可能な限り今の住まいで生活したい」
＋「今の住まいを改修して住み続けたい」

※その他、無回答を除く

○ 保証人・緊急連絡先の確保支援

入院、施設入所、賃貸住宅への転居等が必要になったとき、「保証人になってくれる人はいないが、緊急連絡先になってくれる人がいる」あるいは「保証人にも緊急連絡先にもなってくれる人がいない」といった『保証人がいない』とする割合が、高齢者基本調査では11.4%、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査では9.9%、要介護高齢者調査では8.8%となっており、今後ひとり暮らし高齢者を含む要介護高齢者に対する住まいの選択のための保証人の確保を支援する仕組みが求められます。

問 あなたが入院、施設入所、賃貸住宅への転居等が必要になったとき、保証人や緊急連絡先になってくれる人はいますか。（1つの番号に○）
（高齢者基本調査、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査：問5、要介護高齢者調査：問7）

単位：％

項 目	保証人になってくれる人がいる	保証人になってくれる人はいないが、緊急連絡先になってくれる人がいる	保証人にも緊急連絡先にもなってくれる人がいない	『保証人がいない』
高齢者基本調査 (n=3, 589)	84. 8	8. 9	2. 5	11. 4
ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査 (n=3, 861)	87. 6	8. 0	1. 9	9. 9
要介護高齢者調査 (n=2, 479)	87. 2	6. 7	2. 1	8. 8

※『保証人がいない』＝「保証人になってくれる人はいないが、緊急連絡先になってくれる人がいる」＋「保証人にも緊急連絡先にもなってくれる人がいない」

※その他、無回答を除く

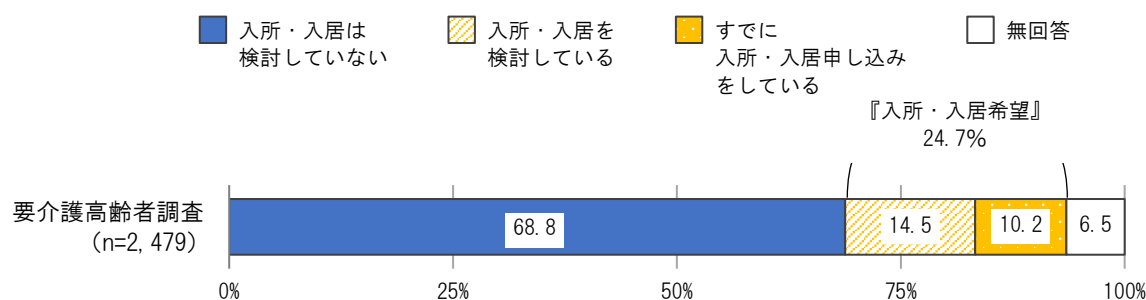
○ 施設入所申込者への支援

要介護高齢者では、施設等への入所・入居の検討状況について、「入所・入居を検討している」と「すでに入所・入居申し込みをしている」を合わせた『入所・入居希望』の割合は合わせて24.7%となっており、可能な限り重度化を防ぐとともに、家族等介護者に係る負担を軽減できるよう、在宅生活支援を図ることが重要です。

問 現時点での、施設等※への入所・入居の検討状況について、教えてください。
(1つの番号に○)

(要介護高齢者調査：問6)

※「施設等」とは、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、特定施設（有料老人ホーム等）、グループホーム、地域密着型特別養護老人ホームを指します。



※『入所・入居希望』＝「入所・入居を検討している」＋「すでに入所・入居申し込みをしている」

Ⅱ. 予防

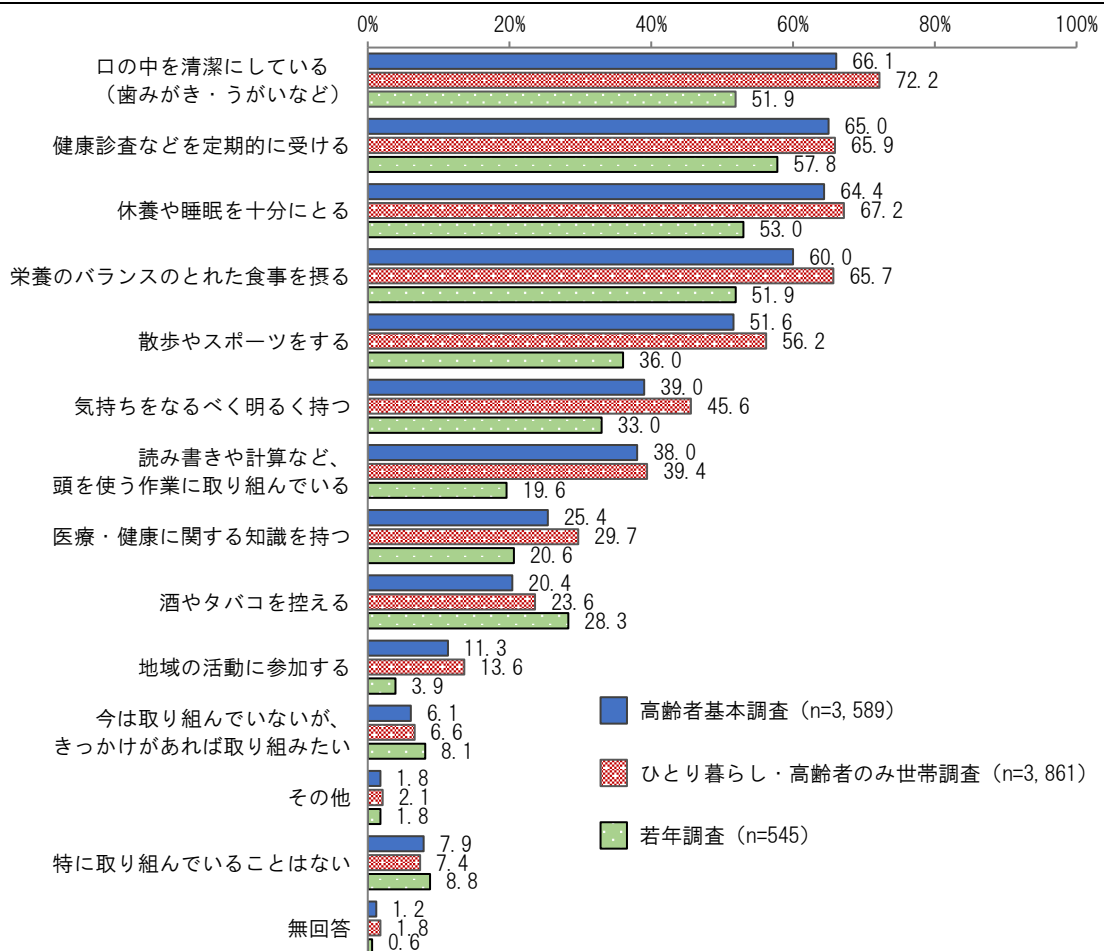
○ 早期の介護予防・健康づくりへの意識啓発

健康や介護予防のために取り組んでいることとして、高齢者基本調査、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査では、「口の中を清潔にしている（歯みがき、うがいなど）」が最も多く、「健康診査などを定期的に受ける」、「栄養のバランスのとれた食事を摂る」、「休養や睡眠を十分にとる」の4項目は60%を超えています。

一方、「地域の活動に参加する」については、高齢者基本調査、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査ともに約10%にとどまっており、若年調査では約4%となっています。高齢者においては地域活動などの社会参加を通じて、生きがいづくりや健康づくりによる介護予防の効果が期待されるため、引き続き地域活動への参加促進をはじめ、様々な形で社会参加を促進する取り組みが求められます。

問 あなたは、ふだんから健康や介護予防のために取り組んでいることはありますか。（あてはまるすべての番号に○）

（高齢者基本調査、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査：問49、若年調査：問16）



○ 各種リスクへの備え

運動器機能リスク、転倒リスク、閉じこもりリスク、栄養改善リスク、咀嚼機能リスク、認知症リスク、うつリスク、IADL（手段的日常生活動作）が低い、の各種リスクについて、介護予防を進めるうえで重要な指標となっています。

運動器機能リスク高齢者の割合は高齢者基本調査で 9.6%、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査で 10.2%となり、転倒リスク高齢者の割合は高齢者基本調査で 24.8%、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査で 26.1%となっており、いずれのリスクもひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査が上回っています。

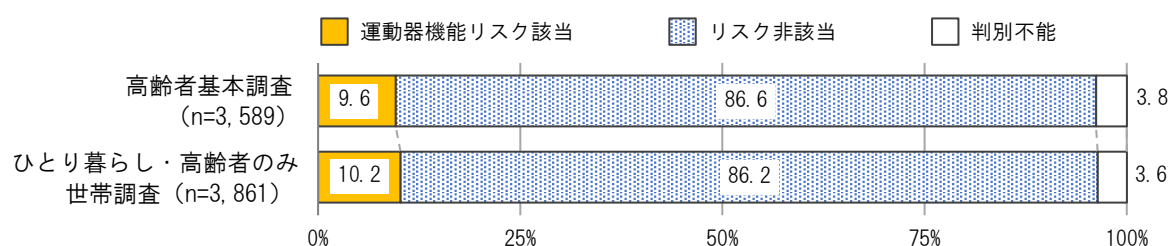
閉じこもりリスク高齢者の割合は高齢者基本調査で 14.8%、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査で 15.0%となっています。

栄養改善リスク高齢者の割合は高齢者基本調査で 6.2%、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査で 7.9%となり、咀嚼機能リスク高齢者の割合は高齢者基本調査で 25.2%、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査で 26.3%となっています。

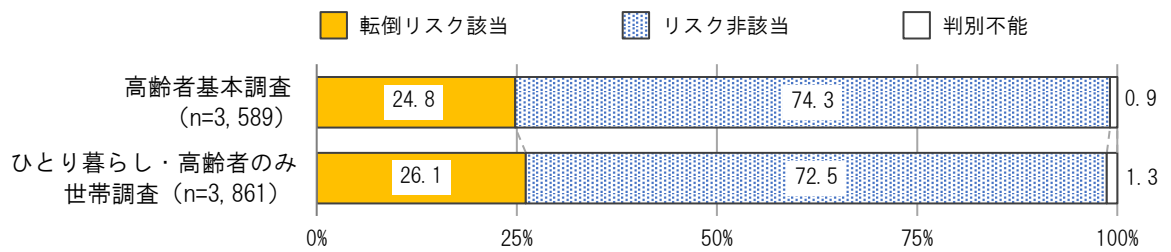
認知症リスク高齢者の割合は高齢者基本調査で 47.8%、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査で 49.5%となり、うつリスク高齢者の割合は高齢者基本調査で 38.1%、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査で 39.3%、IADL が低いとされる高齢者の割合は高齢者基本調査で 4.1%、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査で 3.8%となっています。

なお、各リスク高齢者の割合について、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査の方がリスク高齢者の割合が高くなっています。回答者の年齢分布をみると、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査の年齢層が若干高くなっていることから、加齢によるリスク高齢者の増加を抑制する取り組みが必要であり、自発的な運動や外出の促進、食事やメンタルヘルスに関する専門的なアドバイスや支援を世帯類型に関係なく実施していくことが求められます。

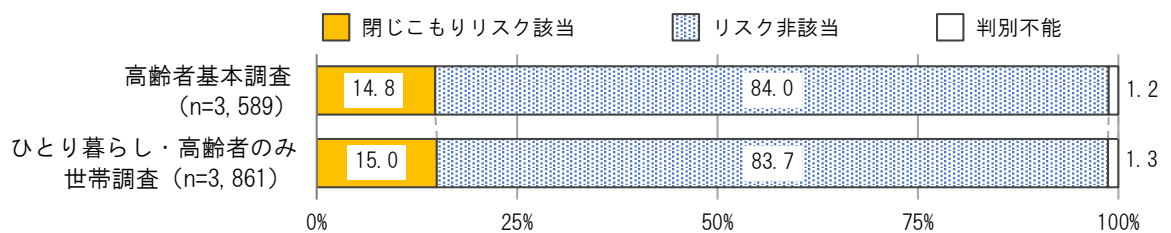
■運動器機能リスク高齢者の割合



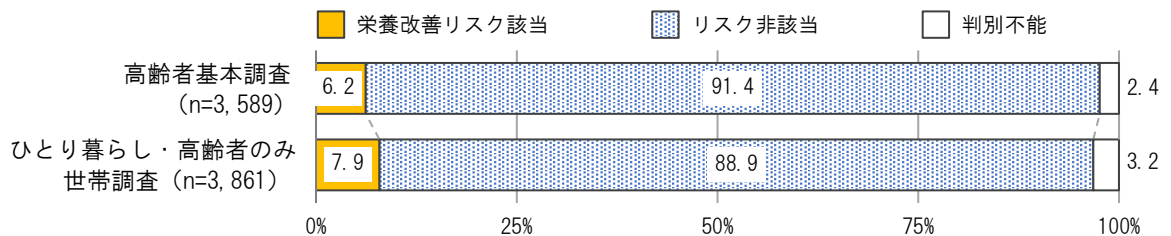
■転倒リスク高齢者の割合



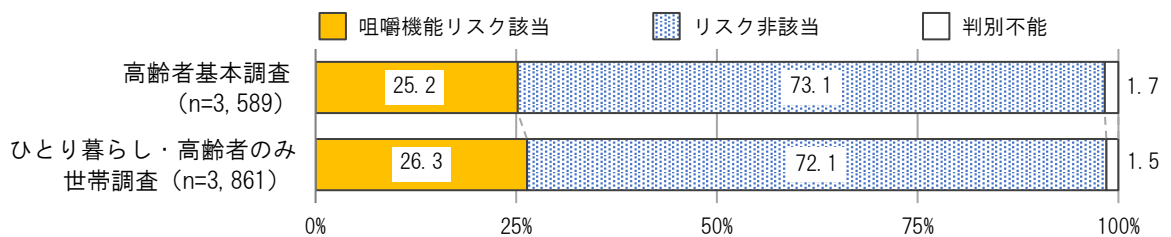
■閉じこもりリスク高齢者の割合



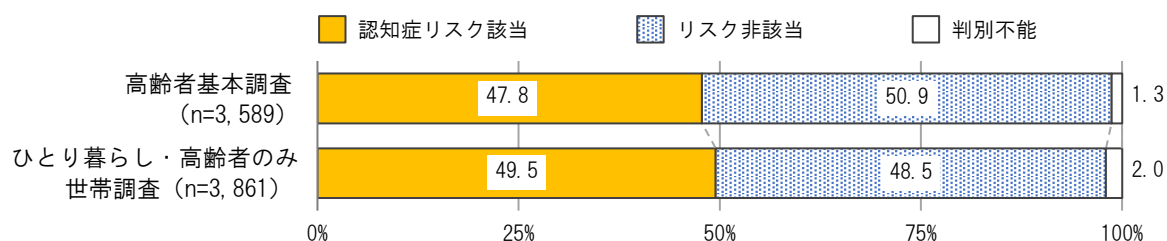
■栄養改善リスク高齢者の割合



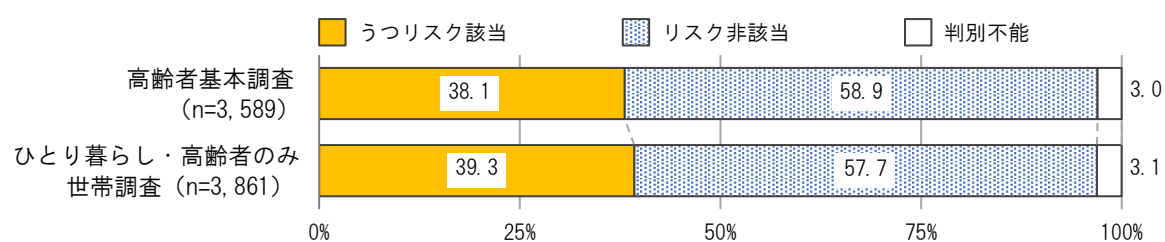
■咀嚼機能リスク高齢者の割合



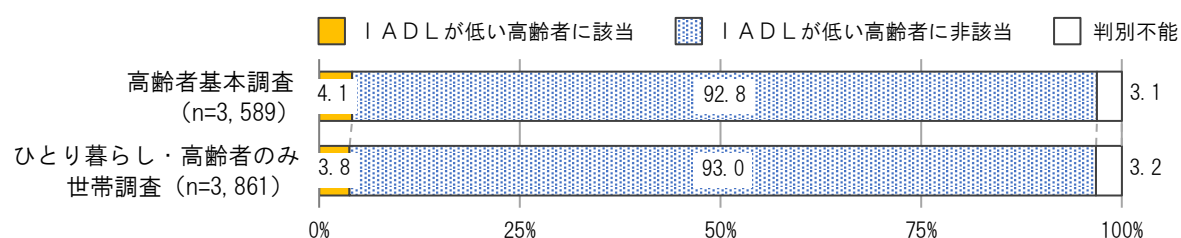
■認知症リスク高齢者の割合



■うつリスク高齢者の割合



■IADLが低い高齢者の割合



(高齢者基本調査、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査)

運動器機能リスク: 問 13~17、転倒リスク: 問 16、閉じこもりリスク: 問 18、

栄養改善リスク: 問 10、咀嚼機能リスク: 問 22、認知症リスク: 問 25、うつリスク: 問 42・43、

IADL: 問 26~30

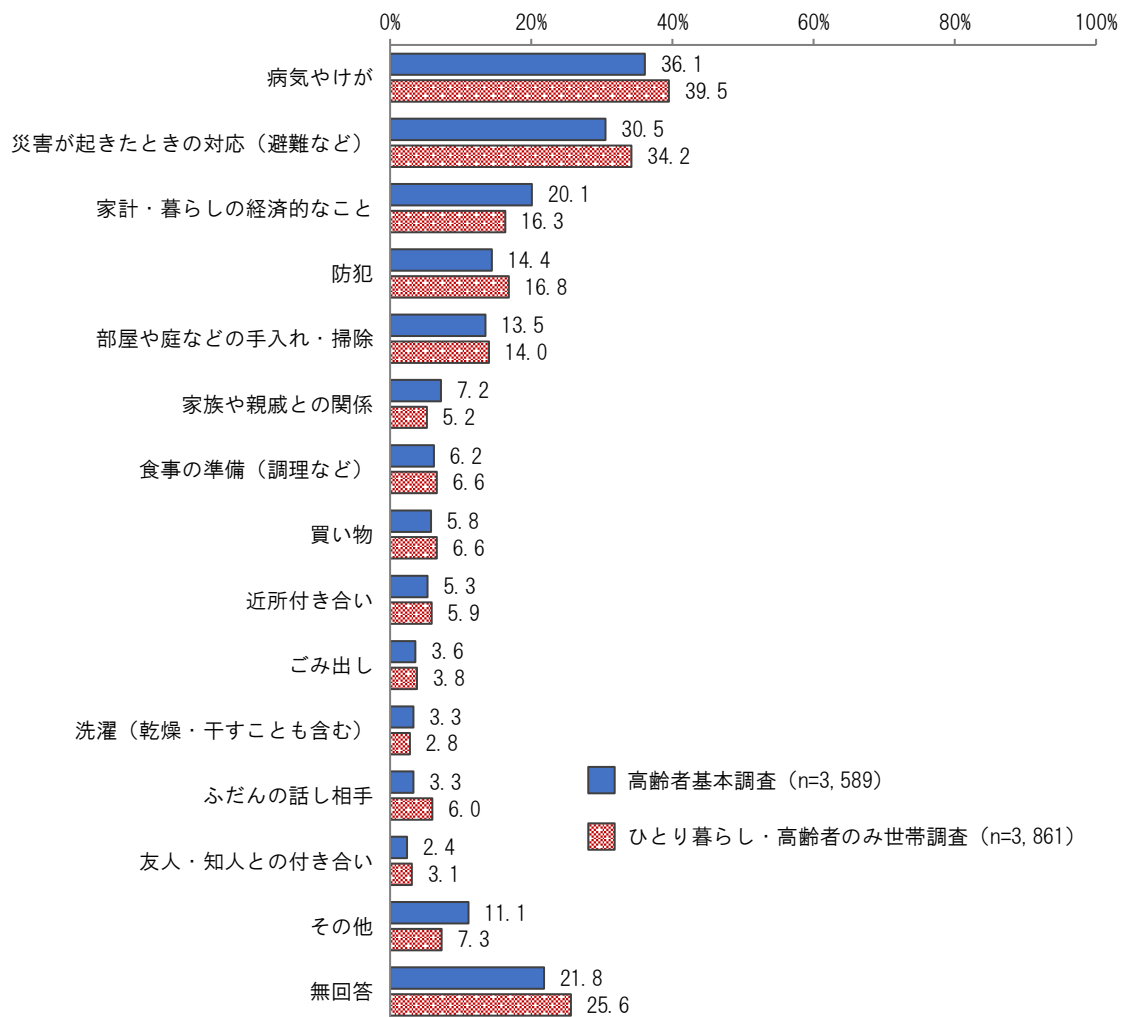
Ⅲ. 生活支援

○ 医療、防災への備えの重視

「ふだんの生活で気になったり、困ったりしていること」については、高齢者基本調査、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査とも、「病気やけが」、「災害が起きたときの対応（避難など）」が多くあげられており、特にひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査で割合が高くなっています。医療、防災への備えについては、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯などにおいて、できるだけ不安を減減する生活支援体制が求められます。

問 あなたがふだんの生活で気になったり、困ったりしていることはありますか。（あてはまるすべての番号に○）

（高齢者基本調査、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査：問37）



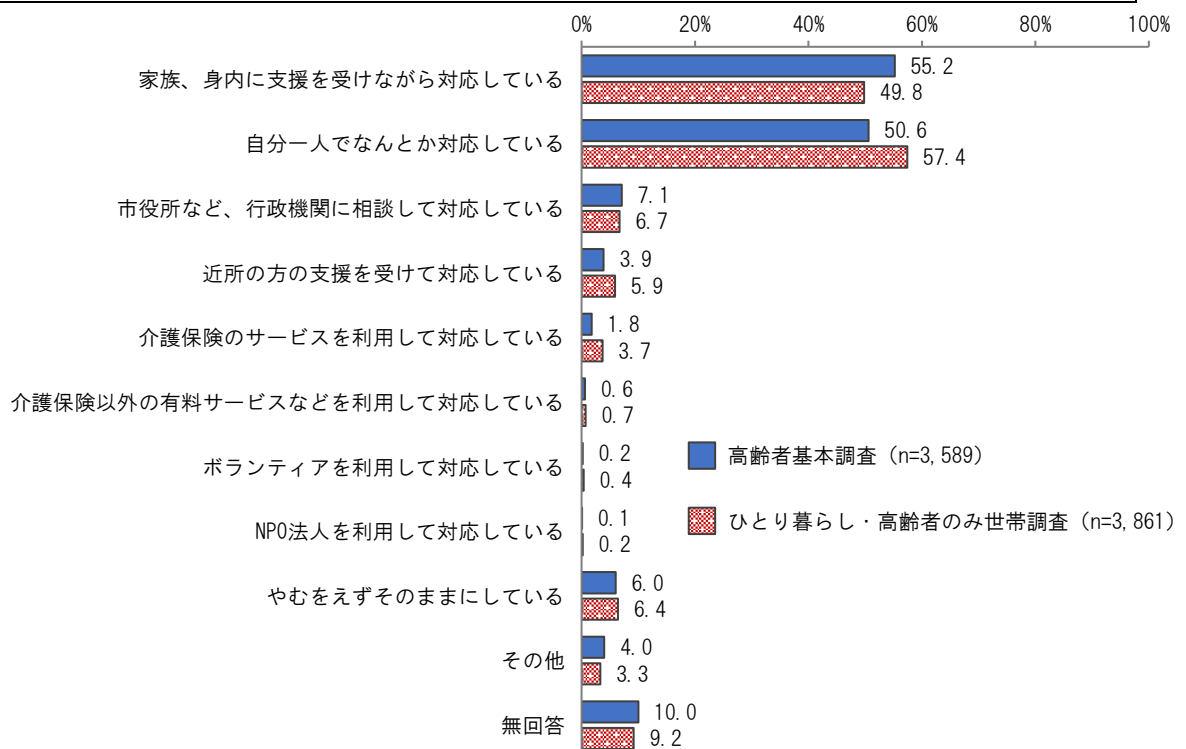
その他・・・特にない、コロナウイルス感染など

○ 現状での対応

「様々な生活上の課題に対する現状での対応」については、高齢者基本調査、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査とも、「家族、身内に支援を受けながら対応している」、「自分一人でなんとか対応している」が約50%となっています。医療などの専門的対応や緊急時など、対応範囲に限界が想定されることから、日常的に高齢者自らが対応可能なものと、対応の困難なものを分かりやすく整理し、専門的かつ客観的なアドバイスを得られる仕組みが今後求められます。

問 あなたが気になったり、困ったりしていることに、どのように対応されていますか。（あてはまるすべての番号に○）

（高齢者基本調査、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査：問38）



○ 地域での関わり

「地域における活動への参加意向」については、高齢者基本調査、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査とも、「既に参加している」、「是非参加したい」、「参加してもよい」を合わせた『参加意向あり』が約60%となっています。

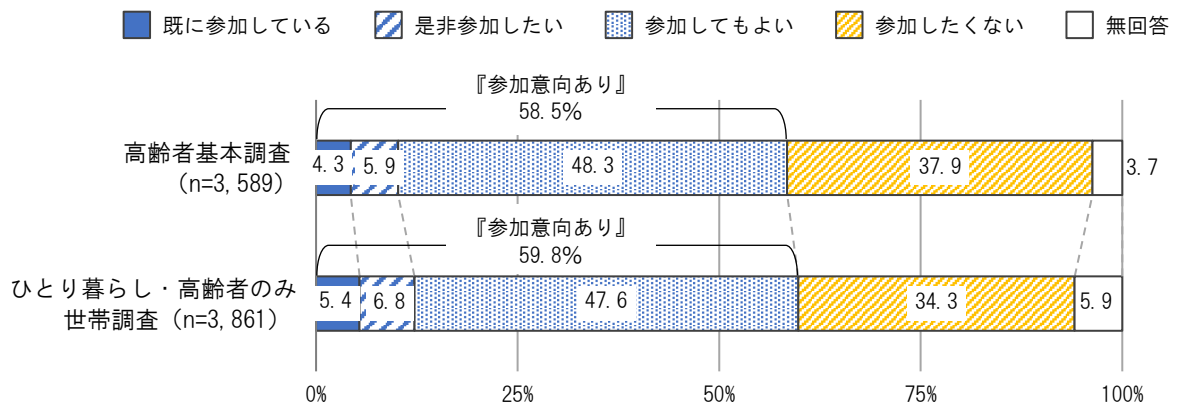
また、「活動の企画・運営（お世話役）への参加意向」は、高齢者基本調査、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査において「既に参加している」、「是非参加したい」、「参加してもよい」を合わせた『参加意向あり』が約35%となっています。

さらに、「ボランティアとして家事援助など助け合い活動への参加意向」は、高齢者基本調査、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査において「既に参加している」、「是非参加したい」、「参加してもよい」を合わせた『参加意向あり』が約40%となっています。

今後、地域での活動を基盤として、様々な活動情報や市民の参加意向などのニーズを共有化しながら、生活支援を進めることが有効かつ効率的であると思われます。

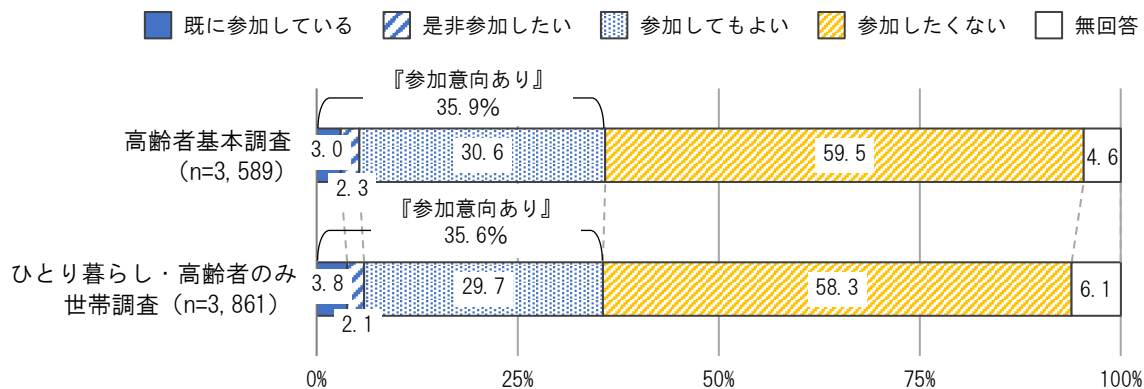
問 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきとした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか。（1つの番号に○）

（高齢者基本調査、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査：問61）



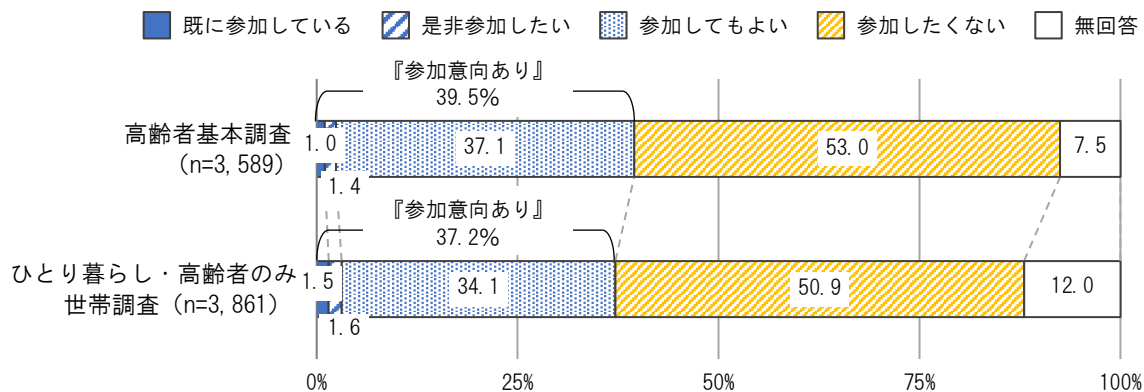
※『参加意向あり』＝「既に参加している」＋「是非参加したい」＋「参加してもよい」

問 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきとした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思いますか。（1つの番号に○）
（高齢者基本調査、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査：問62）



※『参加意向あり』＝「既に参加している」＋「是非参加したい」＋「参加してもよい」

問 地域住民の有志によって、家事援助などのたすけあい活動を行って、いきいきとした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動にボランティアとして参加してみたいですか。（1つの番号に○）
（高齢者基本調査、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査：問66）



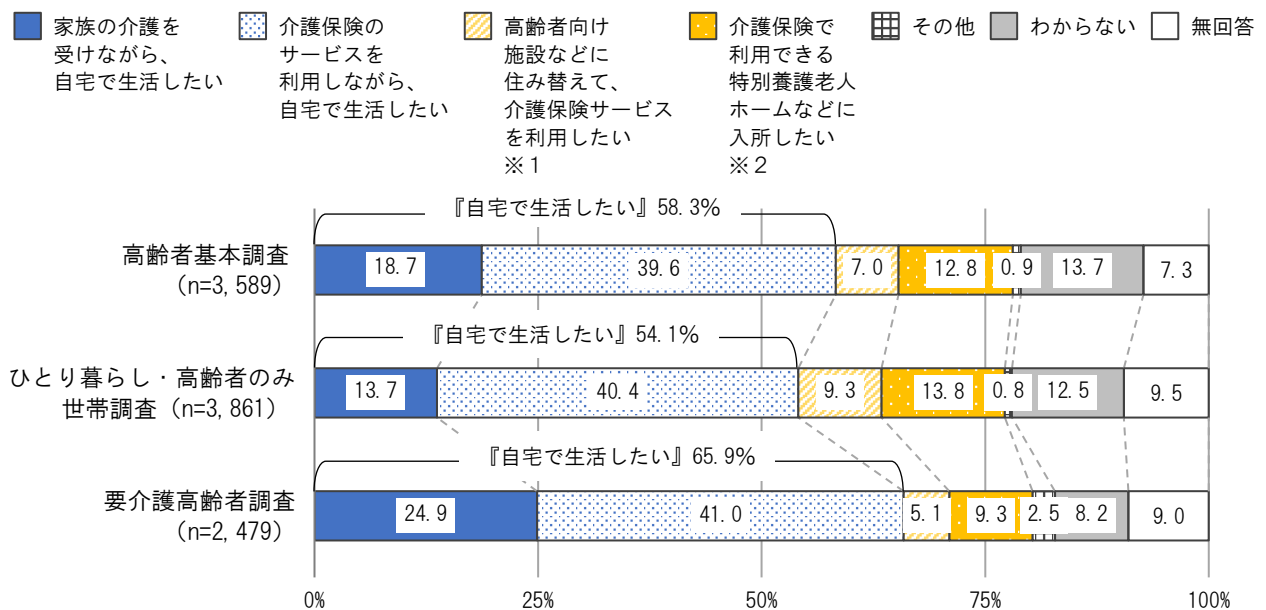
※『参加意向あり』＝「既に参加している」＋「是非参加したい」＋「参加してもよい」

IV. 介護

○ サービス利用と在宅生活の維持

今後の生活については、要介護高齢者調査では、「家族の介護を受けながら、自宅で生活したい」が24.9%、「介護保険のサービスを利用しながら、自宅で生活したい」が41.0%となり、『自宅で生活したい』との意向が65.9%となっています。高齢者基本調査（58.3%）、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査（54.1%）よりも高くなっており、住み慣れた自宅において、要介護状態であっても住み続けられる環境づくりが重要となっています。

問 あなたは、ご自身が介護を必要とする状態になったとき、どのような介護を受けたいと思いますか。（1つの番号に○）
 （要介護：あなたは、今後どのような生活を続けていきたいと思いますか。（1つの番号に○））
 （高齢者基本調査・ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査：問72、要介護高齢者調査：問30）



※1：高齢者向け施設など（有料老人ホーム・ケアハウス・グループホーム・サービス付き高齢者向け住宅など）に住み替えて、介護保険サービスを利用したい

※2：介護保険で利用できる特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院などに入所したい

※『自宅で生活したい』＝「家族の介護を受けながら、自宅で生活したい」
 ＋「介護保険のサービスを利用しながら、自宅で生活したい」

○ サービス利用状況

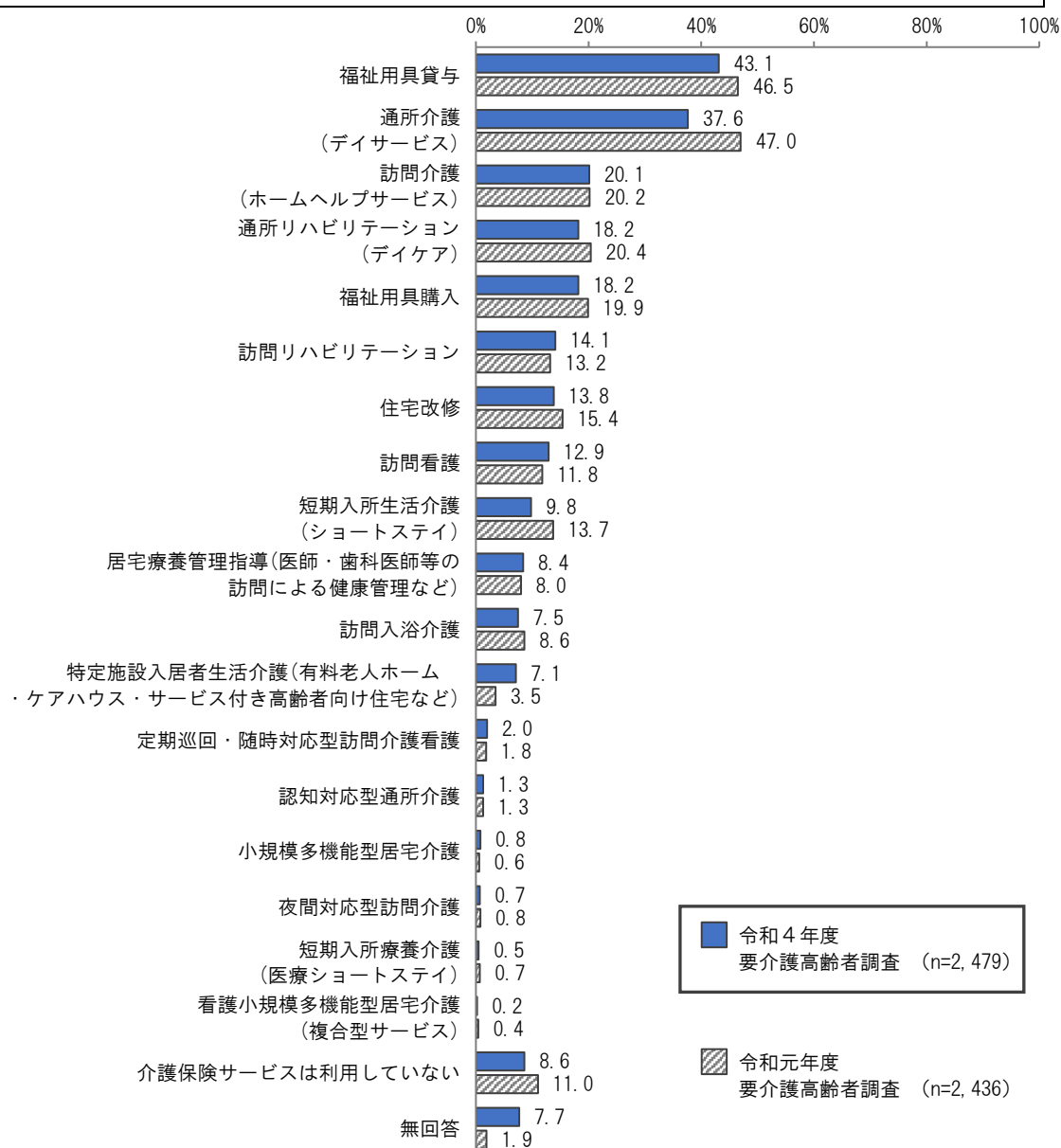
現状のサービス利用では、前回調査より減少はしているものの、「福祉用具貸与」が43.1%で最も多く、次いで「通所介護」が37.6%となっています。

また、「通所介護」(37.6%)や「通所リハビリテーション」(18.2%)といった通所系サービスは前回調査より減少し、「訪問介護」(20.1%)や「訪問リハビリテーション」(14.1%)といった訪問系サービスは前回調査からほぼ変化はなく、今後介護サービス供給体制については、需要動向をみながら計画的に推進する必要があります。

問 現在利用している介護保険サービスをお答えください。

(あてはまるすべての番号に○)

(要介護高齢者調査：問22)

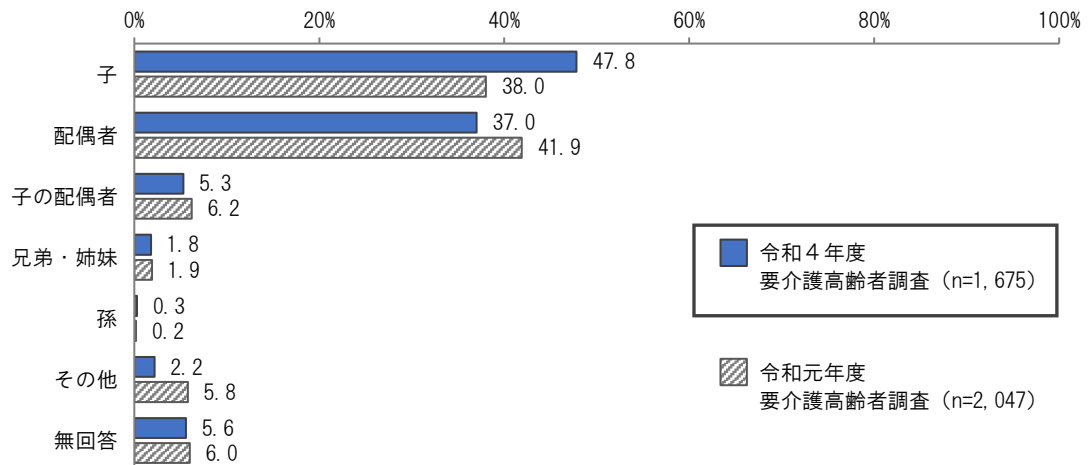


○ 介護の担い手

主な介護者のうち、子の占める割合が前回より増えており（47.8% 前回 38.0%）、家族内の介護の担い手の変化がうかがえます。

問 主な介護者の方は、どなたですか。（1つの番号に○）

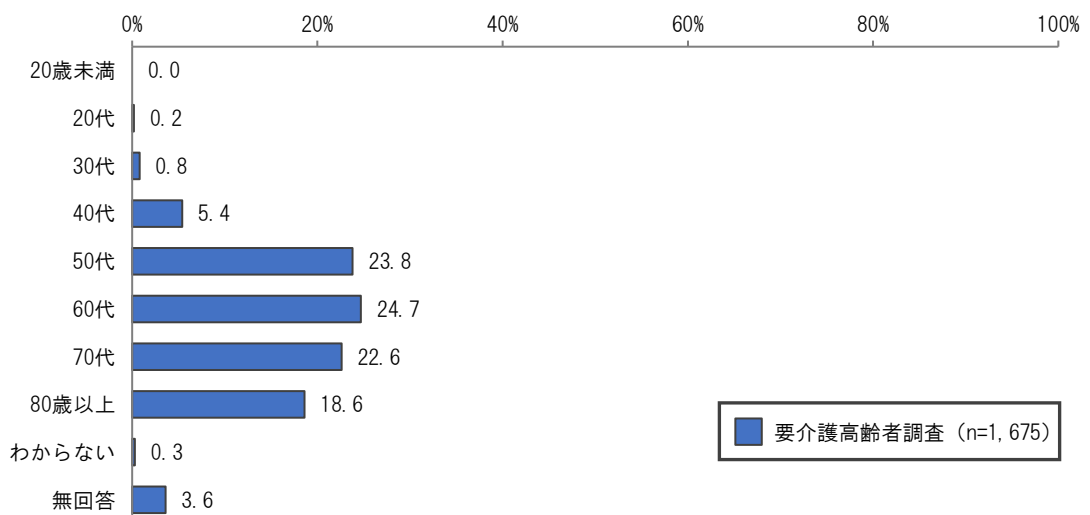
（要介護高齢者調査：問35）



一方、主な介護者の年齢は、「60代」以上で60%を超え（65.9%）、「70代」以上では40%（41.2%）と介護者の高齢化も進んでいると思われます。

問 主な介護者の方の年齢について、ご回答ください。（1つの番号に○）

（要介護高齢者調査：問37）



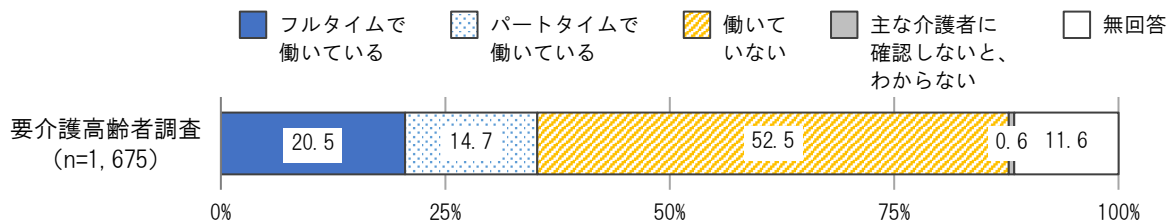
○ 介護者の就労

主な介護者の方の就業状況について、35.2%は就労（フルタイム 20.5% パートタイム 14.7%）しており、うち 59.0%は、介護のために、労働時間や休暇取得などの調整をしながら就労しています。

介護による離職を防ぎつつ、要介護者本人の在宅生活を維持できるよう、事業所側においても各種制度の充実や多様な働き方への理解など、介護者の働き方を支援する環境づくりをより一層進める必要があります。

問 主な介護者の方は現在、仕事をしていますか。仕事をしている場合、勤務形態はどれですか。（1つの番号に○）

（要介護高齢者調査：介護者問7）

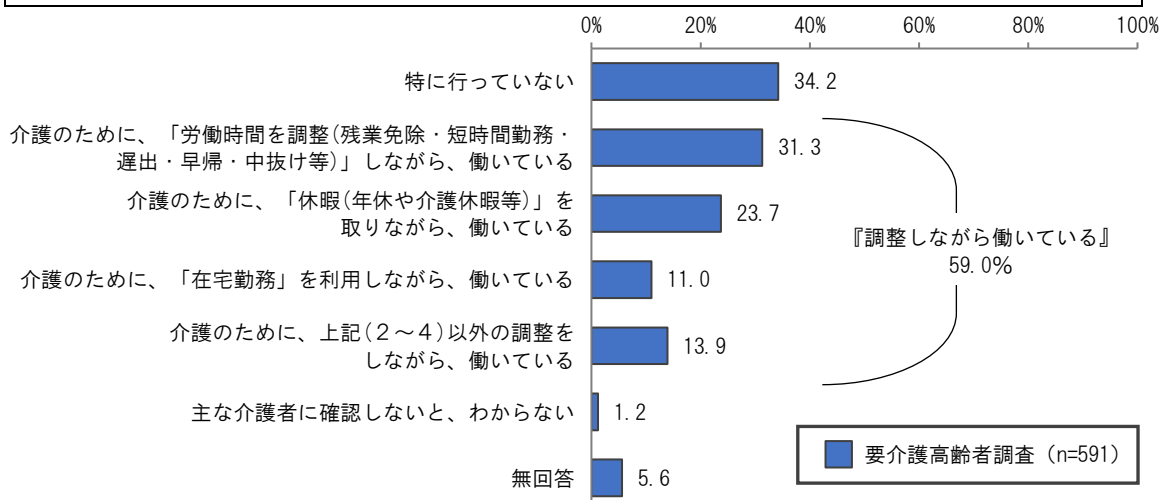


「フルタイムで働いている」または「パートタイムで働いている」と答えた方におうかがいします。

問 介護をするにあたって、何か働き方の調整をしていますか。

（あてはまるすべての番号に○）

（要介護高齢者調査：介護者問7-1）



※『調整しながら働いている』＝100－「特に行っていない」－「主な介護者に確認しないと、わからない」－「無回答」

V. 医療

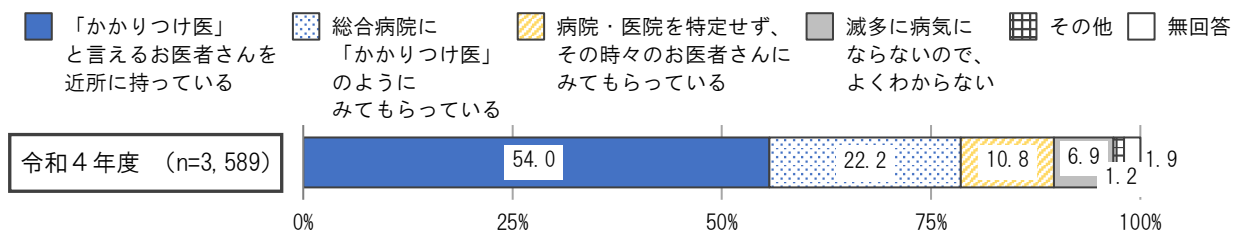
○ 身近な存在であるかかりつけ医

高齢者基本調査において、『かかりつけ医』と言えるお医者さんを近所に持っている割合は50%を超え(54.0%)であり、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査でも同様に『かかりつけ医』と言えるお医者さんを近所に持っている割合は50%を超え(55.6%)、前回割合(52.4%)よりやや増加しています。なお、要介護高齢者調査では、『かかりつけ医』と言えるお医者さんを近所に持っている割合は前回割合(53.0%)より減少しているものの、半数を超えています(50.3%)。

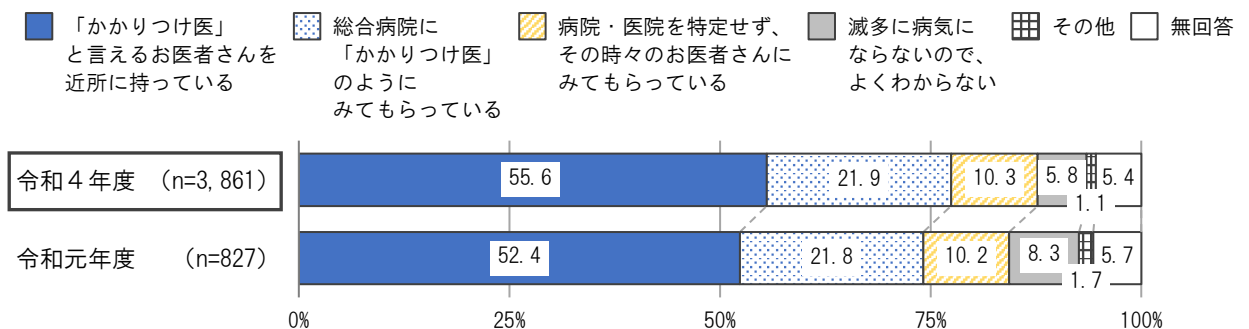
問 あなたの健康について、いろいろと相談できる「かかりつけ医」をお持ちですか。(1つの番号に○)

(高齢者基本調査、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査：問45、要介護高齢者調査：問15)

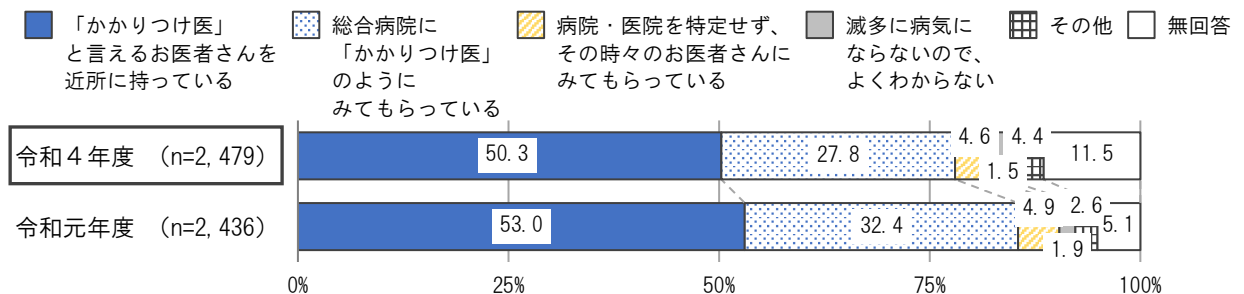
【高齢者基本調査】



【ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査】



【要介護高齢者調査】

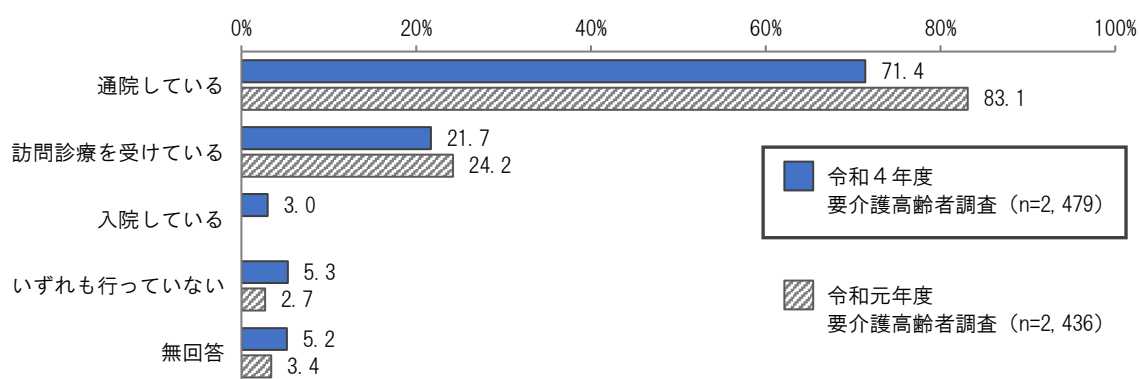


○ 訪問診療の受診状況

要介護高齢者調査では、訪問診療を受けている割合が21.7%（前回 24.2%）となっており、高齢化、中重度の要介護者の在宅生活が増える中で、在宅生活を支える担い手として、医療の位置づけがますます大きくなると想定されます。

問 あなたは現在、通院や訪問診療などで診療を受けていますか。
（あてはまるすべての番号に○）

（要介護高齢者調査：問14）



○ 最期の居場所

病気などで最期を迎える場所については、「自宅」が高齢者基本調査では37.0%、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査では33.5%、若年調査では29.5%となっており、要介護高齢者調査では42.5%とやや高くなっています。

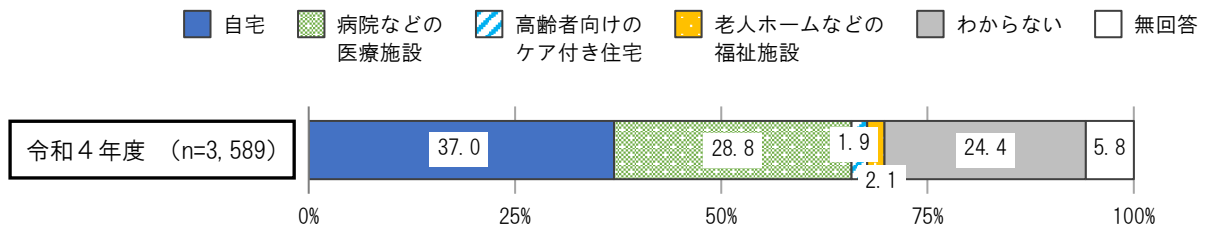
このように、要介護者が可能な限り、本人の意向を尊重し、最期まで自宅で住み続けられるよう、在宅療養環境のさらなる充実が求められます。

（次ページにある図を参照して下さい）

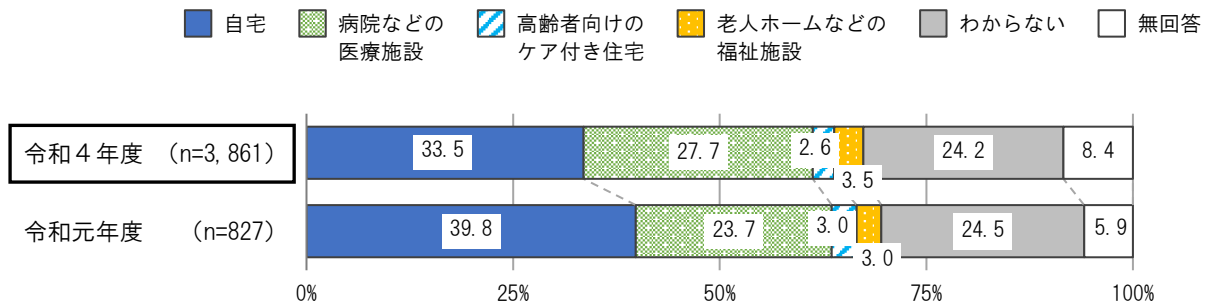
問 病気などで最期を迎えるとしたら、あなたはどこで最期を迎えたいですか。（1つの番号に○）

（高齢者基本調査、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査：問73、要介護高齢者調査：問31、若年調査：問24）

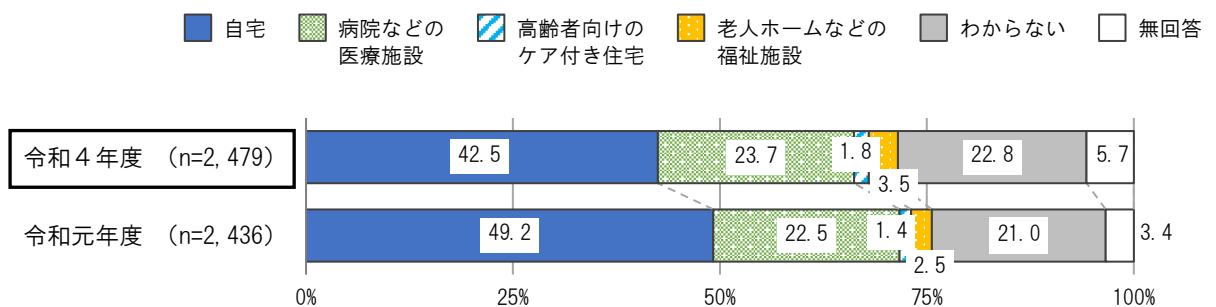
【高齢者基本調査】



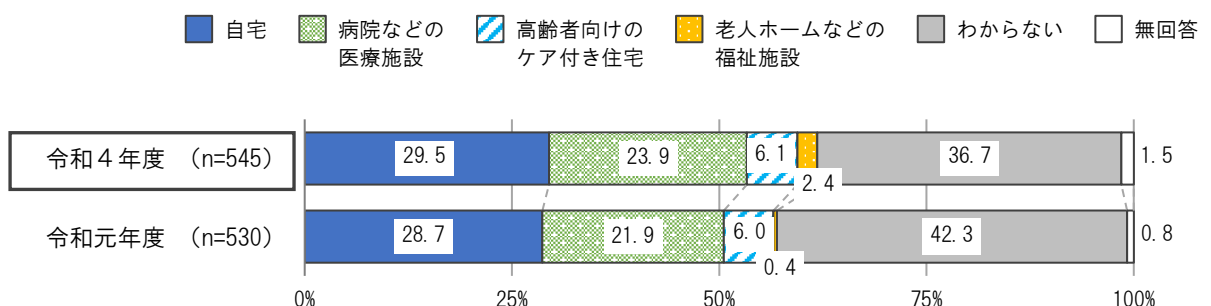
【ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査】



【要介護高齢者調査】



【若年調査】



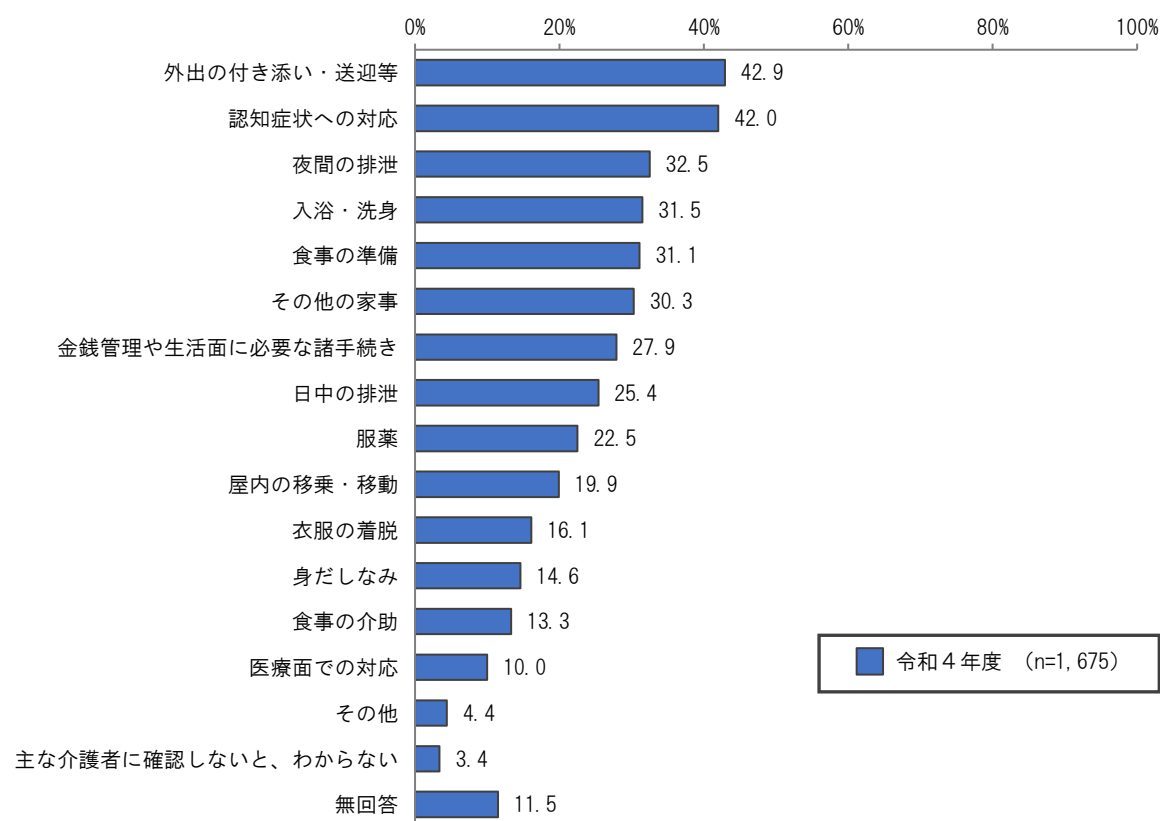
■ 主な介護者への質問

○ 介護者が不安に感じる介護

主な介護者の方が不安に感じる介護等について、「外出の付き添い・送迎等」と回答した人の割合が最も高く 42.9%となっており、次いで「認知症状への対応」が 42.0%となっています。

問 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について、ご回答ください（現状で行っているか否かは問いません）。
（あてはまるすべての番号に○）

（要介護高齢者調査：介護者問4）

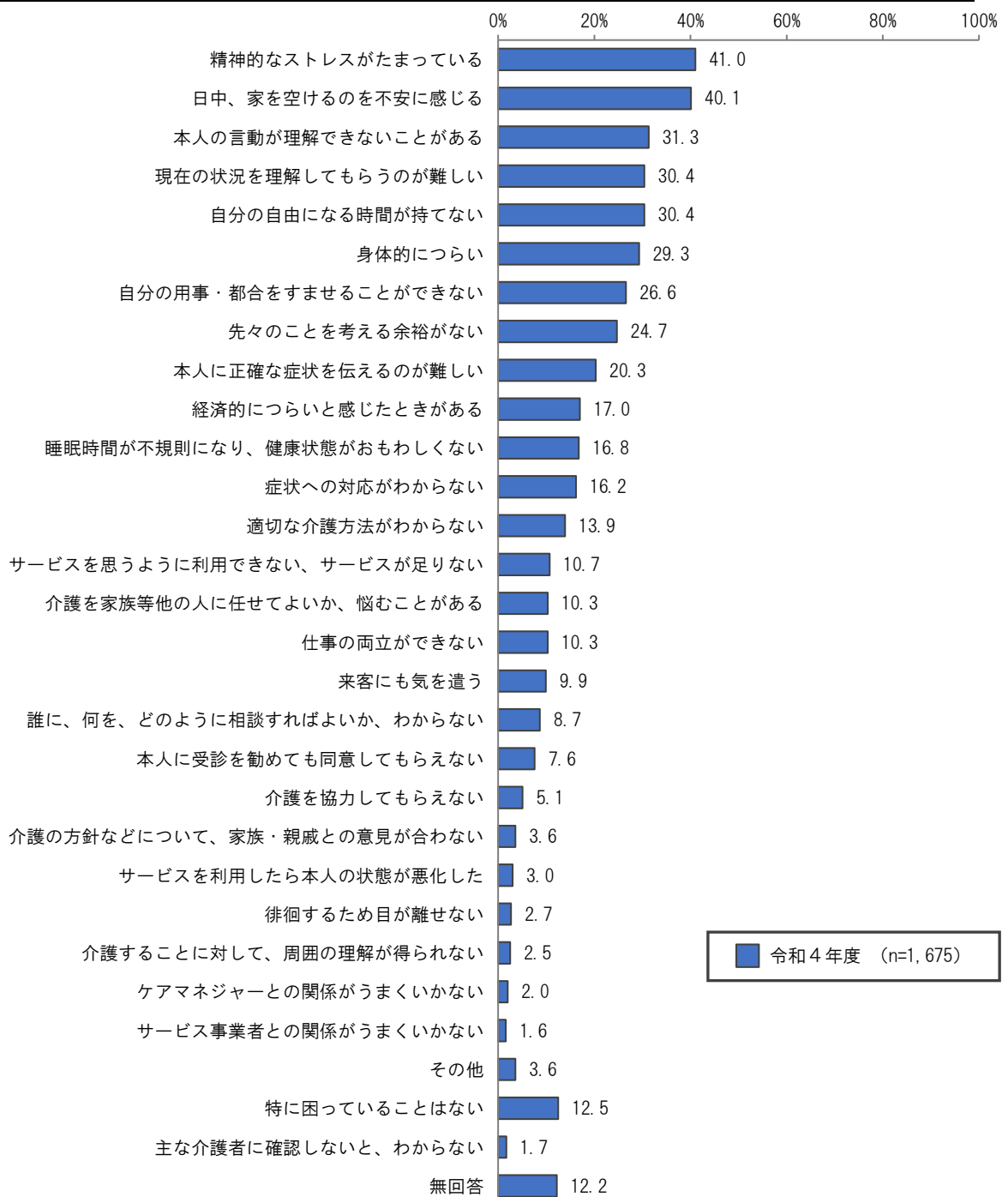


○ 介護をしていて、困ったことや負担に感じたこと

介護をしていて、困ったことや負担に感じたことについて、「精神的なストレスがたまっている」と回答した人の割合が最も高く 41.0%となっており、次いで「日中、家を空けるのを不安に感じる」が 40.1%となっています。

問 介護をしていて、困ったことや負担に感じたことは何ですか。
(あてはまるすべての番号に○)

(要介護高齢者調査：介護者問5)



2 第9期計画に向けてのポイント

I. 住まい

現在の住まいについて、「集合住宅」あるいは「サービス付き高齢者向け住宅」、「有料老人ホーム・ケアハウス」など、「一戸建て」以外を住まいとする方が増加しており、高齢者の住まいが多様化しています。また、何らかの不便を感じている割合が、高齢者基本調査、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査にて約5割となっており、さらに、高齢者人口も増加傾向にあることから、住まいに対するバリアフリー化のニーズがより一層高まるとともに多様化することが想定されます。高齢者にとっては、住み替えが大きな負担になるため、今の住まいに安心して住み続けられるよう、予防の観点を含めたバリアフリー化の重要性を周知し、幅広い住宅改修の支援を引き続き行う必要があります。

一方で、物理的理由、経済的理由により住宅改修が困難なことも今後も想定されます。適切な住まいの確保を図るため、住宅改修等による住環境の改善のみならず、住み替え後の居住支援も含めた転居のための施策も引き続き必要です。なお、施策の実施については高齢者居住安定確保計画に従い、検討していきます。

II. 予防

予防に関しては、中高年の健康づくりや生活習慣病予防といった段階から高齢期に至るまで、取り組みを継続する中で充実を図ることが望まれます。

なお、現役世代には地域との接点の少なかった市民が高齢化し、生活の場が地域へと移行していくにつれて、自身が地域で健康づくりや介護予防に取り組む必要性が増していきます。高齢者基本調査では、「口の健康（歯みがき、うがいなど）」、「健診の受診」、「バランスの取れた食生活」など、日常生活での取り組みが6割以上みられる一方で、加齢にともなう健康リスクについては、「運動器」では階段の昇降、比較的長い時間の歩行、転倒経験など、徐々に機能低下が進むことについては、本人に分かりやすく定期的に知らせるよう、「見える化」が重要になってきます。

また、運動器に限らず、口腔機能低下防止、低栄養状態防止、認知症予防など、高齢化に伴う様々な健康リスクへの備えについて、専門的なアドバイスや支援の仕組みづくりを通じて、自らが主体的に判断し日々の生活に取り入れていく、積極的な予防が普及することが重要です。

さらには、趣味活動など生きがいや近隣との付き合いを深めるなかで心身の健康を高め、健康寿命を延ばすことができるよう、地域社会での交流や社会参加にも目を向けていけるような地域社会づくりが必要です。

Ⅲ. 生活支援

高齢者の生活不安の中では、「病気やけが」、「災害が起きた時の対応（避難など）」がともに高く、加齢にともなう不安や、非日常的・突発的で身に危険が及ぶことへの対応への関心が高くなっています。高齢者基本調査では、様々な生活不安に対して「自分一人」あるいは「家族、身内に支援を受けながら対応している」とする割合が約5割となっています。その一方で、大規模な自然災害や感染症のように、高齢者や障害者等社会的弱者に大きな危険と脅威をもたらすことについては、行政の主導的な役割もさることながら、一人ひとりが身近な地域社会の取り組みに関心を高め、近隣同士の相互支援や、助け合いといった基本的な「支え合う」行動が何よりも重要であることがわかります。

高齢者基本調査、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査では、地域づくり活動への参加意向が約6割となっており、また、ボランティアとしての参加意向も約4割となっています。こうした意識を有する高齢者がつながる機会を広げ、共通の課題、関心事についての共通理解を深め、「自分たちでできること」、「行政や社協、ボランティア、NPOなどの組織的な支援を必要とすること」などが、地域できめ細かく検討されることが重要です。現在、市内24地区コミュニティに配置されている、「生活支援コーディネーター」が、各コミュニティにおける様々な資源を効果的に結び付け、その地域に見合った取り組みを進める中で、地域住民や地域の多様な主体が我が事として地域活動等に参加し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をつくっていく「地域共生社会」の実現を目指すことが求められます。

Ⅳ. 介護

介護が必要になったときに、「家族の介護を受けながら、自宅で生活したい」あるいは「介護保険のサービスを利用しながら、自宅で生活したい」という『自宅で生活したい』と希望する割合について、高齢者基本調査では58.3%、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査では54.1%と5割を超えており、要介護高齢者調査では65.9%と更に高くなっています。また、各種サービスの利用状況について、要介護高齢者調査では、福祉用具貸与が43.1%と前回（46.5%）に比べて減少し、通所介護（デイサービス）も37.6%と前回（47.0%）に比べ減少しています。一方、訪問介護については20.1%と前回（20.2%）に比べて変化は見られていません。在宅の要介護者は、前回調査結果に比べて、通所系のサービス利用がやや低下の傾向がみられています。

介護が必要になった場合に『自宅で生活したい』との希望を可能限り実現していくため、介護者自身の心身の健康を支援するとともに、24時間対応のサービスや、地域密着型のサービス基盤整備を通じて、在宅介護の限界点をより高くする取り組みが求められます。

また、要介護高齢者調査では、「子」による介護が前回調査結果に比べて増加していること（今回 47.8%、前回 38.0%）、介護者のうち、3割以上が働きながら介護を続けていること等を踏まえ、「多様で柔軟な働き方」の実現を目指し、事業所も含めた社会全体が介護への理解と支援を深め、就労と介護を両立できる仕組みを構築し、「介護離職0」に向けた取り組みを推進していくことが必要です。

認知症対策については、令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、認知症の人を含めた市民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）を実現することが求められています。認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生（認知症の有無に限らず同じ社会でともに生きる）」と「予防（認知症になるのを遅らせる、認知症の進行を緩やかにする）」を車の両輪として、地域包括ケアシステムの中で、「認知症バリアフリー」、「予防」、「早期発見・早期対応」、「介護者（家族）支援」等、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することが必要です。

V. 医療

「『かかりつけ医』と言えるお医者さんを近所に持っている」とする割合は、高齢者基本調査では 54.0%、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査では 55.6%、要介護高齢者調査では 50.3%と、いずれも5割を超えています。また、最期の居場所として「自宅」をあげる割合が、要介護高齢者調査では 42.5%となっており、医療と介護の連携をより一層密にし、在宅の療養生活の充実を図る必要があります。

また、合わせて介護者の高齢化に伴い、介護者自身のかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局等に通う機会を維持し、介護との両立が図れるよう、健康管理と介護支援の仕組みを合わせて充実することが重要となってきます。

第3章 本市の高齢者施策の状況および将来フレーム

第1節 第8期計画の進捗状況

第8期計画（計画期間：令和3年度から令和5年度）において推進した各施策の実施状況は以下のとおりとなっています。

＜基本方針 1. 住まい＞

重点項目	施策名	指標	単位	計画値			実績値		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
＜施策群＞住宅の質の向上									
★	自立支援のための住宅のバリアフリー化等の支援	住宅バリアフリー化等支援事業助成件数	件	200	200	200	83	155	82
★	分譲マンションの共用部分のバリアフリー化等の支援	分譲マンション共用部分バリアフリー化等支援事業助成件数	件	10	10	10	7	7	8
	高齢者住宅改造費助成事業	助成件数	件	130	136	141	127	111	110
＜施策群＞多様な住まいの確保									
★	親世帯・子育て世帯近居同居の支援	親世帯・子育て世帯近居同居支援事業助成件数	件	50	50	50	103	113	104
＜施策群＞居住の支援の充実									
★	高齢者の住まいに関する情報提供	住まいの講演会参加人数	人	50	50	50	0	27	30
★	持ち家の活用	マイホーム借上げ制度説明会参加人数	人	50	50	50	0	27	30
★	高齢者の住み替え支援	高齢者住み替え支援事業助成件数	件	13	13	13	18	19	20
★	ひとり暮らし高齢者の見守り	緊急通報装置設置台数	台	2,014	2,083	2,146	2,007	2,075	2,155
		声の電話訪問事業実利用者数	人	63	65	67	73	81	80
		声の電話訪問事業訪問回数	回	3,282	3,387	3,491	4,372	4,440	4,480
★	居住支援サービスの向上	「住まいるサポート船橋」による賃貸物件成約件数	件	40	60	60	24	17	27

第1部 計画の策定にあたって

<基本方針 2. 予防>

重点項目	施策名	指標	単位	計画値※			実績値		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
＜施策群＞活動の場の提供									
★	ふなばしシルバーリハビリ体操の推進	シルバーリハビリ体操指導士養成講座開催数	回	6	1	3	1	0	2
		シルバーリハビリ体操指導士養成数	人	180	30	90	31	3	90
		シルバーリハビリ体操延指導士数	人	910	791	854	761	764	854
		シルバーリハビリ体操延上級指導士数	人	10	10	15	10	10	10
		シルバーリハビリ体操指導士により開催される延体操教室数	か所	115	92	110	49	60	75
★	公園を活用した健康づくり事業の実施	公園を活用した健康づくり事業実施公園数	か所	46	40	44	34	38	44
	老人福祉センター	延年間利用者数	人	355,000	355,000	210,000	146,181	193,838	207,948
	老人憩の家	施設数	か所	35	34	32	35	34	32
		延年間利用者数	人	46,000	45,000	42,500	5,947	19,435	20,342
	老人クラブ	クラブ数	クラブ	236	236	236	233	212	207
		会員数	人	12,000	12,000	12,000	10,980	9,749	9,184
	老人生きがい広場	施設数	か所	5	5	5	5	5	5
		延利用者数	人	11,000	11,000	11,000	9,245	8,544	8,832
	高齢者いきいき健康教室	実参加高齢者数	人	750	750	750	224	366	442
	市民スポーツ教室	教室数	教室	9～10	100	100	6	131	133
		延利用者数	人	1,300	50,000	50,000	679	77,175	79,276

※計画策定後に変更した計画値については、変更後の計画値を掲載

＜基本方針 2. 予防＞

重点項目	施策名	指標	単位	計画値※ 1			実績値		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
＜施策群＞健康づくりへの支援									
★	特定健康診査受診率、特定保健指導実施率の向上及び健診結果の活用、セルフマネジメント支援	特定健康診査受診率	%	56	58	60	42.0	41.9	※ 2
		特定保健指導実施率	%	50	55	60	28.2	30.2	※ 2
★	市内飲食店等における健康的な食事提供による食環境の整備	市民の健康づくり支援に取り組む飲食店等店舗数	店舗	100	100	100	104	105	110
	栄養相談	栄養相談利用者数	人	800	800	800	94	98	120
	成人期の歯科健康診査の実施	成人歯科健康診査受診率	%	9	9	9	6.6	6.4	6.7
★	健康ポイント事業	参加者数	人	8,900	12,000	12,900	11,102	12,128	12,752
	後期高齢者健康診査	後期高齢者健康診査受診率	%	49.5	50.5	51.5	45.4	46.2	※ 2
	高齢者健やか活動支援事業	開催回数	回	4	4	4	2	2	4
		延参加人数	人	250	250	250	24	37	113
	健康教育	健康教育利用者数	人	13,000	13,000	13,000	1,958	3,523	4,100
	健康相談	健康相談利用者数	人	10,000	7,000	7,100	1,566	512	1,032
	在宅介護支援教室	開催回数	回	85	80	80	14	21	30
＜施策群＞介護予防の推進									
★	介護予防ケアマネジメントにおける自立支援の推進	検討会議事例数	事例	144	144	144	67	35	36
	ふなばし市民大学校「いきいき学部」	実学生数	人	370	270	270	276	236	276
		延講座数	件	350	350	350	284	324	340
	公民館の高齢者対象講座	高齢者学級数	学級	26	26	26	26	26	26
		高齢者対象講座数	講座	70	72	74	71	57	65
		高齢者学級の実参加者数	人	3,900	3,900	3,900	1,672	1,920	2,000
		高齢者対象講座の実参加者数	人	4,900	5,040	5,180	5,508	615	750
	活動拠点整備事業	拠点での事業実施回数	回	1,711	1,711	1,711	1,119	1,450	2,076

※1 計画策定後に変更した計画値については、変更後の計画値を掲載

※2 令和5年度の集計は令和6年10月末頃のため未集計

第1部 計画の策定にあたって

＜基本方針 3. 生活支援＞

重点項目	施策名	指標	単位	計画値			実績値		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
＜施策群＞生活支援サービスの提供									
★	移動販売支援事業	移動スーパーの累計延利用者数	人	13,000	14,000	15,000	32,288	30,972	31,000
★	生活・介護支援サポーター事業	サポーター登録人数	人	360	360	360	286	262	270
		利用登録者数（高齢者宅）	人	589	617	641	547	536	525
	軽度生活援助員の派遣	実利用者数	人	580	580	580	428	388	400
		派遣時間数	時間	15,000	15,000	15,000	13,266	12,276	12,200
	ファミリー・サポート・センター	実利用会員数	人	690	690	690	741	597	685
		実協力会員数	人	180	180	180	159	180	180
		利用件数	件	3,000	3,000	3,000	1,552	1,213	1,600
	高齢者等食の自立支援事業（配食サービス）	延配食数	食	11,600	11,600	11,600	12,484	12,428	13,000
		利用登録者数	人	170	176	181	171	184	185
		栄養管理サービス訪問回数	回	803	833	855	755	704	760
		栄養管理サービス利用者数	人	107	111	114	112	110	115
	寝具乾燥消毒サービス	実利用人数	人	160	160	160	139	131	140
		延派遣回数	回	1,400	1,400	1,400	1,328	1,243	1,260
	日常生活用具の給付	自動消火装置給付数	件	22	22	22	18	21	20
		電磁調理器給付数	件	70	70	70	56	95	95
		シルバーカー給付数	件	160	160	160	135	177	180
	補聴器購入費用助成事業	助成件数	件	100	100	100	92	121	135
	介護用品の支給等	実支給人数	人	2,816	2,925	3,041	2,828	2,985	3,100
	訪問理美容サービス	実利用者数	人	30	30	30	27	34	30
		延訪問回数	回	60	60	60	50	89	67
	緊急一時支援事業	延派遣回数	回	20	20	20	11	17	20
	家族介護慰労金の支給	延支給人数	件	5	5	5	3	4	5
★	人材確保・ボランティアの掘り起こし	たすけあいの会	団体	58	60	62	57	57	52
		ボランティア数	人	2,600	2,800	3,000	1,989	1,926	1,822
	ふれあい収集事業	対象世帯数	世帯	300	350	400	306	370	420

＜基本方針 3. 生活支援＞

重点項目	施策名	指標	単位	計画値			実績値		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
＜施策群＞移動支援									
★	高齢者支援協力バスの活用	利用登録者数	人	7,500	7,600	7,700	7,630	7,796	7,900
		延利用者数	人	23,500	24,000	24,000	22,172	25,862	30,000
★	駅改札内外のバリアフリー化	整備実施駅数	駅	4	0	0	3	1	0
★	バス待ち環境の改善 (バス上屋・ベンチ設置)	停留所施設整備数 国・県道	か所	1	1	1	1	0	0
		停留所施設整備数 市道	か所	1	1	1	2	4	2
	高齢者福祉タクシー	延交付者数	人	9,501	9,950	10,360	9,614	9,858	10,300
		延利用枚数	枚	60,806	63,678	66,303	62,782	66,134	67,700
＜施策群＞地域での支え合い体制の確立									
★	地域ケア会議の推進・ 地域課題への取り組み	個別ケア会議開催回数	回	118	131	144	87	94	77
		全体会議開催回数	回	100	100	100	99	100	100
		講演会開催回数	回	15	16	17	4	16	16
	ミニデイサービス事業 補助金交付事業	実施回数	回	749	749	749	287	412	658
	ふれあいいきいきサロン事業 補助金事業	実施回数	回	676	676	676	151	322	571
	保健と福祉の総合相談窓口 事業	延相談件数	件	22,500	22,500	22,500	22,214	22,096	30,663
	ひとり暮らし高齢者等 見守り活動支援事業	見守り対象高齢者数	人	3,000	3,000	3,000	1,719	1,765	1,500

第1部 計画の策定にあたって

＜基本方針 3. 生活支援＞

重点項目	施策名	指標	単位	計画値※			実績値		
				令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込)
＜施策群＞その他									
★	高齢者を狙った犯罪・消費者被害への対策	出前講座	回	32	32	32	7	12	16
		消費者月間記念講演会	回	1	1	1	1	1	1
		民生委員等研修会	回	2	2	2	1	2	2
		消費生活モニター事業	回	9	9	9	10	9	9
		生き活き展の開催	回	1	1	1	1	1	1
		くらしの情報の発行	回	3	3	3	3	3	3
		老人福祉センター定期出張相談・啓発	回	56	56	56	50	54	54
		消費者安全確保地域協議会	回	1	1	1	1	1	1
	成年後見制度利用支援事業	後見人報酬助成件数	件	93	97	101	94	96	103
	成年後見制度普及事業	開催回数	回	2	2	2	1	2	2
		参加者数	人	300	300	300	40	142	200
★	高齢者虐待防止の体制	運営委員会開催回数	回	2	1	1	1	1	1
		担当者会議開催回数	回	12	6	6	4	5	6
		事例検討数	件	20	10	10	12	19	12
		研修会開催回数	回	2	2	2	0	1	1
	高齢者虐待防止の周知と啓発	虐待に係る相談件数	件	3,180	3,430	3,460	3,498	3,797	4,000

※計画策定後に変更した計画値については、変更後の計画値を掲載

＜基本方針 4. 介護＞

重点項目	施策名	指標	単位	計画値※			実績値		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
＜施策群＞介護サービスの質の確保									
★	介護人材の確保	新規就業者数	人	100	100	100	101	123	127
★	介護保険訪問看護職員雇用促進事業の実施	補助対象常勤換算数	人	1,050	1,050	1,050	1,236.6	1,501.2	1,586.2
	介護相談員派遣事業	介護相談員延派遣件数	件	552	552	276	0	0	130
		派遣施設数	か所	46	46	46	0	0	25
	生活・介護支援サポーター事業	登録施設数	か所	10	10	10	10	10	10
	介護支援専門員研修事業	介護支援専門員研修会参加者数	人	200	200	200	159	183	400
		介護支援専門員研修会開催数	回	1	1	1	1	1	2
		主任介護支援専門員研修会参加者数	人	100	100	100	102	83	0
		主任介護支援専門員研修会開催数	回	1	1	1	1	1	0
＜施策群＞地域包括支援センターの機能強化									
★	在宅介護支援センターから地域包括支援センターへの移行	地域包括支援センター設置数	か所	13	14	14	13	14	14
		地域包括支援センター相談件数	件	52,700	57,100	57,500	61,137	72,646	76,100
		在宅介護支援センター相談件数	件	14,600	13,800	13,900	16,427	17,106	16,900
★	地域ケア会議の推進・地域課題への取り組み【再掲】	個別ケア会議開催回数	回	118	131	144	87	94	77
		全体会議開催回数	回	100	100	100	99	100	100
		講演会開催回数	回	15	16	17	4	16	16
	在宅介護支援センターが行う訪問等による実態把握	実態把握件数	件	1,070	1,010	1,020	989	1,101	1,100
	相談協力員研修会	参加者数	人	300	300	300	0	246	300
		研修会開催数	回	1	1	1	0	1	1

※計画策定後に変更した計画値については、変更後の計画値を掲載

第1部 計画の策定にあたって

＜基本方針 4. 介護＞

重点項目	施策名	指標	単位	計画値※			実績値		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
＜施策群＞認知症対策の推進									
★	認知症初期集中支援チーム・ 認知症地域支援推進員の設置	認知症初期集中支援 チーム	チーム	5	5	5	5	5	5
		認知症地域支援推進員 (保健師・社会福祉士・ 主任ケアマネジャー)	名	直営セン ター 15 委託セン ター 8	直営セン ター 15 委託セン ター 9	直営セン ター 15 委託セン ター 9	直営セン ター 12 委託セン ター 21	直営セン ター 15 委託セン ター 27	直営セン ター 15 委託セン ター 29
★	本人や家族の交流の場や、 本人の社会参加や生きがいこ つながる場の創出	認知症カフェPR事業 登録件数(累計)	件	48	61	74	31	29	30
		認知症カフェ運営補助金 交付件数(新規分)	件	5	13	13	0	0	3
		認知症カフェ運営補助金 交付件数(継続分)	件	0	61	74	0	0	0
		認知症カフェ交流会 開催回数	回	1	1	1	1	1	1
★	認知症の人や家族を地域で 見守り、支え合う体制の構築	徘徊模擬訓練実施地区数	地区	3	5	5	0	3	3
		メモリーウォーク 開催回数	回	0	1	1	0	0	1
		チームオレンジ体制整備 (累計)	地区	3	6	9	0	1	2
	認知症についての地域住民 及び支援関係者への広報・ 啓発活動	認知症サポーター 受講者数	人	9,000	9,000	9,000	8,001	9,508	9,000
	認知症高齢者へのサービス 提供	地域包括支援センター 成年後見相談件数	件	2,810	3,040	3,060	2,594	2,849	3,052
市長申立て件数		件	40	40	40	32	25	30	
	認知症家族交流会	認知症家族交流会開催数	回	6	6	6	5	6	6
		延参加者数	人	115	115	115	34	70	50
	認知症訪問支援サービス (市町村特別給付)の実施	延利用件数	件	387	404	420	210	249	250
	認知症予防教室	参加人数	人	600	650	700	361	397	460
	SOSネットワーク	依頼件数	件	30	30	30	20	11	8
	徘徊高齢者家族支援 サービス事業	利用人数	人	95	100	105	99	102	105

※計画策定後に変更した計画値については、変更後の計画値を掲載

＜基本方針 4. 介護＞

重点項目	施策名	指標	単位	計画値			実績値		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
＜施策群＞介護サービスの円滑な利用									
★	高齢者まちかど案内所事業	協力事業所数	事業所	220	230	240	189	196	200
	介護保険事業の普及啓発	介護保険・高齢者福祉ガイド発行部数	部	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000
		介護保険のてびき(小冊子)発行部数	部	8,500	8,500	8,000	8,500	8,500	8,000
		出前講座開催回数	回	8	8	8	2	2	5
		出前講座参加人数	人	200	200	200	57	46	110
	介護保険利用者負担助成事業	認定者数	人	145	151	157	153	160	161
	介護老人福祉施設利用者負担対策事業	認定者数	人	83	86	90	83	79	88
	介護給付等費用適正化事業	認定調査結果確認件数	件	7,700	7,700	7,700	1,935	3,187	3,250
		ケアプラン点検事業所数	か所	40	40	40	40	40	40
		住宅改修等の現地調査件数	件	60	60	60	74	65	65
		縦覧点検・医療情報との突合等件数	件	20,000	20,000	20,000	19,154	18,565	20,000
		介護給付費通知送付数	件	91,000	95,000	98,000	89,086	91,588	97,000
	要介護認定適正化事業	要介護認定適正化研修	回	1	－	1	1	－	1

第1部 計画の策定にあたって

<基本方針 5. 医療>

重点項目	施策名	指標	単位	計画値			実績値		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
＜施策群＞在宅医療の推進									
★	在宅医療・介護連携に関する相談支援（在宅医療支援拠点ふなぼーと）	相談件数	件	750	770	790	882	1,027	970
★	在宅医療・介護関係者の研修（ひまわりネットワーク）	スタートアップ研修開催回数	回	3	3	3	2	1	1
		実践研修開催回数	回	2	2	2	1	1	1
		アドバンス研修開催回数	回	1	1	1	0	0	0
★	在宅医療・介護関係者の研修（在宅医療支援拠点ふなぼーと）	在宅医紹介制度登録医療機関数	機関	52	56	59	49	48	49
★	在宅医療推進に係る市民への普及啓発（在宅医療支援拠点ふなぼーと、在宅医療・介護の講演会・相談会・出張講演会）	ふなぼーと市民公開講座開催回数	回	1	1	1	0	1	1
		在宅医療・介護の講演会開催回数	回	7	7	7	5	7	7
		在宅医療・介護の相談会開催回数	回	8	8	8	6	8	8
		在宅医療・介護の出張講演会開催回数	回	8	8	8	0	5	8
★	在宅医療・介護資源の情報の把握・データベース化	「在宅医療・緩和ケア提供機関マップ」に掲載の医療機関数	機関	365	370	375	351	372	380
	医療・介護関係者の情報共有の支援	システム操作体験会開催回数	回	10	10	10	10	8	10
★	在宅医養成研修	開催回数	回	5	5	5	0	0	0
	在宅医療の推進	訪問診療件数	件	5,795	5,824	5,852	－	－	－
		在宅医療実施医療施設数	施設	76	80	84	－	－	－
	在宅医療推進のための連携体制の構築	ひまわりネットワークの症例検討会等の開催回数	回	30	30	30	20	28	30
＜施策群＞地域医療連携の推進									
★	かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の推進	かかりつけ医を持つ65歳以上の市民の割合	%	60.8	61.6	62.3	－	54.0	－
		かかりつけ歯科医を持つ65歳以上の市民の割合	%	80.0	80.0	80.0	－	76.8	－
		かかりつけ薬剤師・薬局を持つ65歳以上の市民の割合	%	62.7	63.5	64.2	－	61.1	－
＜施策群＞看護職の確保									
★	看護職の確保	就業看護職員数	人	4,839	4,928	5,017	－	－	－
★	介護保険訪問看護職員雇用促進事業の実施【再掲】	補助対象常勤換算数	人	1,050	1,050	1,050	1,236.6	1,501.2	1,586.2
＜施策群＞地域リハビリテーションの推進									
★	地域リハビリテーションの推進	地域リハビリテーション拠点事業 講演会・研修会（市民対象・リハビリ関係者対象）の開催回数	回	7	7	7	8	15	16
		訪問リハビリ提供施設数	施設	15	16	17	14	17	17
＜施策群＞歯科口腔保健の推進									
★	訪問歯科診療の充実	訪問歯科診療事業件数（さざんか・かざぐるま）	件	1,251	1,375	1,566	1,108	1,463	1,635
★	口腔保健支援事業の実施	口腔ケア講習会・市民講演会開催回数	回	3	3	3	3	3	3

第2節 船橋市介護保険事業の動向

介護保険事業の動向（平成12年度～令和4年度）について、以下の3つの指標データから概観します。

- 第1号被保険者数
- 要介護認定者数及び要介護認定者率
- 給付費（年度集計）

1 3指標データからみた動向

第1号被保険者数については、平成12年度の69,074人から令和4年度には154,928人にまで増加、また、要介護認定者数についても同期間に6,065人から30,489人にまで増加し、結果として要介護認定者率は8.8%から19.7%に上昇しています。

給付費については、平成12年度の約77億円から令和4年度の約432億円にまで増加しています。

給付費に占める施設サービス給付費の割合は、平成12年度の60.9%から令和4年度には28.6%にまで縮小しており、本市における居宅サービスの割合が増加していることがうかがえます。

（次ページにある表を参照して下さい）

第1部 計画の策定にあたって

第1部

計画の策定にあたって

			平成 12 年度	平成 15 年度	平成 18 年度	平成 21 年度	平成 24 年度	平成 27 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
第 1 号被保険者数（人）			69, 074	83, 317	98, 042	114, 948	127, 213	143, 210	151, 571	152, 967	154, 262	155, 091	154, 928
認定者数（人）			6, 065	10, 120	13, 386	15, 548	18, 598	22, 959	27, 162	28, 235	28, 548	29, 581	30, 489
構成比	要支援	要支援 1	604	958	1, 478	1, 567	2, 036	2, 774	3, 559	3, 637	3, 399	3, 348	3, 448
		要支援 2			1, 330	2, 400	2, 535	3, 076	3, 957	4, 162	4, 190	4, 279	4, 203
	要介護 1		1, 578	3, 254	3, 517	3, 031	3, 869	5, 251	5, 749	5, 911	5, 910	6, 587	7, 032
	要介護 2		1, 166	1, 832	2, 157	2, 562	3, 334	3, 997	4, 861	5, 097	5, 279	5, 147	5, 166
	要介護 3		954	1, 392	1, 863	2, 368	2, 551	2, 983	3, 682	3, 781	3, 948	4, 159	4, 337
	要介護 4		921	1, 445	1, 738	2, 093	2, 231	2, 611	2, 983	3, 146	3, 329	3, 619	3, 867
	要介護 5		842	1, 239	1, 303	1, 527	2, 042	2, 267	2, 371	2, 501	2, 493	2, 442	2, 436
	認定者率			8. 8%	12. 1%	13. 7%	13. 5%	14. 6%	16. 0%	17. 9%	18. 5%	18. 5%	19. 1%
構成比	要支援	要支援 1	10. 0%	9. 5%	11. 0%	10. 1%	11. 0%	12. 1%	13. 1%	12. 9%	11. 9%	11. 3%	11. 3%
		要支援 2			9. 9%	15. 4%	13. 6%	13. 4%	14. 6%	14. 7%	14. 7%	14. 5%	13. 8%
	要介護 1		26. 0%	32. 2%	26. 3%	19. 5%	20. 8%	22. 9%	21. 2%	20. 9%	20. 7%	22. 3%	23. 1%
	要介護 2		19. 2%	18. 1%	16. 1%	16. 5%	17. 9%	17. 4%	17. 9%	18. 1%	18. 5%	17. 4%	16. 9%
	要介護 3		15. 7%	13. 8%	13. 9%	15. 2%	13. 7%	13. 0%	13. 6%	13. 4%	13. 8%	14. 1%	14. 2%
	要介護 4		15. 2%	14. 3%	13. 0%	13. 5%	12. 0%	11. 4%	11. 0%	11. 1%	11. 7%	12. 2%	12. 7%
	要介護 5		13. 9%	12. 2%	9. 7%	9. 8%	11. 0%	9. 9%	8. 7%	8. 9%	8. 7%	8. 3%	8. 0%
給付費（百万円）			7, 690	13, 894	17, 329	21, 367	26, 693	32, 022	36, 482	38, 618	40, 325	42, 044	43, 181
構成比	居宅・地域系サービス		2, 966	7, 519	10, 305	13, 215	17, 280	21, 482	24, 500	25, 635	26, 712	28, 181	28, 805
	施設サービス		4, 682	6, 260	6, 275	7, 121	8, 074	8, 849	10, 147	10, 832	11, 293	11, 722	12, 345
	その他		42	116	750	1, 031	1, 339	1, 690	1, 836	2, 151	2, 320	2, 141	2, 031
	居宅・地域系サービス		38. 6%	54. 1%	59. 5%	61. 8%	64. 7%	67. 1%	67. 2%	66. 4%	66. 2%	67. 0%	66. 7%
構成比	施設サービス		60. 9%	45. 1%	36. 2%	33. 3%	30. 3%	27. 6%	27. 8%	28. 0%	28. 0%	27. 9%	28. 6%
	その他		0. 5%	0. 8%	4. 3%	4. 8%	5. 0%	5. 3%	5. 0%	5. 6%	5. 8%	5. 1%	4. 7%

※第1号被保険者数及び認定者数は、各年度9月末時点（介護保険事業状況報告 月報）

※端数処理のため各項の和と合計値が合わない場合があります。

※その他には高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費、市町村特別給付、審査支払手数料等を含めます。

2 3指標データの変化と相関

前掲の3指標について、平成12年度値を100.0とする変化指数として経年動向を示すと以下のとおりです。

第1号被保険者の伸び（令和4年度224.3%）に比べ、認定者の伸び（502.7%）が急であることがわかります（このため、前記のとおり認定者率が上昇しています）。

給付費の伸び（令和4年度561.5%）についてみると、認定者数の変化曲線と極めて似た動向を示していることがわかります。

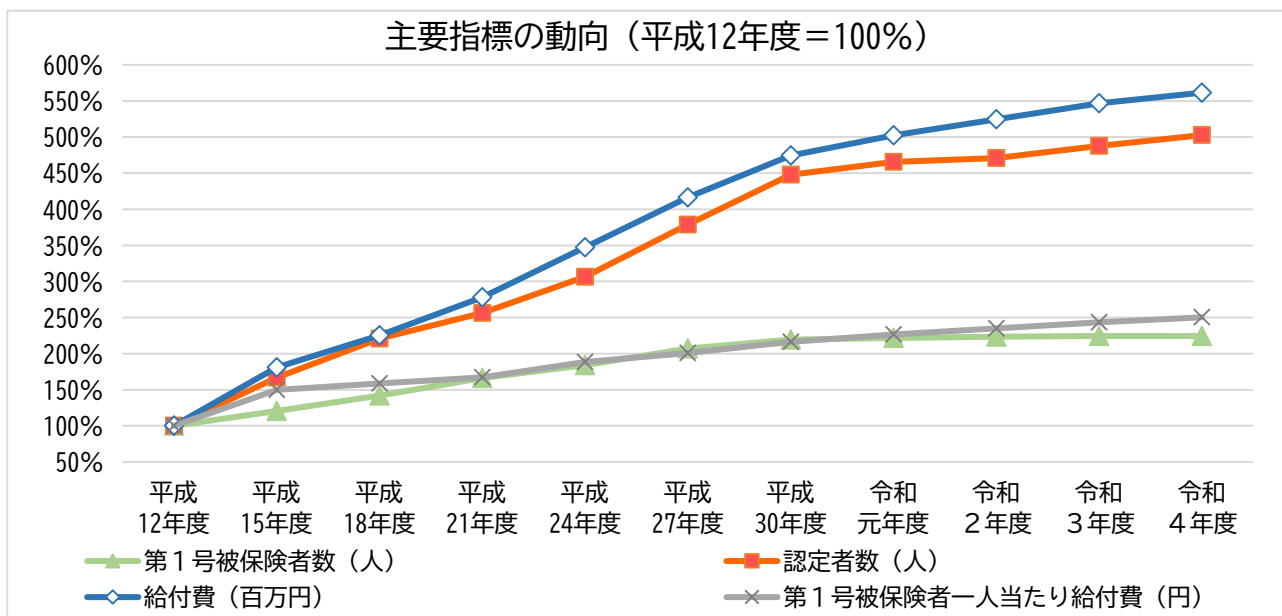
また、第1号被保険者一人当たり給付費についても、第1号被保険者数の増加に伴い、なだらかな増加傾向がみられます。

これらの指標を整理すると、給付費の動向と認定者数の傾向との間には、相関関係があると考えられます。

	平成 12年度	平成 15年度	平成 18年度	平成 21年度	平成 24年度	平成 27年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
第1号被保険者数（人）	69,074	83,317	98,042	114,948	127,213	143,210	151,571	152,967	154,262	155,091	154,928
変化指数		120.6%	141.9%	166.4%	184.2%	207.3%	219.4%	221.5%	223.3%	224.5%	224.3%
認定者数（人）	6,065	10,120	13,386	15,548	18,598	22,959	27,162	28,235	28,548	29,581	30,489
変化指数		166.9%	220.7%	256.4%	306.6%	378.5%	447.8%	465.5%	470.7%	487.7%	502.7%
給付費（百万円）	7,690	13,894	17,329	21,367	26,693	32,022	36,482	38,618	40,325	42,044	43,181
変化指数		180.7%	225.3%	277.9%	347.1%	416.4%	474.4%	502.2%	524.4%	546.7%	561.5%
第1号被保険者一人 当たり給付費（円）	111,330	166,761	176,751	185,884	209,829	223,602	240,692	252,460	261,406	271,092	278,717
変化指数		149.8%	158.8%	167.0%	188.5%	200.8%	216.2%	226.8%	234.8%	243.5%	250.4%

※第1号被保険者数及び認定者数は、各年度9月末時点（介護保険事業状況報告 月報）

※給付費は年度末時点の実績値



第3節 第8期事業計画値の検証

1 第1号被保険者

第1号被保険者について計画値を検証すると、令和3年度及び令和4年度ともに75歳以上の高齢者の割合が高まっています。また、65歳から74歳までの高齢者と75歳以上の高齢者の割合をみても計画値に対して差が1%前後であり計画値と実績値は、ほぼ同等の結果となっています。

被保険者数		令和3年度					令和4年度				
		計画値（人）		実績値（人）		実績／計画	計画値（人）		実績値（人）		実績／計画
			構成比		構成比			構成比		構成比	
	65～74歳	71,679	46.1%	72,233	46.6%	100.77%	68,628	43.8%	68,183	44.0%	99.35%
	75歳以上	83,960	53.9%	82,858	53.4%	98.69%	88,133	56.2%	86,745	56.0%	98.43%
合 計		155,639	100.0%	155,091	100.0%	99.65%	156,761	100.0%	154,928	100.0%	98.83%

※各年度9月末時点（介護保険事業状況報告 月報）

2 要介護（要支援）認定者

要介護認定者の総数について、計画値に対し実績値が令和3年度は0.7%上回り、令和4年度は0.7%下回っています。

内訳構造については、「要介護認定の適正化に関する評価指標」をもとに算出した平均介護度によると、計画値と実績値はほぼ同等の結果となっています。

認定者数	令和3年度					令和4年度				
	計画値（人）		実績値（人）		実績／計画	計画値（人）		実績値（人）		実績／計画
		構成比		構成比			構成比		構成比	
要支援1	3,471	11.8%	3,348	11.3%	96.5%	3,604	11.7%	3,448	11.3%	95.7%
要支援2	4,359	14.8%	4,279	14.5%	98.2%	4,550	14.8%	4,203	13.8%	92.4%
要介護1	6,087	20.7%	6,587	22.3%	108.2%	6,459	21.0%	7,032	23.1%	108.9%
要介護2	5,456	18.6%	5,147	17.4%	94.3%	5,708	18.6%	5,166	16.9%	90.5%
要介護3	3,996	13.6%	4,159	14.1%	104.1%	4,152	13.5%	4,337	14.2%	104.5%
要介護4	3,427	11.7%	3,619	12.2%	105.6%	3,563	11.6%	3,867	12.7%	108.5%
要介護5	2,578	8.8%	2,442	8.3%	94.7%	2,658	8.7%	2,436	8.0%	91.6%
合計	29,374	100.0%	29,581	100.0%	100.7%	30,694	100.0%	30,489	100.0%	99.3%
平均介護度※	1.9923		1.9913		99.9%	1.9851		1.9972		100.6%

※平均介護度とは

「要介護認定の適正化に関する評価指標」による

$((\text{要支援1} + \text{要支援2}) \times 0.375 + (\text{要介護1} \times 1 + \text{要介護2} \times 2 + \text{要介護3} \times 3 + \text{要介護4} \times 4 + \text{要介護5} \times 5)) / \text{総認定者数}$

※各年度9月末時点（介護保険事業状況報告 月報）

※端数処理のため各項の和と合計値が合わない場合があります。

3 介護サービスの給付費 — 令和3年度・令和4年度の動向 —

(1) 給付費の計画値と実績値

各サービスの給付費の計画値と実績値は、以下のとおりとなっており、令和3年度から令和4年度にかけて実績値は、概ね90%から110%の範囲で推移しています。

(千円)

			予防給付（要支援１～２）		介護給付（要介護１～５）		合計		実績変化指数（R3⇒R4）			
			令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ３年度	令和 ４年度				
居宅（介護予防）サービス	訪問介護	計画値	0	0	4,934,297	5,129,338	4,934,297	5,129,338	予防給付	0.0%	合計	101.1%
		実績値	0	0	5,120,641	5,176,689	5,120,641	5,176,689	介護給付	101.1%		
	訪問入浴介護	計画値	604	604	321,500	334,854	322,104	335,458	予防給付	1911.1%	合計	97.4%
		実績値	9	172	318,306	309,855	318,315	310,027	介護給付	97.3%		
	訪問看護	計画値	95,993	101,825	1,245,504	1,335,308	1,341,497	1,437,133	予防給付	100.3%	合計	108.5%
		実績値	68,887	69,092	1,372,839	1,495,066	1,441,726	1,564,158	介護給付	108.9%		
	訪問リハビリテーション	計画値	23,201	25,488	339,556	340,566	362,757	366,054	予防給付	85.3%	合計	103.6%
		実績値	28,714	24,490	358,410	376,557	387,124	401,047	介護給付	105.1%		
	通所介護	計画値	0	0	4,021,420	4,279,284	4,021,420	4,279,284	予防給付	0.0%	合計	96.1%
		実績値	0	0	4,179,322	4,017,077	4,179,322	4,017,077	介護給付	96.1%		
	通所リハビリテーション	計画値	149,807	158,763	866,813	893,025	1,016,620	1,051,788	予防給付	102.5%	合計	101.5%
		実績値	138,385	141,897	959,563	972,939	1,097,948	1,114,836	介護給付	101.4%		
	福祉用具貸与	計画値	105,770	114,370	1,378,726	1,447,749	1,484,496	1,562,119	予防給付	100.6%	合計	105.1%
		実績値	97,750	98,328	1,469,717	1,549,290	1,567,467	1,647,618	介護給付	105.4%		
	短期入所生活介護	計画値	5,895	6,364	1,879,341	2,012,533	1,885,236	2,018,897	予防給付	134.9%	合計	98.9%
		実績値	2,774	3,742	1,685,761	1,666,912	1,688,535	1,670,654	介護給付	98.9%		
	短期入所療養介護	計画値	1,552	1,553	285,685	293,659	287,237	295,212	予防給付	96.9%	合計	105.5%
		実績値	323	313	251,763	265,663	252,086	265,976	介護給付	105.5%		
	居宅療養管理指導	計画値	37,219	38,045	796,329	854,019	833,548	892,064	予防給付	96.7%	合計	106.6%
		実績値	36,292	35,094	867,690	928,685	903,982	963,779	介護給付	107.0%		
	特定施設入居者生活介護	計画値	99,733	102,335	2,324,628	2,376,578	2,424,361	2,478,913	予防給付	102.5%	合計	103.7%
		実績値	103,226	105,794	2,430,048	2,520,984	2,533,274	2,626,778	介護給付	103.7%		
	居宅介護サービス計画等給付費	計画値	120,209	129,918	2,349,549	2,465,802	2,469,758	2,595,720	予防給付	100.2%	合計	104.4%
		実績値	111,788	112,026	2,473,629	2,587,356	2,585,417	2,699,382	介護給付	104.6%		
	福祉用具購入費	計画値	9,637	10,229	60,969	61,356	70,606	71,585	予防給付	109.3%	合計	105.5%
		実績値	10,136	11,078	58,460	61,261	68,596	72,339	介護給付	104.8%		
	住宅改修費	計画値	68,699	71,109	119,542	128,076	188,241	199,185	予防給付	109.6%	合計	99.5%
		実績値	59,216	64,880	134,051	127,331	193,267	192,211	介護給付	95.0%		
地域密着型（介護予防）サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	計画値			288,189	296,537	288,189	296,537	予防給付	-	合計	110.5%
		実績値			306,320	338,337	306,320	338,337	介護給付	110.5%		
	夜間対応型訪問介護	計画値			0	0	0	0	予防給付	-	合計	-
		実績値			0	0	0	0	介護給付	-		
	認知症対応型通所介護	計画値	0	0	97,220	98,205	97,220	98,205	予防給付	0.0%	合計	90.4%
		実績値	1,713	0	68,981	63,882	70,694	63,882	介護給付	92.6%		
	小規模多機能型居宅介護	計画値	10,314	11,927	601,596	626,337	611,910	638,264	予防給付	73.7%	合計	101.8%
		実績値	3,179	2,344	570,695	581,619	573,874	583,963	介護給付	101.9%		
	認知症対応型共同生活介護	計画値	2,719	2,720	2,571,768	2,602,358	2,574,487	2,605,078	予防給付	-	合計	102.9%
		実績値	0	2,971	2,539,143	2,609,271	2,539,143	2,612,242	介護給付	102.8%		
	地域密着型特定施設入居者生活介護	計画値			234,063	241,814	234,063	241,814	予防給付	-	合計	97.4%
		実績値			211,172	205,712	211,172	205,712	介護給付	97.4%		
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	計画値			279,322	279,477	279,322	279,477	予防給付	-	合計	98.0%
		実績値			268,269	263,019	268,269	263,019	介護給付	98.0%		
看護小規模多機能型居宅介護	計画値			102,077	202,904	102,077	202,904	予防給付	-	合計	143.5%	
	実績値			91,519	131,366	91,519	131,366	介護給付	143.5%			
地域密着型通所介護	計画値			1,965,262	2,035,440	1,965,262	2,035,440	予防給付	-	合計	105.7%	
	実績値			1,782,143	1,883,734	1,782,143	1,883,734	介護給付	105.7%			
施設サービス	介護老人福祉施設	計画値			6,640,459	6,944,930	6,640,459	6,944,930	予防給付	-	合計	107.2%
		実績値			6,860,094	7,357,395	6,860,094	7,357,395	介護給付	107.2%		
	介護老人保健施設	計画値			4,468,157	4,470,637	4,468,157	4,470,637	予防給付	-	合計	102.9%
		実績値			4,419,128	4,545,713	4,419,128	4,545,713	介護給付	102.9%		
	介護療養型医療施設	計画値			43,494	43,518	43,494	43,518	予防給付	-	合計	14.3%
		実績値			14,578	2,083	14,578	2,083	介護給付	14.3%		
	介護医療院	計画値			434,558	434,800	434,558	434,800	予防給付	-	合計	102.6%
		実績値			428,349	439,560	428,349	439,560	介護給付	102.6%		

※各年度末時点

※端数処理のため各項の和と合計値が合わない場合があります。

(2) 実績値の計画値に対する割合

各サービスの給付費の対計画値比率を見ると予防給付・介護給付の合計において、居宅サービスでは、計画値の110%を上回ったものではなく、短期入所生活介護、短期入所療養介護が計画値の90%未満となっています。

地域密着型サービスでは、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護が計画値の90%未満となっており、サービス内容の周知及び推進が必要です。

対計画値比率		予防給付（要支援1～2）		介護給付（要介護1～5）		合計	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
居宅（介護予防）サービス	訪問介護			103.8%	100.9%	103.8%	100.9%
	訪問入浴介護	1.5%	28.5%	99.0%	92.5%	98.8%	92.4%
	訪問看護	71.8%	67.9%	110.2%	112.0%	107.5%	108.8%
	訪問リハビリテーション	123.8%	96.1%	105.6%	110.6%	106.7%	109.6%
	通所介護			103.9%	93.9%	103.9%	93.9%
	通所リハビリテーション	92.4%	89.4%	110.7%	108.9%	108.0%	106.0%
	福祉用具貸与	92.4%	86.0%	106.6%	107.0%	105.6%	105.5%
	短期入所生活介護	47.1%	58.8%	89.7%	82.8%	89.6%	82.8%
	短期入所療養介護	20.8%	20.2%	88.1%	90.5%	87.8%	90.1%
	居宅療養管理指導	97.5%	92.2%	109.0%	108.7%	108.4%	108.0%
	特定施設入居者生活介護	103.5%	103.4%	104.5%	106.1%	104.5%	106.0%
	居宅介護サービス計画等給付費	93.0%	86.2%	105.3%	104.9%	104.7%	104.0%
	福祉用具購入費	105.2%	108.3%	95.9%	99.8%	97.2%	101.1%
	住宅改修費	86.2%	91.2%	112.1%	99.4%	102.7%	96.5%
地域密着型（介護予防）サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護			106.3%	114.1%	106.3%	114.1%
	夜間対応型訪問介護						
	認知症対応型通所介護	-	-	71.0%	65.0%	72.7%	65.0%
	小規模多機能型居宅介護	30.8%	19.7%	94.9%	92.9%	93.8%	91.5%
	認知症対応型共同生活介護	0.0%	109.2%	98.7%	100.3%	98.6%	100.3%
	地域密着型特定施設入居者生活介護			90.2%	85.1%	90.2%	85.1%
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			96.0%	94.1%	96.0%	94.1%
	看護小規模多機能型居宅介護			89.7%	64.7%	89.7%	64.7%
施設サービス	地域密着型通所介護			90.7%	92.5%	90.7%	92.5%
	介護老人福祉施設			103.3%	105.9%	103.3%	105.9%
	介護老人保健施設			98.9%	101.7%	98.9%	101.7%
	介護療養型医療施設			33.5%	4.8%	33.5%	4.8%
	介護医療院			98.6%	101.1%	98.6%	101.1%

110%超 90%未満

サービス区分別給付費（介護予防を含む）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
居宅サービス			
計画値（千円）：A	21,642,178	22,712,750	23,228,347
実績値（千円）：B	22,337,698	22,722,571	23,822,575
実行率：B/A	103.2%	100.0%	102.6%
地域密着型サービス			
計画値（千円）：A	6,152,530	6,397,719	6,483,166
実績値（千円）：B	5,843,135	6,082,254	6,441,563
実行率：B/A	95.0%	95.1%	99.4%
施設サービス			
計画値（千円）：A	11,586,668	11,893,885	12,433,896
実績値（千円）：B	11,722,149	12,344,751	13,052,817
実行率：B/A	101.2%	103.8%	105.0%
合計			
計画値（千円）：A	39,381,376	41,004,354	42,145,409
実績値（千円）：B	39,902,982	41,149,575	43,316,955
実行率：B/A	101.3%	100.4%	102.8%

※給付費は年度末時点の実績値

※令和5年度は5月～9月分の実績より見込み

※合計額に高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、市町村特別給付、特定入所者介護サービス費等は含まず

※端数処理のため各項の和と合計値が合わない場合があります。

第4節 将来フレーム

1 総人口・高齢者人口の将来推計

本市は、平成15年度には中核市へ移行し、令和5年度では総人口648,380人を擁する都市へと発展してきました。なお、総人口は今後も緩やかに増加するものと推計されます。

また、高齢者人口は、昭和30年代からの人口急増期に市域に移り住んだ方々が高齢期に達してきていることもあり、急速に増加しており、令和7年度には159,607人、令和22年度には203,543人と、20万人台になると推計されます。

さらには、団塊の世代が高齢期を迎えたため、高齢者人口は総人口の伸びを上回るペースで増加し、75歳以上の高齢者人口は令和8年度には101,152人と、10万人台になると推計されます。

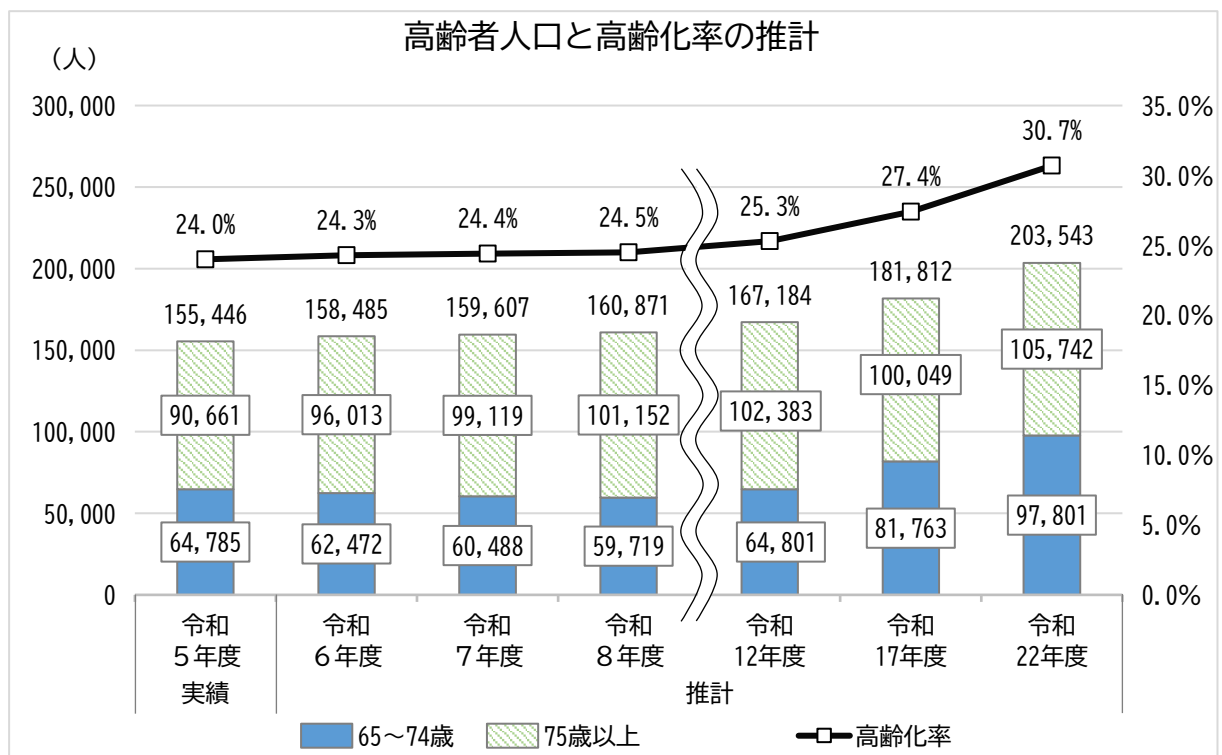
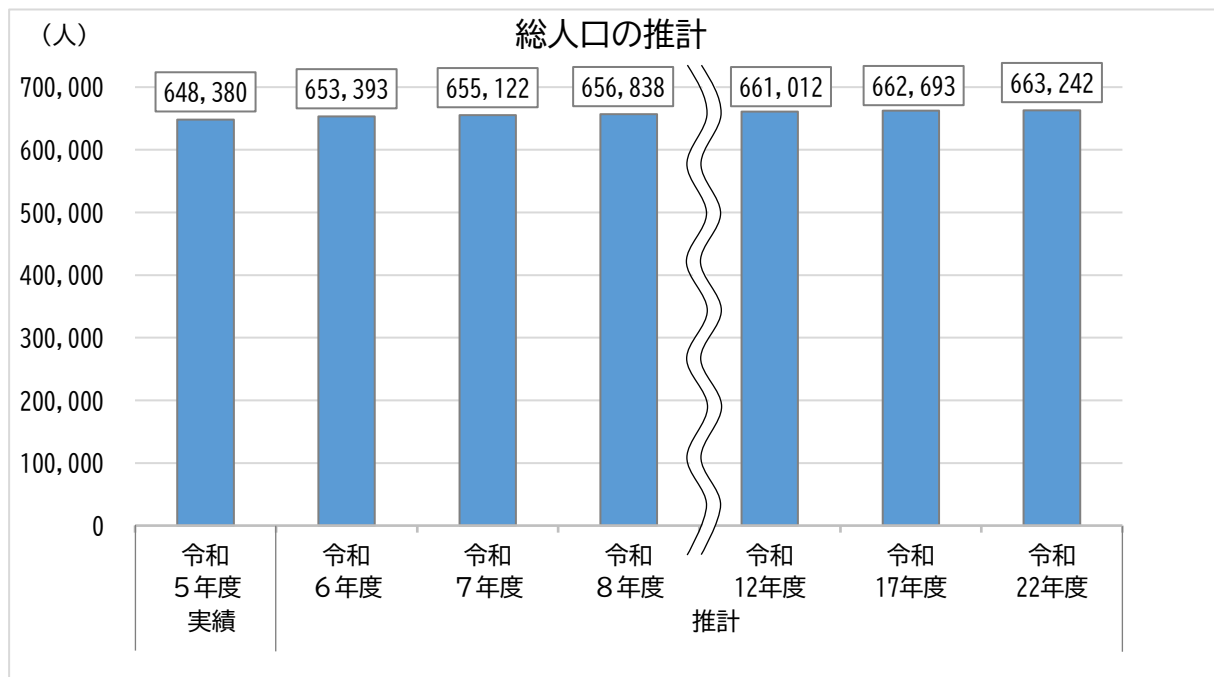
高齢化率でみると、令和5年度の24.0%から令和22年度には30.7%にまで上昇することが推計されます。

	実績値	推計値					
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
総人口	人 648,380	人 653,393	人 655,122	人 656,838	人 661,012	人 662,693	人 663,242
0～39歳	261,224 40.3%	262,375 40.2%	261,945 40.0%	261,829 39.9%	262,095 39.7%	259,475 39.2%	254,839 38.4%
40～64歳	231,710 35.7%	232,533 35.6%	233,570 35.7%	234,138 35.6%	231,733 35.1%	221,406 33.4%	204,860 30.9%
(再掲) 15～64歳	414,760 64.0%	413,741 63.3%	415,115 63.4%	416,314 63.4%	416,179 63.0%	404,310 61.0%	383,289 57.8%
高齢者人口 65歳以上	155,446 24.0%	158,485 24.3%	159,607 24.4%	160,871 24.5%	167,184 25.3%	181,812 27.4%	203,543 30.7%
65～74歳	64,785 10.0%	62,472 9.6%	60,488 9.2%	59,719 9.1%	64,801 9.8%	81,763 12.3%	97,801 14.7%
75歳以上	90,661 14.0%	96,013 14.7%	99,119 15.1%	101,152 15.4%	102,383 15.5%	100,049 15.1%	105,742 15.9%
(再掲) 85歳以上	27,086 4.2%	29,592 4.5%	31,735 4.8%	34,116 5.2%	39,623 6.0%	47,239 7.1%	47,612 7.2%

※推計値は人口推計調査報告書のデータを加工し作成（各年度10月1日時点）

（令和5年度については、住民基本台帳人口（10月1日時点）による）

※端数処理のため各項の和と合計値が合わない場合があります。



2 ひとり暮らし高齢者数と認知症高齢者数の将来推計

(1) ひとり暮らし高齢者数

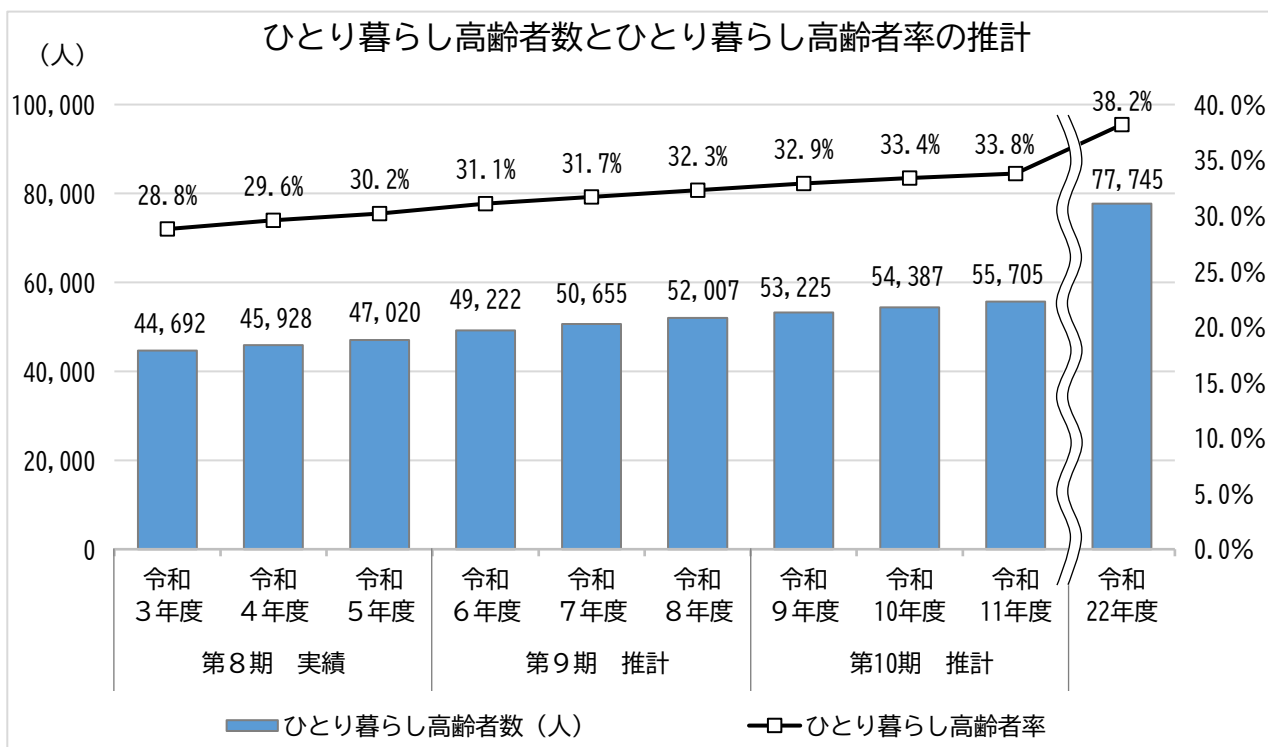
ひとり暮らし高齢者数については、高齢者人口の増加や核家族化の進行等により、令和5年度の47,020人から令和22年度には77,745人にまで増加するものと見込んでいます。

区分	第8期 実績			第9期 推計			第10期 推計			令和 22年度
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	
ひとり暮らし 高齢者数（人）	44,692	45,928	47,020	49,222	50,655	52,007	53,225	54,387	55,705	77,745
高齢者人口（人）	155,443	155,272	155,446	158,485	159,607	160,871	161,895	163,013	164,811	203,543
ひとり暮らし 高齢者率	28.8%	29.6%	30.2%	31.1%	31.7%	32.3%	32.9%	33.4%	33.8%	38.2%

※実績値は住民基本台帳（各年度10月1日時点）による

※高齢者人口、ひとり暮らし高齢者率の推計値は実績から推計、ひとり暮らし高齢者数の推計値は高齢者人口とひとり暮らし高齢者率から推計（各年度10月1日時点）

※ひとり暮らし高齢者率の値は、四捨五入した値を表記



(2) 認知症高齢者数

認知症高齢者数については、高齢者人口や要介護認定者数の増加に伴い、令和5年度の19,086人から令和22年度には27,219人にまで増加するものと見込んでいます。

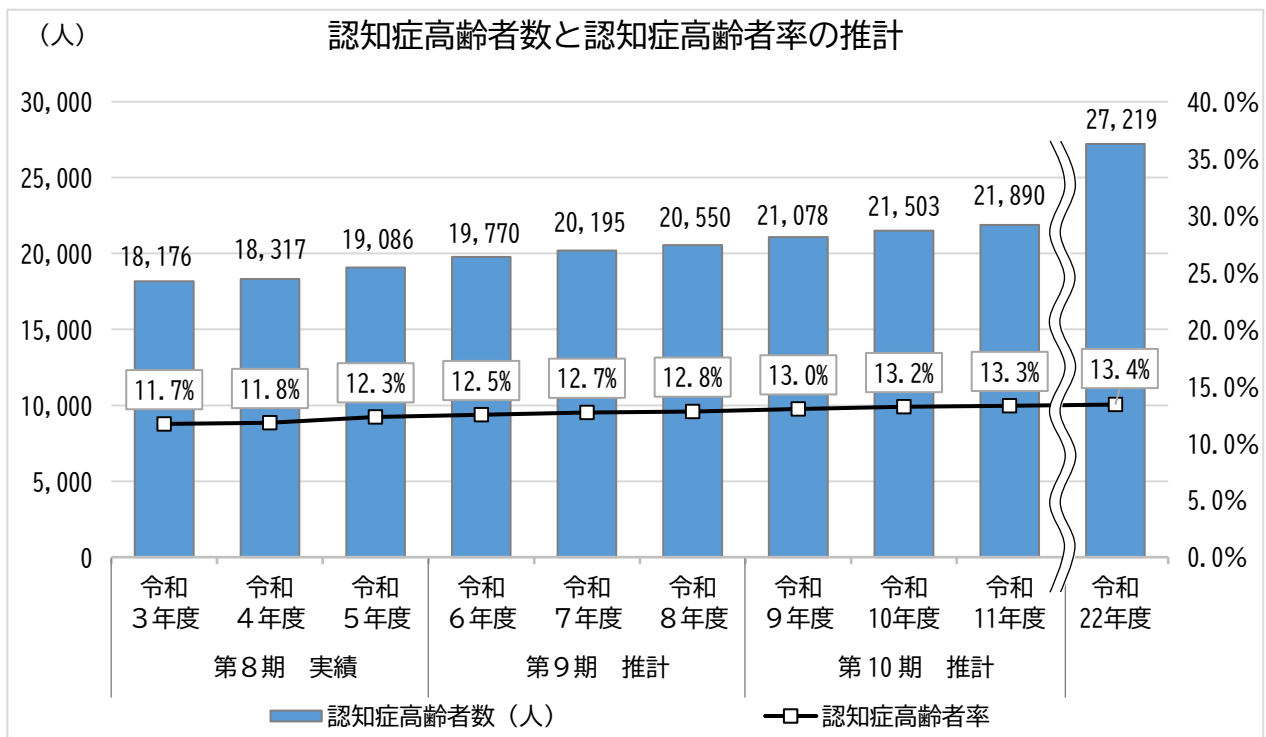
区分	第8期 実績			第9期 推計			第10期 推計			令和22年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
認知症高齢者数（人）	18,176	18,317	19,086	19,770	20,195	20,550	21,078	21,503	21,890	27,219
高齢者人口（人）	155,443	155,272	155,446	158,485	159,607	160,871	161,895	163,013	164,811	203,543
認知症高齢者率	11.7%	11.8%	12.3%	12.5%	12.7%	12.8%	13.0%	13.2%	13.3%	13.4%

※「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱa以上を「認知症高齢者」として集計

※実績値は住民基本台帳（各年度10月1日時点）による

※高齢者人口、認知症高齢者率の推計値は実績から推計、認知症高齢者数の推計値は高齢者人口と認知症高齢者率から推計（各年度10月1日時点）

※認知症高齢者率の値は、四捨五入した値を表記



第2部

ビジョンの実現に向けた 施策の展開

第1章 ビジョンと基本方針

第1節 船橋市高齢者保健福祉・介護ビジョン

すべての高齢者が、自分らしくそれぞれの生きがいを持ち、
住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮らし続けられる
「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」の実現

**地域包括ケアシステムの構築
健やかで、安心して暮らし続けられる船橋を目指して**

令和 22 年頃には高齢者人口がピークを迎えると考えられ、ひとり暮らし高齢者や、高齢者のみの世帯の増加、また、介護ニーズの高い 85 歳以上の高齢者の増加に伴い、医療・介護の双方を必要とする高齢者が大幅に増加することが見込まれます。

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、「住まい」「予防」「生活支援」「介護」「医療」が一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進するために、本市では平成 24 年度より、「すべての高齢者が、自分らしくそれぞれの生きがいを持ち、住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮らし続けられる『生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし』の実現」を目指し、「地域包括ケアシステムの構築 健やかで、安心して暮らし続けられる船橋を目指して」を高齢者保健福祉・介護ビジョンに掲げ、各施策を推進してまいりました。

一方、これまで我が国では、高齢者、障害者、子ども等の対象者の属性や虐待・生活困窮者等のリスクごとに支援制度を構築してきましたが、社会構造の変化等を背景に、従来の分野ごとの福祉サービスでは地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応することが困難となる新たな課題が生じています。

そのため、国では、地域包括ケアシステムにおける『必要な支援を包括的に提供する』という考えを理念として普遍化し、高齢者だけではなく障害者や子ども等への支援にも拡げる「地域共生社会」の実現を掲げました。これは、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしや生きがい、地域とともに創っていく社会の実現を目指しています。

令和 3 年 4 月に社会福祉法が改正され、地域共生社会の実現に向けた具体的な施策として、相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を関係機関が連携し一体的に実施する重層的支援体制整備事業が新たに創設されたことに伴い、本市でも令和 5 年度からこの事業に取り組んでいます。

第 10 次高齢者保健福祉計画・第 9 期介護保険事業計画においては、地域共生社会の実現を念頭におきつつ、地域包括ケアシステムの深化に向けて、より充実した高齢者施策の推進を図ります。

第2節 船橋市の目指す地域包括ケアシステム

本市では、地域包括ケアシステムを実現するため、5つの基本方針として、「住まい」「予防」「生活支援」「介護」「医療」を設定し、各施策を推進します。

平成26年度より「船橋市地域包括ケアシステム推進本部」を設置し、5つの基本方針ごとに立ち上げた専門部会において、課題の整理や進捗管理など、地域包括ケアシステム構築に向けた検討を行っています。

基本方針 1. 住まい

住み慣れた地域で、安心して暮らせる住環境の整備

すべての高齢者が安全に安心して暮らせるまちとは、すべての市民が安全に安心して暮らせるまちといえます。

安心して生活できる住環境を整備していくために、バリアフリー化された住宅（高齢者の生活に支障のない住宅）の促進等、高齢者が暮らす住宅の改修に加え、市営住宅の優先入居制度の活用や船橋市居住支援協議会の相談窓口「住みいるサポート船橋」を通じて、住宅の確保に配慮が必要な高齢者が円滑に入居できるよう、引き続き支援します。

基本方針 2. 予防

介護予防の推進で“健康寿命日本一のまち”

今後一層の増加が見込まれるひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、認知症高齢者などが、住み慣れた地域で安心して生活を続けていくために、一人ひとりが疾病予防・介護予防の必要性に気づき、日常生活の中で自らが健康づくりに取り組むことができるよう普及啓発を図ることや、社会活動への参加の促進による介護予防を進めていくことが求められます。

要支援・要介護状態になる前の段階から効果的な介護予防を推進し、高齢者が生き生きと健やかに過ごしていくために、地域一体となって介護予防や健康づくりに対する取り組みを自主的かつ日常的な取り組みとして実践し、定着するよう周知活動を行います。

また、介護予防・日常生活支援総合事業を展開し、高齢者一人ひとりがそれぞれの生きがいを持って積極的に地域社会へ参加できるような機会や体制を構築していきます。

基本方針 3. 生活支援

助け合い活動などの支援体制づくりの推進

地域包括ケアシステムの構築にあたっては、自助・共助・互助・公助をつなぎあわせる（体系化・組織化する）役割が必要とされており、市民・地域・行政による連携と協働が不可欠です。

そこで、友人や近隣住民、ボランティアの方々の主体的な取り組みなど、民間の様々なサービスと連携・協力して地域を支え合う仕組みを確立するとともに、ひとり暮らし高齢者が増加し、孤立化が大きな問題となっている中で、地域住民の方々の「ちょっとした気づき」による「ゆるやかな見守り」が行われ、異変がある場合には市の相談窓口につなぐという仕組みを広げることにより、必要な支援につなげます。

また高齢者の多様な支援ニーズを踏まえつつ、サービスを必要とする高齢者に的確にサービスが提供されるよう、様々な生活支援サービスの提供体制の整備に取り組むとともに高齢者が安心して外出でき、安全で快適に行動できるよう、交通が不便な地域にお住まいの高齢者等の移動手段確保や環境整備に取り組みます。

基本方針 4. 介護

いつでも安心して必要な介護サービスを利用できる体制の確立

サービスを必要とする高齢者が、いつでも安心して必要なサービスを利用できるよう、利用者の視点に立ったサービス提供体制の確立を図ります。

介護サービスの量と質の確保においては、介護サービス基盤の適正な整備や介護人材の確保に努めます。また、在宅介護を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の整備に取り組めます。

そして、高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、地域包括支援センターの機能強化を図ります。各日常生活圏域において地域包括支援センター等が地域ケア会議を円滑に運営することで、地域の課題を把握し、地域住民へ適切なサービスを提供できる体制を整えます。また、在宅介護を進めていくために介護者の介護負担の軽減を行う必要があり、相談支援の充実強化を図るとともにヤングケアラー等の介護者を支援する体制を整備します。

認知症対策の推進においては、共生社会の実現を推進するための認知症基本法の成立に伴い、本市における認知症施策推進基本計画の策定に向けて準備を進めてまいります。また、高齢者虐待の予防や、早期発見及び早期対応のため、地域での見守りと支え合い、そして、関係機関との連携を図ります。

介護サービスの円滑な利用においては、利用者がスムーズにサービスを利用できるよう、介護サービス事業所情報の提供や高齢者まちかど案内所事業を実施します。

基本方針 5. 医療

医療と介護の連携による継続的・一体的なサービス提供体制の確立

地域包括ケアシステムの構築のためには、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができるよう限られた医療・介護資源を有効的に活用し、必要なサービスを継続的かつ一体的に受けられることが必要不可欠となります。

今後、医療の必要性の高い要介護者が増加する一方で、病院や施設を増やすことは困難であることから、在宅療養者が増えることが予測されます。

そのために在宅医療に関する技術の向上や人材の確保に努め、市民が安心して暮らせる地域づくりを進める必要があります。

リハビリテーションについては、高齢者の身体の機能が低下したときに、その機能や日常生活における様々な活動の自立度をより高めるため、サービスの充実を図ります。また、地域や家庭における社会参加の実現等も含め、生活の質の向上を目指す観点も踏まえ、計画的に提供できる体制の構築を目指します。

本市では、医療・介護関係団体及び行政により構成された船橋在宅医療ひまわりネットワークにおいて、医療・介護その他の在宅医療に関係する方々の緊密な連携協力体制の整備や医療・介護人材の知識・技術の向上のための様々な研修を実施しています。

また、保健福祉センター内にある在宅医療支援拠点ふなぼーとにおいて、在宅医療に関する市民や医療・介護関係者からの相談に応じています。

第3節 施策の体系

本計画の目指す高齢者保健福祉・介護ビジョンを実現するための施策体系は次のとおりです。

ビジョン	基本方針	施策群
地域包括ケアシステムの構築 健やかで、安心して暮らし続けられる船橋を目指して	1. 住まい 住み慣れた地域で、安心して暮らせる 住環境の整備	住宅の質の向上 多様な住まいの確保 居住の支援の充実
	2. 予防 介護予防の推進で “健康寿命日本一のまち”	活動の場の提供 健康づくりへの支援 介護予防の推進
	3. 生活支援 助け合い活動などの 支援体制づくりの推進	生活支援サービスの提供 移動支援 地域での支え合い体制の確立
	4. 介護 いつでも安心して 必要な介護サービスを利用できる 体制の確立	介護サービスの量の確保 介護サービスの質の確保 多様なサービスの提供 地域包括支援センターの機能強化 認知症対策の推進 介護サービスの円滑な利用
	5. 医療 医療と介護の連携による 継続的・一体的な サービス提供体制の確立	在宅医療の推進 地域医療連携の推進 看護職の確保 地域リハビリテーションの推進 歯科口腔保健の推進

第2章 基本方針別の事業

第1節 各基本方針の施策一覧

【施策一覧（目標値あり）】（★印の項目は重点項目）

基本方針 1. 住まい

重点項目	施策名	指標	年度			担当課
			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
＜施策群＞ 住宅の質の向上						
★	自立支援のための住宅のバリアフリー化等の支援	住宅バリアフリー化等支援事業助成件数	169 件	177 件	185 件	住宅政策課
★	分譲マンションの共用部分のバリアフリー化等の支援	分譲マンション共用部分バリアフリー化等支援事業助成件数	10 件	10 件	10 件	住宅政策課
	高齢者住宅改造費助成事業	助成件数	122 件	122 件	122 件	高齢者福祉課
＜施策群＞ 多様な住まいの確保						
★	近居同居の支援	近居同居支援件数	110 件	110 件	110 件	住宅政策課
＜施策群＞ 居住の支援の充実						
★	高齢者の住まいに関する情報提供	住まいの講演会参加者数	30 人	30 人	30 人	住宅政策課
★	持ち家の活用	マイホーム借上げ制度説明会参加者数	30 人	30 人	30 人	住宅政策課
★	高齢者の住み替え支援	高齢者住み替え支援事業助成件数	20 件	20 件	20 件	住宅政策課
★	ひとり暮らし高齢者の見守り	緊急通報装置設置台数	2,170 台	2,185 台	2,200 台	高齢者福祉課
		声の電話訪問事業実利用者数	85 人	87 人	89 人	
		声の電話訪問事業訪問回数	4,760 回	4,872 回	4,984 回	
★	居住支援サービスの向上	「住まいるサポート船橋」の相談解決（成約含む）割合	85%	85%	85%	住宅政策課・地域包括ケア推進課

基本方針 2. 予防

重点項目	施策名	指標	年度			担当課
			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
＜施策群＞活動の場の提供						
★	ふなばしシルバーリハビリ 体操の推進	初級指導士養成講座 開催回数	6 回	6 回	6 回	健康づくり課
		初級指導士養成者数	180 人	180 人	180 人	
		延初級指導士数	1,034 人	1,214 人	1,394 人	
		延上級指導士数	15 人	15 人	15 人	
		体操指導士により開 催される体操教室数	110 か所	110 か所	110 か所	
★	公園を活用した健康づくり 事業の実施	公園を活用した健康 づくり事業実施公園数	48 か所	52 か所	54 か所	地域保健課
	老人福祉センター	延年間利用者数	231,000 人	254,100 人	279,510 人	高齢者福祉課
	老人憩の家	施設数	31 か所	31 か所	31 か所	高齢者福祉課
		延年間利用者数	38,000 人	38,000 人	38,000 人	
	老人クラブ	クラブ数	207 クラブ	207 クラブ	207 クラブ	高齢者福祉課
		会員数	9,184 人	9,184 人	9,184 人	
	老人生きがい広場	施設数	5 か所	5 か所	5 か所	高齢者福祉課
		延利用者数	11,000 人	11,000 人	11,000 人	
	高齢者いきいき健康教室	実参加者数	750 人	750 人	750 人	高齢者福祉課

第2部 ビジョンの実現に向けた施策の展開

重点項目	施策名	指標	年度			担当課
			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
＜施策群＞健康づくりへの支援						
★	特定健康診査受診率、 特定保健指導実施率の向上 及び健診結果の活用、 セルフマネジメント支援	特定健康診査受診率	50%	52%	54%	健康づくり課
		特定保健指導実施率	35%	40%	45%	健康づくり課
★	市内飲食店等における 健康的な食事提供による 食環境の整備	市民の健康づくり支援 に取り組む飲食店等 店舗数	120 店舗	130 店舗	140 店舗	地域保健課
	栄養相談	栄養相談利用者数	810 人	820 人	830 人	地域保健課
	成人期の歯科健康診査の 実施	成人歯科健康診査 受診率	9%	9%	9%	地域保健課
★	健康ポイント事業	参加者数	13,800 人	14,700 人	15,600 人	地域保健課
	後期高齢者健康診査	後期高齢者健康診査 受診率	49%	50%	51%	健康づくり課
	高齢者健やか活動支援 事業	開催回数	4 回	4 回	4 回	高齢者福祉課
		延参加者数	160 人	160 人	160 人	
	健康教育	健康教育利用者数	13,000 人	13,000 人	13,000 人	地域保健課
	健康相談	健康相談利用者数	7,100 人	7,200 人	7,300 人	
	在宅介護支援教室	開催回数	60 回	60 回	60 回	地域包括ケア 推進課
＜施策群＞介護予防の推進						
★	介護予防ケアマネジメント における自立支援の推進	検討会議事例数	48 事例	48 事例	48 事例	地域包括ケア 推進課
	ふなばし市民大学校 「いきいき学部」	実学生数	294 人	294 人	294 人	社会教育課
		延講座数	350 件	350 件	350 件	
	公民館の高齢者対象講座	高齢者学級数	25 学級	25 学級	25 学級	中央公民館
		高齢者対象講座数	70 件	72 件	74 件	
		高齢者学級の 実参加者数	2,000 人	2,000 人	2,000 人	
		高齢者対象講座の 実参加者数	2,500 人	2,570 人	2,650 人	
	ミニデイサービス事業補助金 交付事業	実施回数	640 回	660 回	680 回	地域福祉課
	ふれあいいきいきサロン事業 補助金事業	実施回数	610 回	620 回	630 回	地域福祉課

基本方針 3. 生活支援

重点項目	施策名	指標	年度			担当課
			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
＜施策群＞生活支援サービスの提供						
★	移動販売支援事業	移動スーパーの累計 延利用者数	31,000 人	31,000 人	31,000 人	商工振興課
★	生活・介護支援サポーター 事業	サポーター登録者数	270 人	275 人	280 人	高齢者福祉課
		利用登録者数 (高齢者宅)	650 人	670 人	700 人	
	軽度生活援助員の派遣	実利用者数	420 人	440 人	460 人	高齢者福祉課
		派遣時間数	12,800 時間	13,400 時間	14,000 時間	
	ファミリー・サポート・センター	実利用会員数	725 人	755 人	785 人	高齢者福祉課
		実協力会員数	185 人	190 人	195 人	
		利用件数	1,600 件	1,700 件	1,800 件	
	高齢者等食の自立支援 事業（配食サービス）	延配食数	13,700 食	14,060 食	14,760 食	高齢者福祉課
		利用登録者数	195 人	200 人	210 人	
		栄養管理サービス 訪問回数	790 回	825 回	860 回	
		栄養管理サービス 利用者数	120 人	125 人	130 人	
	寝具乾燥消毒サービス	実利用者数	135 人	140 人	145 人	高齢者福祉課
		延派遣回数	1,280 回	1,330 回	1,380 回	
	日常生活用具の給付	自動消火装置給付件数	25 件	30 件	35 件	高齢者福祉課
		電磁調理器給付件数	130 件	150 件	175 件	
		シルバーカー給付件数	230 件	270 件	320 件	
	補聴器購入費用助成事業	助成件数	165 件	185 件	210 件	高齢者福祉課
	介護用品の支給等	実支給者数	3,200 人	3,350 人	3,480 人	高齢者福祉課
	訪問理美容サービス	実利用者数	35 人	40 人	45 人	高齢者福祉課
		延訪問回数	105 回	120 回	135 回	
	緊急一時支援事業	延派遣回数	18 回	19 回	20 回	高齢者福祉課
	家族介護慰労金の支給	延支給者数	4 人	4 人	4 人	高齢者福祉課
★	多様な担い手による生活支 援サービスの推進	生活支援サービスを 提供する団体（たす けあいの会）がある 地区コミュニティ数	22 地区	23 地区	24 地区	地域福祉課
		生活支援サービスを 担うボランティア数	2,000 人	2,050 人	2,100 人	
	ふれあい収集事業	利用世帯数	477 世帯	534 世帯	591 世帯	資源循環課

第2部 ビジョンの実現に向けた施策の展開

重点項目	施策名	指標	年度			担当課
			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
＜施策群＞ 移動支援						
★	高齢者支援協力バスの活用	利用登録者数	7,970 人	8,140 人	8,310 人	道路計画課
		延利用者数	26,120 人	26,832 人	26,646 人	
★	駅改札内外のバリアフリー化	整備実施駅数	1 駅	1 駅	1 駅	道路計画課
★	バス待ち環境の改善 （バス上屋・ベンチ設置）	停留所施設整備数 国・県道	1 か所	1 か所	1 か所	道路計画課
		停留所施設整備数 市道	1 か所	1 か所	1 か所	道路建設課
	高齢者福祉タクシー	福祉タクシー券 延交付者数	10,700 人	11,200 人	11,600 人	高齢者福祉課
		福祉タクシー券 延利用枚数	70,620 枚	73,920 枚	76,560 枚	
＜施策群＞ 地域での支え合い体制の確立						
★	地域ケア会議の推進・地域 課題への取り組み	個別ケア会議開催回数	100 回	100 回	100 回	地域包括ケア 推進課
		全体会議開催回数	100 回	100 回	100 回	
		講演会開催回数	18 回	19 回	20 回	
	ミニデイサービス事業 補助金交付事業【再掲】	実施回数	640 回	660 回	680 回	地域福祉課
	ふれあいいきいきサロン事業 補助金事業【再掲】	実施回数	610 回	620 回	630 回	地域福祉課
	保健と福祉の総合相談 窓口事業	延相談件数	22,300 件	22,300 件	22,300 件	地域福祉課
	ひとり暮らし高齢者等見守り 活動支援事業	見守り対象高齢者数	1,450 人	1,450 人	1,450 人	高齢者福祉課
＜施策群＞ その他						
★	高齢者を狙った犯罪・消費 者被害への対策	出前講座開催回数	32 回	32 回	32 回	消費生活 センター
		消費者月間記念 講演会開催回数	1 回	1 回	1 回	
		民生委員等研修会 開催回数	2 回	2 回	2 回	
		消費生活モニター 事業実施回数	9 回	9 回	9 回	
		生き活き展の開催回数	1 回	1 回	1 回	
		くらしの情報の発行回数	3 回	3 回	3 回	
		老人福祉センター 定期出張相談・啓発 実施回数	56 回	56 回	56 回	
		消費者安全確保 地域協議会開催回数	1 回	1 回	1 回	

基本方針 4. 介護

重点項目	施策名	指標	年度			担当課
			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
＜施策群＞ 介護サービスの質の確保						
★	介護人材の確保	新規就業者数	160 人	180 人	200 人	介護保険課
★	介護保険訪問看護職員 雇用促進事業の実施	補助対象常勤換算数 (ひと月当たり)	165 人	185 人	205 人	介護保険課・ 地域包括ケア 推進課
	介護相談員派遣事業	介護相談員延派遣 件数	576 件	600 件	624 件	高齢者福祉課
		派遣施設数	48 か所	50 か所	52 か所	
	生活・介護支援サポーター 事業	登録施設数	11 か所	12 か所	13 か所	高齢者福祉課
	介護支援専門員研修事業	介護支援専門員 研修会参加者数	360 人	360 人	360 人	地域包括ケア 推進課
		介護支援専門員 研修会開催回数	2 回	2 回	2 回	
＜施策群＞ 地域包括支援センターの機能強化						
★	地域包括支援センター等の 充実	地域包括支援センター 設置数	14 か所	14 か所	14 か所	地域包括ケア 推進課
		地域包括支援センター のサブセンター設置数	1 か所	2 か所	2 か所	
		地域包括支援センター 相談件数	74,000 件	74,300 件	74,600 件	
		在宅介護支援センター 相談件数	17,500 件	17,500 件	17,600 件	
★	地域ケア会議の推進・地域 課題への取り組み【再掲】	個別ケア会議開催回数	100 回	100 回	100 回	地域包括ケア 推進課
		全体会議開催回数	100 回	100 回	100 回	
		講演会開催回数	18 回	19 回	20 回	
	在宅介護支援センターが行 う訪問等による実態把握	実態把握件数	1,120 件	1,120 件	1,130 件	地域包括ケア 推進課
	相談協力員研修会	参加者数	300 人	300 人	300 人	地域包括ケア 推進課
		研修会開催回数	1 回	1 回	1 回	
	相談支援の充実強化	出張窓口相談件数	60 件	60 件	60 件	地域包括ケア 推進課

第2部 ビジョンの実現に向けた施策の展開

重点項目	施策名	指標	年度			担当課
			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
＜施策群＞ 認知症対策の推進						
★	認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員の設置	事業利用者数	50 人	50 人	50 人	地域包括ケア 推進課
		認知症地域支援推進員（保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー）配置人数	直営センター 15 人 委託センター 9 人	直営センター 15 人 委託センター 9 人	直営センター 15 人 委託センター 9 人	
★	本人や家族の交流の場や、本人の社会参加や生きがいにつながる場の創出	認知症カフェPR 事業登録件数（累計）	35 件	38 件	41 件	地域包括ケア 推進課
		認知症カフェ運営補助金交付件数（新規分）	4 件	4 件	4 件	
		認知症カフェ交流会開催回数	1 回	1 回	1 回	
★	認知症の人や家族を地域で見守り、支え合う体制の構築	徘徊模擬訓練実施地区数	3 地区	3 地区	3 地区	地域包括ケア 推進課
		メモリーウォーク開催回数	1 回	1 回	1 回	
		チームオレンジ体制整備地区数（累計）	11 地区	15 地区	20 地区	
	認知症についての地域住民及び支援関係者への広報・啓発活動	認知症サポーター受講者数	9,000 人	9,000 人	9,000 人	地域包括ケア 推進課
	認知症家族交流会	認知症家族交流会開催回数	6 回	6 回	6 回	地域包括ケア 推進課
		延参加者数	115 人	115 人	115 人	
	認知症訪問支援サービス（市町村特別給付）の実施	延利用件数	440 件	460 件	480 件	介護保険課
	認知症予防教室	参加者数	720 人	720 人	720 人	健康づくり課
	徘徊高齢者家族支援サービス事業	利用者数	110 人	115 人	120 人	地域包括ケア 推進課
	成年後見制度利用支援事業	市長申立て件数	33 件	33 件	34 件	地域包括ケア 推進課
		後見人報酬助成件数	99 件	102 件	105 件	
	成年後見制度普及事業	講演会開催回数	2 回	2 回	2 回	地域包括ケア 推進課
		講演会参加者数	200 人	200 人	200 人	
		権利擁護サポーター養成講座参加者数	40 人	40 人	40 人	
		地域包括支援センター・成年後見等相談件数	2,873 件	2,884 件	2,896 件	

重点項目	施策名	指標	年度			担当課
			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
＜施策群＞ 介護サービスの円滑な利用						
★	高齢者まちかど案内所事業	協力事業所数	210 か所	210 か所	210 か所	地域包括ケア 推進課
	介護保険事業の普及啓発	介護保険・高齢者福祉ガイド発行部数	35,000 部	35,000 部	35,000 部	介護保険課
		介護保険のてびき(小冊子)発行部数	8,900 部	8,900 部	8,900 部	
		出前講座開催回数	8 回	8 回	8 回	
		出前講座参加者数	200 人	200 人	200 人	
	介護保険利用者負担助成事業	認定者数	170 人	180 人	190 人	介護保険課
	介護老人福祉施設利用者負担対策事業	認定者数	90 人	95 人	100 人	介護保険課
	介護給付等費用適正化事業	認定調査結果確認件数	3,500 件	3,650 件	3,800 件	介護保険課
		ケアプラン点検件数	80 件	80 件	80 件	
		縦覧点検・医療情報との突合等件数	20,000 件	20,000 件	20,000 件	
	要介護認定適正化事業	要介護認定適正化研修開催回数	—	1 回	—	介護保険課
＜施策群＞ その他						
★	高齢者虐待防止の体制	運営委員会開催回数	1 回	1 回	1 回	地域包括ケア 推進課
		担当者会議開催回数	6 回	6 回	6 回	
		事例検討件数	20 件	20 件	20 件	
		研修会開催回数	1 回	1 回	1 回	
	高齢者虐待防止の周知と啓発	虐待に係る通報件数	210 件	220 件	230 件	地域包括ケア 推進課

基本方針 5. 医療

重点項目	施策名	指標	年度			担当課
			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
＜施策群＞在宅医療の推進						
★	在宅医療・介護連携に関する相談支援（在宅医療支援拠点ふなぼーと）	相談件数	1,100 件	1,150 件	1,200 件	地域包括ケア推進課
★	在宅医療・介護関係者の研修（ひまわりネットワーク）	スタートアップ研修等開催回数	3 回	3 回	3 回	地域包括ケア推進課
★	在宅医療・介護関係者の研修（在宅医療支援拠点ふなぼーと）	在宅医紹介制度登録医療機関数	51 か所	53 か所	55 か所	地域包括ケア推進課
★	在宅医療推進に係る市民への普及・啓発（在宅医療支援拠点ふなぼーと、在宅医療・介護の講演会・相談会・出張講演会）	ふなぼーと市民公開講座開催回数	1 回	1 回	1 回	地域包括ケア推進課
		在宅医療・介護の講演会開催回数	7 回	7 回	7 回	
		在宅医療・介護の相談会開催回数	8 回	8 回	8 回	
		在宅医療・介護の出張講演会開催回数	8 回	8 回	8 回	
★	在宅医療・介護資源の情報の把握・データベース化	「在宅医療・緩和ケア提供機関マップ」に掲載の医療機関数	400 か所	430 か所	460 か所	地域包括ケア推進課
	医療・介護関係者の情報共有の支援	情報共有システム I D 発行者数	429 人	446 人	463 人	地域包括ケア推進課
	在宅医療の推進	訪問診療患者数（月平均）	4,490 人	4,510 人	4,540 人	地域包括ケア推進課
		在宅医療実施医療施設数	76 か所	78 か所	80 か所	
	在宅医療推進のための連携体制の構築	ひまわりネットワークの委員会等の開催回数	30 回	30 回	30 回	地域包括ケア推進課
＜施策群＞地域医療連携の推進						
★	かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の推進	かかりつけ医を持つ 65 歳以上の市民の割合	—	63.0%	—	健康政策課
		かかりつけ歯科医を持つ 65 歳以上の市民の割合	—	80.0%	—	
		かかりつけ薬剤師・薬局を持つ 65 歳以上の市民の割合	—	65.0%	—	
＜施策群＞看護職の確保						
★	看護職の確保	就業看護職員数	5,133 人	5,193 人	5,253 人	健康政策課
★	介護保険訪問看護職員雇用促進事業の実施【再掲】	補助対象常勤換算数（ひと月当たり）	165 人	185 人	205 人	介護保険課・地域包括ケア推進課
＜施策群＞地域リハビリテーションの推進						
★	地域リハビリテーションの推進	地域リハビリテーション拠点事業講演会・研修会（市民対象・リハビリ関係者対象）の開催回数	16 回	17 回	18 回	健康政策課・地域包括ケア推進課
		訪問リハビリ提供施設数	20 か所	21 か所	22 か所	
＜施策群＞歯科口腔保健の推進						
★	訪問歯科診療の充実	訪問歯科診療件数（さざんか・かざぐるま）	1,475 件	1,481 件	1,487 件	健康政策課
★	口腔保健支援事業の実施	口腔ケア講習会・市民講演会開催回数	3 回	3 回	3 回	地域保健課

【施策一覧（重点事業・目標値なし）】

基本方針	施策群	事業名	担当課
住まい	住宅の質の向上	住宅のバリアフリー改修等に関する相談	住宅政策課
		賃貸住宅のバリアフリー改修の促進	高齢者福祉課
		高齢化しているマンション管理組合の支援	住宅政策課
	多様な住まいの確保	質の高いサービス付き高齢者向け住宅の供給	住宅政策課
予防	介護予防の推進	一般介護予防事業の実施	健康づくり課
生活支援	移動支援	高齢ドライバーへの対応	各関係課
	地域での支え合い体制の確立	生活支援コーディネーターの活動の活性化	地域福祉課
	その他	障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた支援体制の整備	障害福祉課
介護	介護サービスの量の確保	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備	高齢者福祉課
		介護老人保健施設の整備	高齢者福祉課
		介護医療院の整備	高齢者福祉課
		認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備	高齢者福祉課
		特定施設入居者生活介護の整備	高齢者福祉課
		地域密着型サービス（施設・居住系以外）の整備	高齢者福祉課
	多様なサービスの提供	生活支援コーディネーターの活動の活性化【再掲】	地域福祉課
	認知症対策の推進	SOS ネットワーク事業	地域包括ケア推進課
		みまもりあい事業	地域包括ケア推進課
		成年後見制度の利用促進	地域包括ケア推進課
		認知症施策推進基本計画の策定	地域包括ケア推進課
	介護サービスの円滑な利用	介護サービス事業所情報の提供	介護保険課
	その他	介護に取り組む家族等への支援の充実	こども家庭支援課
医療	在宅医療の推進	顔の見える関係づくりの推進 （在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議）	地域包括ケア推進課
		在宅医療のコーディネーターの機能強化	地域包括ケア推進課
		在宅医療推進に係る市民への普及・啓発 （ひまわりネットワーク）	地域包括ケア推進課
		在宅医療・介護連携推進事業の評価事業	地域包括ケア推進課
		医療・介護人材確保事業	地域包括ケア推進課

第2節 各基本方針の重点事業

基本方針 1. 住まい

○住宅の質の向上

1 住宅のバリアフリー改修等に関する相談（住宅政策課）

安全な住環境を整備するため、建築士や増改築相談員等の専門家の協力により、建築住宅相談等を行い、住宅のバリアフリー改修等を推進します。

2 自立支援のための住宅のバリアフリー化等の支援（住宅政策課）

高齢になっても自宅に長く住み続けられるように、要介護認定を受けていない方が、自宅を改修し、介護予防に配慮された住環境にする場合に、バリアフリー化等（玄関前の手すり設置やスロープ設置を含むバリアフリー改修、断熱改修）の費用の一部を助成します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅バリアフリー化等支援事業助成件数	169 件	177 件	185 件

3 分譲マンションの共用部分のバリアフリー化等の支援（住宅政策課）

マンション管理組合が、マンションの出入口や共用廊下の段差解消、共用階段への手すり設置等、共用部分のバリアフリー化等を行う場合に、その費用の一部を助成します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
分譲マンション共用部分バリアフリー化等支援事業助成件数	10 件	10 件	10 件

4 賃貸住宅のバリアフリー改修の促進（高齢者福祉課）

民間賃貸住宅に住む要介護認定を受けている方が、バリアフリー改修を必要とする場合、高齢者住宅改造資金助成事業により、その費用の一部を助成します。

5 高齢化しているマンション管理組合の支援（住宅政策課）

入居者の高齢化が進み、マンション管理の担い手が少なくなった分譲マンションについて、マンション管理士、建築士を派遣することにより、適切な管理ができるように支援します。

○多様な住まいの確保

6 質の高いサービス付き高齢者向け住宅の供給（住宅政策課）

サービス付き高齢者向け住宅の登録にあたり、事業者には「船橋市サービス付き高齢者向け住宅の登録に関する指導指針」等による配慮を求めることで、質の高い高齢者向け住宅の供給を図ります。

具体的には、事業者が入居者に適切な医療・介護サービスが提供されるよう必要な協議を行い、入居者が必要とするサービスを地域で受けることができるよう、医療・介護サービス事業所との連携を促進します。

また、事業者が地域の医療・介護サービス事業所について広く入居者に情報提供を行うとともに、特定の医療・介護サービス事業所の利用に限定しないなど、入居者の選択・利用の自由が確保されるよう、適正な運営を促進します。

これらに加え、サービス付き高齢者向け住宅に対し、定期報告や立入検査等を行うことにより、適正な運用を促進します。

7 近居同居の支援（住宅政策課）

多世代が地域の中で交流し、安心して暮らすことができるよう、親世帯と子世帯の近居・同居に対する費用の一部を助成します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
近居同居支援件数	110件	110件	110件

○居住の支援の充実

8 高齢者の住まいに関する情報提供（住宅政策課）

居住支援協議会と連携し、セミナーの開催、広報紙やホームページでの情報提供等により、高齢者の住まいに関する情報を提供します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住まいの講演会参加者数	30人	30人	30人

9 持ち家の活用（住宅政策課）

高齢者が、一般社団法人移住・住みかえ支援機構（JTI）のマイホーム借上げ制度を活用して、自宅を子育て世帯等に貸し付け、その家賃収入を住み替え先の家賃に充てることで、適切な住まいに住み替えることを支援します。

また、自宅に住みながら持ち家を資産として活用する社会福祉法人船橋市社会福祉協議会の「不動産担保型生活資金制度」（いわゆるリバースモーゲージ制度※）や独立行政法人住宅金融支援機構の「高齢者向け返済特例制度」等の取り組みについて情報提供を行います。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
マイホーム借上げ制度説明会参加者数	30人	30人	30人

※「リバースモーゲージ制度」とは、自宅を担保にして銀行などの金融機関から定期的に資金の貸付を受ける一種の年金制度です。

10 高齢者の住み替え支援（住宅政策課）

高齢者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受け、階段の昇降に著しい支障が生じて住み替えをする場合等に、高齢者が可能な限り自立して住み続けられるよう、転居にかかる費用や家賃債務保証契約時に要する費用の一部を助成します。

また、家賃の支払いができるにもかかわらず、高齢等を理由に民間賃貸住宅への入居を断られ、転居に苦慮している高齢者世帯等に対して、船橋市居住支援協議会の相談窓口「住まいるサポート船橋」を通じて、家賃低廉化住宅※¹を含む住宅情報の提供や居住支援サービス※²の紹介を行います。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者住み替え支援事業助成件数	20 件	20 件	20 件

※1「家賃低廉化住宅」とは、貸主に対して月々の家賃を補助することにより、低所得者が低廉化された家賃で入居することが出来る市に登録された住宅です。

※2「居住支援サービス」とは、入居後の生活を支援する緊急通報装置の設置や死後の手続きなどのサービスです。

11 ひとり暮らし高齢者の見守り（高齢者福祉課）

ひとり暮らし高齢者については、声の電話訪問にて定期的な連絡をすることにより、安否や健康状態を確認するとともに孤独感の緩和を図ります。また、発作を伴う持病のある方などに、万一の場合に受信センターと緊急連絡がとれる緊急通報装置を貸与します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
緊急通報装置設置台数	2,170 台	2,185 台	2,200 台
声の電話訪問事業			
実利用者数	85 人	87 人	89 人
訪問回数	4,760 回	4,872 回	4,984 回

12 居住支援サービスの向上（住宅政策課・地域包括ケア推進課）

高齢者を含めた住宅確保要配慮者からの住まいに関する相談について、船橋市社会福祉協議会を事務局として、船橋市居住支援協議会の相談窓口「住まいるサポート船橋」を開設しています。

「住まいるサポート船橋」では、相談者の相談内容が複雑化していることから、複合的な課題を抱える住宅確保要配慮者に対する居住支援を行うため、船橋市居住支援協議会の事例検討会において、新たな課題について議論することにより、その解決のための居住支援サービス等について検討します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
「住まいるサポート船橋」の相談解決（成約含む）割合	85%	85%	85%

基本方針 2. 予防

○活動の場の提供

1 ふなばしシルバーリハビリ体操の推進（健康づくり課）

健康寿命の延伸を目的とし、本市の 65 歳以上人口の約 100 人に 1 人の割合で初級指導士を養成することを目標に推進するとともに、各地区において初級指導士が活動できるようにマネジメントを行っていただくための上級指導士の養成も行います。また、公民館等や出前講座での体操教室を開催するほか、体操指導士による体操教室の開催及びその支援を行う体操普及事業を実施します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
初級指導士養成講座開催回数	6 回	6 回	6 回
初級指導士養成者数	180 人	180 人	180 人
延初級指導士数	1,034 人	1,214 人	1,394 人
延上級指導士数	15 人	15 人	15 人
体操指導士により開催される体操教室数	110 か所	110 か所	110 か所

2 公園を活用した健康づくり事業の実施（地域保健課）

市民が身近な公園で手軽にできる運動習慣を身につけ、自主的に健康づくりができるよう、自治会・町会と協力しながら 54 公園への拡大を目指し、実施します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
公園を活用した健康づくり事業実施公園数	48 か所	52 か所	54 か所

○健康づくりへの支援

3 特定健康診査受診率、特定保健指導実施率の向上及び健診結果の活用、セルフマネジメント支援（健康づくり課）

内臓脂肪症候群の早期発見と予防を目的として、40歳～74歳の国民健康保険加入者を対象に特定健康診査を行っています。また、特定健康診査及び人間ドックを受診した結果、「生活習慣病のリスクが高いが、生活習慣を改善することで予防効果が期待できる」と判断された人に対し、特定保健指導を実施しています。

目標値に近づくための新たな取り組み事例について研究し、実施率等を向上させることで、健康寿命の延伸を図ります。

また、健診結果から生活習慣病のリスク判定以外の指標により、介護予防を必要とする者を把握するなど、健診結果の有効活用を検討するとともに、特定保健指導終了者が、自ら生活習慣病の予防継続と今後の運動機能の低下等を予防するため、日常生活の中で自ら実施するためのセルフマネジメントが確立できる支援を行います。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定健康診査受診率	50%	52%	54%
特定保健指導実施率	35%	40%	45%

4 市内飲食店等における健康的な食事提供による食環境の整備（地域保健課）

望ましい食習慣を実践するための食環境の整備と船橋産物や市内飲食店等地域への愛着を育むものとして、市民の健康づくりの支援に取り組む飲食店等登録制度を市独自事業として実施します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市民の健康づくり支援に取り組む飲食店等 店舗数	120 店舗	130 店舗	140 店舗

5 健康ポイント事業（地域保健課）

健康寿命の延伸を目的に、健康に関心のある人だけでなく、健康に無関心な人や運動習慣のない人も健康づくりに取り組む動機づけとなるよう、ウォーキングや体操等の活動に対してポイントが加算され、様々な特典が得られる健康ポイント制度を平成 30 年 10 月から実施しています。

日常的な生活の中での歩数や、運動したことによる身体の変化などによりポイントを獲得できるほか、市が指定するイベント・講座（対象プログラム）に参加したり、各種健診（健康診断、がん検診、歯科健診）を受診したりすることでもポイントを獲得できます。対象プログラムは、市が主催する事業だけでなく、市民団体や民間企業が主催する事業も対象としており、市民の健康づくりを総合的に推進する事業として実施しています。

参加者の拡大のため、事業の認知度を高めるための周知を図るとともに、民間団体・市民団体・各協議会等への働きかけを積極的に行っていきます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者数	13,800 人	14,700 人	15,600 人

○介護予防の推進

6 一般介護予防事業の実施（健康づくり課）

地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取り組みを推進し、介護予防を機能強化する観点から、一般介護予防事業として、①介護予防把握事業（船橋市健康スケール調査）、②介護予防普及啓発事業（介護予防教室、市民ヘルスマーケティング）、③地域介護予防活動支援事業（ふなばしシルバーリハビリ体操、アクティブシニア介護予防補助金）、④地域リハビリテーション活動支援事業（足腰の衰えチェック、リハビリ専門職派遣）を実施しています。

各事業の利用者にアンケートを実施し、要望を把握するとともに、定期的に広報紙に掲載し周知を図ります。

また、介護予防の視点から「フレイル※」を主眼とした「船橋市健康スケール」の活用により、前期高齢者やひとり暮らしの方に外出するきっかけ作りの提供を行います。

さらに、後期高齢者健康診査等で「フレイル」と把握された方等に対する保健事業についても、かかりつけ医をはじめとする関係機関と連携しながら一体的に実施します。

※「フレイル」とは、『加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態』を表す“frailty”の日本語訳として日本老年医学会が提唱した用語である。フレイルは、要介護状態に至る前段階として位置づけられるが、身体的脆弱性のみならず精神心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。」と定義されています。

出典：「フレイル診療ガイド 2018 年版」日本老年医学会/国立長寿医療研究センター

7 介護予防ケアマネジメントにおける自立支援の推進（地域包括ケア推進課）

介護保険法第1条及び第4条に自立支援に向けた介護保険サービスの活用が掲げられ、ケアマネジメントの取り組みにおいては、対象者の自立に向けたケアプランの作成や、本人の状況に応じた適切なサービス提供等の自立支援の強化が引き続き課題となっています。

自立支援に資する介護予防ケアマネジメントの確立と普及啓発を図るため、理学療法士、作業療法士他専門職により構成する自立支援ケアマネジメント検討会議を設置し、介護予防ケアプランに対し自立支援に資する助言を行う事業を行います。

また、リハビリテーション専門職がケアマネジャーに同行し、利用者の心身機能から生活機能、生活環境等を多角的に評価、助言を行う事業も併せて実施します。それぞれの事業を連動させながら、ケアマネジャー、サービス事業者等関係者が自立支援に向けたケアマネジメントを実施し、利用者自身が自立の意識を持ち生活に取り組めるよう支援します。

上記事業の他、ケアマネジャー、サービス提供事業者を対象に自立支援ケアマネジメントについての研修会を開催します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
検討会議事例数	48 事例	48 事例	48 事例

基本方針 3. 生活支援

○生活支援サービスの提供

1 移動販売支援事業（商工振興課）

スーパー、青果店、鮮魚店、精肉店など生鮮品取扱店が近隣に無い地域などを対象に、移動販売を行う事業者と販売場所調整を行うことで、買い物に困難を感じている方を支援します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動スーパーの累計延利用者数	31,000 人	31,000 人	31,000 人

2 生活・介護支援サポーター事業（高齢者福祉課）

ボランティアをする意志のある 60 歳以上の人を対象として生活・介護支援サポーターを養成し、高齢者宅や介護施設に派遣しています。

今後、介護を必要とする高齢者の更なる増加が予想される中で、安定的に生活支援サービスを提供できるようサポーターを養成し、ボランティアの人材確保を継続します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サポーター登録者数	270 人	275 人	280 人
利用登録者数（高齢者宅）	650 人	670 人	700 人

3 多様な担い手による生活支援サービスの推進（地域福祉課）

介護サービスの需要が増加する一方、介護人材の不足が見込まれる中、支援する側とされる側という画一的な関係性ではなく、サービスを利用しながら地域とのつながりを維持できるよう、ボランティアなど多様な担い手による生活支援サービスを推進します。

ボランティアが生活支援サービスを行う「たすけあいの会」は令和4年度末時点で市内に57団体ありますが、地域により偏りがあることから、市内全域で利用できる環境を整えるほか、ボランティアの高齢化が進んでいるため、新たな人材を発掘し、ボランティアを養成します。

また、介護予防・日常生活支援総合事業※における住民主体による介護予防・生活支援サービスの推進について、調査・研究を行います。

※「介護予防・日常生活支援総合事業」とは、既存の介護サービス事業者に加えて、住民主体の取り組みを含む多様な主体によって介護予防や日常生活支援のサービスを総合的に実施できるようにすることで、市町村が地域の実情に応じたサービス提供を行えるようにすることを目的とした介護保険制度上の事業です。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活支援サービスを提供する団体（たすけあいの会）がある地区コミュニティ数	22 地区	23 地区	24 地区
生活支援サービスを担うボランティア数	2,000 人	2,050 人	2,100 人

○移動支援

4 高齢者支援協力バスの活用（道路計画課）

交通不便地域に居住する高齢者等の移動支援事業として自動車学校・教習所の協力により教習生送迎用バスに65歳以上の高齢者（登録者）が乗車できる事業に加え、医療センターへのアクセス確保を目的として、老人福祉センター送迎バスの空き時間を活用した移動支援事業を実施しています。

現在は、自動車学校・教習所（2事業所）による3ルート、老人福祉センター（4センター）による12ルートを運行しています。

医療センターの移転や地元要望及び利用実態を踏まえ、ルートの最適化を行います。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用登録者数	7,970人	8,140人	8,310人
延利用者数	26,120人	26,832人	26,646人

5 駅改札内外のバリアフリー化（道路計画課）

高齢者の鉄道駅利用における利便性、安全性の向上を目的とし、駅改札内外のバリアフリー化を進めます。

これまで、改札の内外において、エレベーター等の設置により、バリアフリー化した経路（1経路以上）を市内の全ての駅に確保しました。

今後も各鉄道事業者に対して、ホームドアや2経路目以上のバリアフリー化した経路の早期整備について協議を進めます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
整備実施駅数	1駅	1駅	1駅

6 バス待ち環境の改善（バス上屋・ベンチ設置）（道路計画課・道路建設課）

公共交通機関としてのバス利用を促進するため、バス停留所施設である上屋、ベンチの設置を進めます。国・県道（バス事業者へ補助金を交付）、市道（市施行）についてバス待ち環境の速やかな改善のため、停留所施設の整備を推進します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
停留所施設整備数	国・県道 1か所 市道 1か所	国・県道 1か所 市道 1か所	国・県道 1か所 市道 1か所

7 高齢ドライバーへの対応（各関係課）

高齢による身体的衰えにより、歩行能力、荷物の持ち運びに不安を感じ、かつ核家族化の進展により身近に親戚等が住んでいないため、止むを得ず自動車を運転せざるを得ない高齢者も多くなっており、高齢者が起こす事故のリスクも高くなっています。

車を運転する目的は人それぞれであり、目的毎の解決策が必要です。高齢ドライバーへの支援に向けて、各課で連携を進めていきます。

○地域での支え合い体制の確立

8 生活支援コーディネーター※の活動の活性化（地域福祉課）

生活支援コーディネーターは、地域の状況を把握し、困っている方に必要なサービスが提供できるよう、ニーズの把握や担い手の確保に努めています。

今後、さらに高齢化が進み、生活支援サービスの需要がますます増加する中、全24地区社会福祉協議会に配置している第2層生活支援コーディネーターがボランティアの掘り起こしや、たすけあいの会の立ち上げ支援等の活動を行うことで、地域における生活支援サービスの提供体制を整備します。また市職員が担っている第1層生活支援コーディネーターは、第2層生活支援コーディネーターが活動しやすい環境整備に努めます。

※「生活支援コーディネーター」とは、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者です。第1層は市町村区域、第2層は日常生活圏域で取り組みを行っています。

9 地域ケア会議の推進・地域課題への取り組み（地域包括ケア推進課）

高齢者の個別課題の検討を行う個別ケア会議を積極的に開催し、地域におけるその人らしい生活の継続を支援していきます。また、個別ケア会議での検討を積み重ねる中で、地域をアセスメントし、そこから見えてくる地域課題及びその解決に向けた取り組みについて、各地区コミュニティ単位で開催している全体会議を中心に検討を行います。

さらに、地域課題への取り組み及び地域ケア会議の周知を図ることを目的として、地域ケア会議が主体となり、市民向けの講演会等を開催します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
個別ケア会議開催回数	100回	100回	100回
全体会議開催回数	100回	100回	100回
講演会開催回数	18回	19回	20回

○その他

10 高齢者を狙った犯罪・消費者被害への対策（消費生活センター）

振り込め詐欺や利殖商法、送り付け商法等、デジタルコンテンツ関連の詐欺や高額請求（インターネットサイトからの架空請求やオンラインゲームの課金請求など）、また次々に作り出される新たな手口による犯罪等から消費者を守るには、消費者自身が正しい知識を身に付け、正しく判断・行動することが重要です。

日頃、高齢者など地域を見守る立場にある民生児童委員や訪問介護事業者など、消費者教育の担い手となる方が効率的な啓発活動を行うことができるよう研修会を実施します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
出前講座開催回数	32回	32回	32回
消費者月間記念講演会開催回数	1回	1回	1回
民生委員等研修会開催回数	2回	2回	2回
消費生活モニター事業実施回数	9回	9回	9回
生き生き展の開催回数	1回	1回	1回
くらしの情報の発行回数	3回	3回	3回
老人福祉センター定期出張相談・啓発実施回数	56回	56回	56回
消費者安全確保地域協議会開催回数	1回	1回	1回

11 障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた支援体制の整備（障害福祉課）

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、「地域生活支援拠点システム※」を引き続き運用し、障害者やその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、地域全体で支援します。

※地域生活支援拠点システム「あんしんねっと船橋」は、市内の事業所や関係機関が連携して、障害者やその家族からの緊急時の相談・受け入れ対応や、その後の支援を行います。

基本方針 4. 介護

○介護サービスの量の確保

1 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備（高齢者福祉課）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、常時介護が必要で居宅での生活が困難な人に対して、日常生活上の支援や介護を行う施設です。施設入所の必要性が高い重度要介護高齢者が入所できるように整備を進め、入所待機者の減少を図ります。

2 介護老人保健施設の整備（高齢者福祉課）

介護老人保健施設は、在宅復帰を目指してリハビリテーションを中心としたケアを行う施設です。既存の施設数での対応が見込めるため、整備数は見込まないものとします。

3 介護医療院の整備（高齢者福祉課）

介護医療院は、医療・介護の二ーズを併せ持つ高齢者が入所する施設です。医療処置等が必要で自宅や特別養護老人ホーム等での生活が困難な高齢者が入所できるよう整備を進めます。

4 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備（高齢者福祉課）

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は、認知症の高齢者が共同生活する住居で、日常生活上の世話や機能訓練などを行う施設です。今後の認知症高齢者数の増加に伴い、住み慣れた環境での生活を継続できるよう整備を進めます。

5 特定施設入居者生活介護の整備（高齢者福祉課）

特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム等に入居している高齢者に対して、日常生活上の世話や機能訓練などを行う介護サービスです。高齢者の心身の状態に応じた多様な住まいとなる混合型の整備を進めます。

6 地域密着型サービス（施設・居住系以外）の整備（高齢者福祉課）

地域密着型サービスは、原則として当該市町村の介護保険の被保険者のみが利用できるものです。介護を必要とする高齢者が、できる限り住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう整備を進めます。

○介護サービスの質の確保

7 介護人材の確保（介護保険課・地域包括ケア推進課）

令和22年には、全国において約69万人、千葉県において約3万2千人の介護人材が不足すると見込まれています。介護人材確保の推進にあたっては、人材の量的確保・質的確保・魅力向上の3つの側面に配慮した施策を総合的に展開し、より効果的な介護人材の確保を図ります。

量的確保の側面では、介護職員初任者研修に係る費用助成事業や介護職員宿舎借り上げ費用の支援事業等により、介護職員の就業促進を図ります。なお、本市では令和4年2月に船橋市介護人材無料職業紹介所を立ち上げました。同紹介所において就労支援、研修会を実施し、介護人材の確保を図ります。

質的確保の側面では、実務者研修に係る費用助成事業等により、介護職員の質的向上を図ります。

魅力向上の側面では、若者や外国人に対して SNS 等を活用した魅力発信などを図ります。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
新規就業者数	160 人	180 人	200 人

8 介護保険訪問看護職員雇用促進事業の実施（介護保険課・地域包括ケア推進課）

高齢者人口の増加に伴う在宅における医療ニーズの高い中重度の要介護者の増加や、働きながら要介護者等を在宅で介護している家族等の就労継続や負担軽減の必要性を踏まえ、高齢者の日常生活全般を毎日複数回の柔軟なサービス提供により支えることが可能な訪問看護職員の需要が高まることが予想されます。

訪問看護職員の賃金改善及び募集に係る宣伝広告を実施するための経費を補助し、また看護師の研修や訪問看護の普及・啓発を実施することで、事業者の新規参入及び訪問看護職員の就業促進を図ります。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
補助対象常勤換算数 (ひと月当たり)	165 人	185 人	205 人

○多様なサービスの提供

9 生活支援コーディネーター※の活動の活性化（地域福祉課）【再掲】

生活支援コーディネーターは、地域の状況を把握し、困っている方に必要なサービスが提供できるよう、ニーズの把握や担い手の確保に努めています。

今後、さらに高齢化が進み、生活支援サービスの需要がますます増加する中、全24地区社会福祉協議会に配置している第2層生活支援コーディネーターがボランティアの掘り起こしや、たすけあいの会の立ち上げ支援等の活動を行うことで、地域における生活支援サービスの提供体制を整備します。また市職員が担っている第1層生活支援コーディネーターは、第2層生活支援コーディネーターが活動しやすい環境整備に努めます。

※「生活支援コーディネーター」とは、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者です。第1層は市町村区域、第2層は日常生活圏域で取り組みを行っています。

○地域包括支援センターの機能強化

10 地域包括支援センター等の充実（地域包括ケア推進課）

地域包括支援センターは、高齢者等の心身の健康の保持、生活の安定を図るため、また保健医療の向上と福祉の増進のため、必要な援助や支援を包括的に担う地域の中核機関です。

また、在宅介護支援センターは、地域包括支援センターの協働機関として位置づけており、地域における身近な相談窓口としての役割を担っています。

支援を必要とする75歳以上高齢者や認知症高齢者の増加が予測される一方で、地域包括支援センターに求められる役割は年々多様化しています。

在宅介護支援センターから地域包括支援センターへの移行は、令和4年4月の宮本・本町地域包括支援センターの設置により一定の整備が図られたことから、今後は地域包括支援センター等の機能強化を推進してまいります。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域包括支援センター設置数	14 か所	14 か所	14 か所
地域包括支援センターのサブセンター*設置数	1 か所	2 か所	2 か所
地域包括支援センター相談件数	74,000 件	74,300 件	74,600 件
在宅介護支援センター相談件数	17,500 件	17,500 件	17,600 件

※「サブセンター」とは、地域包括支援センターと一体的に運営され、地域包括支援センターが行う4つの業務（総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント）を実施する機能を有する窓口を指します。

11 地域ケア会議の推進・地域課題への取り組み（地域包括ケア推進課）【再掲】

高齢者の個別課題の検討を行う個別ケア会議を積極的に開催し、地域におけるその人らしい生活の継続を支援していきます。また、個別ケア会議での検討を積み重ねる中で、地域をアセスメントし、そこから見えてくる地域課題及びその解決に向けた取り組みについて、各地区コミュニティ単位で開催している全体会議を中心に検討を行います。

さらに、地域課題への取り組み及び地域ケア会議の周知を図ることを目的として、地域ケア会議が主体となり、市民向けの講演会等を開催します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
個別ケア会議開催回数	100 回	100 回	100 回
全体会議開催回数	100 回	100 回	100 回
講演会開催回数	18 回	19 回	20 回

○認知症対策の推進

12 認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員の設置（地域包括ケア推進課）

認知症初期集中支援チームについては、平成 30 年度から各地域包括支援センターに 1 チームずつ設置し、計 5 チーム体制で実施しています。医療・介護サービスの利用を本人が希望しない等により社会から孤立している状態にある人への対応を含め、適切な医療・介護サービス等に速やかにつなぐ取り組みを強化するため、チーム医の判断によりアウトリーチ及び家族面接を行っています。

認知症地域支援推進員については、平成 26 年度より直営の地域包括支援センターの職員に対する研修受講を開始し、直営地域包括支援センターに各 3 人以上、委託型地域包括支援センターに各 1 人以上配置しています。今後も、現体制が維持できるよう、毎年継続して新任者向けの研修を受講するとともに、現任者向けの研修への受講もすすめ、既に配置をされている職員のスキルアップも図ります。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業利用者数	50 人	50 人	50 人
認知症地域支援推進員 （保健師・社会福祉士・主任ケア マネジャー）配置人数	直営センター 15 人 委託センター 9 人	直営センター 15 人 委託センター 9 人	直営センター 15 人 委託センター 9 人

13 本人や家族の交流の場や、本人の社会参加や生きがいにつながる場の創出 (地域包括ケア推進課)

家族同士の交流とともに、悩みや疑問を話し合うことで家族の負担軽減を図る認知症家族交流会の開催や、本人や家族が集い交流を行う場である認知症カフェの開設支援を行っています。

カフェは交流の場としてだけでなく、認知症の本人が運営スタッフとして関わることで、認知症の本人の社会参加にもつながるものです。今後も、増設を目指し立ち上げ時の補助金の交付を引き続き実施し、認知症カフェ運営者同士による交流会の実施や、認知症カフェのPRに力を入れることで継続支援を充実させます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症カフェ PR 事業登録件数 (累計)	35 件	38 件	41 件
認知症カフェ運営補助金交付件数 (新規分)	4 件	4 件	4 件
認知症カフェ交流会開催回数	1 回	1 回	1 回

14 認知症の人や家族を地域で見守り、支え合う体制の構築 (地域包括ケア推進課)

平成 28 年度より、「認知症の人にやさしい船橋を目指す実行委員会」を組織し、認知症への理解を深めるとともに認知症の本人を地域で見守る体制を作ることとを目的として、認知症高齢者徘徊模擬訓練を実施してまいりました。

令和 4 年度で全ての地区での実施が完了しましたが、今後地域での要望などを踏まえてリピート開催を検討していくとともに、認知症の普及啓発を目的とした認知症メモリーウォークを実施します。また、認知症サポーターの活用として、認知症の本人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みであるチームオレンジの整備を進めてまいります。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
徘徊模擬訓練実施地区数	3 地区	3 地区	3 地区
メモリーウォーク開催回数	1 回	1 回	1 回
チームオレンジ体制整備地区数 (累計)	11 地区	15 地区	20 地区

15 SOS ネットワーク事業（地域包括ケア推進課）

16 みまもりあい事業（地域包括ケア推進課）

本市では、高齢者の徘徊による事故を未然に防ぐため、民間事業者や地域住民等との協力・連携により早期発見に努めています。

認知症高齢者等が行方不明になった際、家族等が希望する場合は、事前に登録してある関係機関等にFAXで発見・保護を依頼する「SOS ネットワーク事業」を実施しています。

また、一般社団法人との協定に基づき、スマートフォン等で使用できるみまもりあいアプリを活用して、アプリを登録している地域住民等に行方不明者の情報を共有することで早期発見につなげる「みまもりあい事業」を行っています。

令和6年度以降は、関係機関等と引き続き連携体制を構築するとともに、市のイベントや出前講座等でみまもりあいアプリの周知を行うことに加え、アプリの更なる有効活用等について検討していきます。

17 成年後見制度の利用促進（地域包括ケア推進課）

認知症、知的障害その他精神上的の障害があることにより判断能力が十分でない人の生活や権利を護るため、令和4年3月に船橋市成年後見制度利用促進基本計画を策定し、同年4月に権利擁護の中核機関（権利擁護サポートセンター）を設置しました。

令和6年度以降も中核機関を中心に、地域連携ネットワークを構築し、権利擁護支援の包括的な支援体制の構築、成年後見制度の利用促進、制度の普及、啓発を行います。

18 認知症施策推進基本計画の策定（地域包括ケア推進課）

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が令和5年6月に成立したことに伴い、本市においても、国や県が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえた計画の策定に向けて準備を進めてまいります。

○介護サービスの円滑な利用

19 介護サービス事業所情報の提供（介護保険課）

本市では介護保険事業所一覧を作成し、介護サービス事業所情報を提供しています。
また、介護保険課のホームページにおいて「介護事業者情報検索システム」を運用し、利用者等に介護サービス事業者の最新情報やサービスの空き情報を提供するサービスを行っており、市民が利用しやすい環境づくりに努めます。

20 高齢者まちかど案内所事業（地域包括ケア推進課）

市内の介護保険事業所、薬局、接骨院・整骨院、はり・きゅう・マッサージ施設等に協力事業所となってもらい、介護認定を受けていないが、介護予防や介護サービスに関心・疑問がある高齢者及び家族に対して介護予防・介護に関するサービスや適切な対応窓口の情報を提供します。

協力事業所数や相談数の増加を目指して、ホームページやチラシ等で周知するとともに、協力事業所からの報告書を活用して、事業の充実化を図ります。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協力事業所数	210 か所	210 か所	210 か所

○その他

21 介護に取り組む家族等への支援の充実（こども家庭支援課）

家庭における介護者等の負担軽減の取り組みを進めるため、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどもである「ヤングケアラー」を支援する体制を整備します。

また、ヤングケアラーについて周知啓発の拡大を図るとともに、現在実施している、窓口、電話、SNS を活用した相談に加えて新たな相談体制の強化を図ります。

22 高齢者虐待防止の体制（地域包括ケア推進課）

高齢者虐待の予防や、早期発見及び早期対応のため、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、民生児童委員、近隣の住民等関係機関と連携して、高齢者がいる家族を孤立させないように地域で見守ります。

また、高齢者虐待の予防、再発の防止を図り、高齢者の平穏な生活を確保し、実際の対応策を協議することを目的に、専門職を中心として「船橋市高齢者虐待防止等ネットワーク運営委員会」及びその下部組織として「船橋市高齢者虐待防止等ネットワーク担当者会議」を設置して対応しています。

「船橋市高齢者虐待防止等ネットワーク担当者会議」では高齢者虐待対応に関する専門家及び関係機関と各地域包括支援センター、在宅介護支援センターの事例を共有し、助言を受け支援方法を検討します。また、近年、高齢者虐待に係る相談件数の増加や高齢者虐待ケースの重層化、複雑化していることから弁護士や大学教授による地域包括支援センター及び在宅介護支援センター向けの高齢者虐待防止研修会を開催し、判断や対応能力の向上を図ります。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
運営委員会開催回数	1回	1回	1回
担当者会議開催回数	6回	6回	6回
事例検討件数	20件	20件	20件
研修会開催回数	1回	1回	1回

基本方針 5. 医療

○在宅医療の推進

1 顔の見える関係づくりの推進（在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議）
（地域包括ケア推進課）

医療・介護関係者等の緊密な連携協力体制構築のために、ひまわりネットワークの委員会・役員会・研修会に加えて、ひまわりネットワークに所属する各団体が、事業報告や今後の展望等を発表する実践発表会を実施し、団体・事業所間の交流を促し、連携強化を図ります。

2 在宅医療のコーディネーターの機能強化（地域包括ケア推進課）

本人家族が医療・介護と安心して向き合うことができ、本人の望む医療や介護の提供がなされるよう、啓発を目的とするパンフレットを作成します。

医療・介護従事者が現場でパンフレットを活用し、さらには出前講座や講演会等を通して本人・家族に対し啓発を行うことで、医療・介護連携の促進及び在宅医療コーディネーターの機能強化を図ります。

3 在宅医療・介護連携に関する相談支援（在宅医療支援拠点ふなぽーと）
（地域包括ケア推進課）

在宅医療支援拠点ふなぽーとにおいて、在宅医療を希望する患者及びその家族からの相談を受け、状況に応じてアウトリーチを実施し、適切な医療機関・介護サービスを紹介します。

また、医療・介護関係者からの相談を受け、必要な情報を提供するなどの支援を行います。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談件数	1,100 件	1,150 件	1,200 件

4 在宅医療・介護関係者の研修（ひまわりネットワーク）（地域包括ケア推進課）

過去の研修会アンケートを基に、満足度が高いテーマや開催時期等を分析し、より多くの医療・介護関係者が参加するよう研修体制の充実を図ります。

また、研修体系に位置付けられた研修を、規定回数以上受講した者に贈られる「ひまわりマイスター」を取得した医療・介護関係者に、事業所等が位置する地域でのリーダーになってもらうため必要な働きかけを行い、地域の多職種連携を活性化します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
スタートアップ研修等開催回数	3回	3回	3回

5 在宅医療・介護関係者の研修（在宅医療支援拠点ふなぽーと）
（地域包括ケア推進課）

在宅医療の質の向上及び在宅医療に関する資源を増やしていくことを目的として、在宅医療支援拠点ふなぽーとにおいて、市内の在宅医療関係者等を対象とした船橋在宅医ネット研修会を開催します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅医紹介制度登録医療機関数	51 か所	53 か所	55 か所

6 在宅医療推進に係る市民への普及・啓発（ひまわりネットワーク）
（地域包括ケア推進課）

在宅医療について市民の理解を深めていくような周知が必要なため、ひまわりネットワークにおいて、「最期まで自分らしくを考える」をテーマとした市民公開講座を継続実施します。

7 在宅医療推進に係る市民への普及・啓発（在宅医療支援拠点ふなぽーと、在宅医療・介護の講演会・相談会・出張講演会）（地域包括ケア推進課）

在宅医療について市民の理解を深めていくよう、周知が必要なため、在宅医療支援拠点ふなぽーとにおいて、市民公開講座及び出前講座等を実施しており、今後も継続して在宅医療の普及啓発を図ります。

「在宅医療・介護の講演会・相談会・出張講演会」においては、在宅医療・介護に関する様々なテーマを設定した講演会を公民館や医療機関で開催するとともに、講演会後に医療・介護の専門家が患者やその家族、医療・介護関係者からの様々な相談に応じる無料相談会を開催します。

また、町会・自治会などの市民団体のもとに出向いて、在宅医療・介護に関する様々なテーマを設定した講演会も行います。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ふなぽーと市民公開講座開催回数	1回	1回	1回
在宅医療・介護の講演会開催回数	7回	7回	7回
在宅医療・介護の相談会開催回数	8回	8回	8回
在宅医療・介護の出張講演会開催回数	8回	8回	8回

8 在宅医療・介護資源の情報の把握・データベース化（地域包括ケア推進課）

市内で在宅医療・緩和ケアを提供している機関を掲載した「在宅医療・緩和ケア・リハビリテーション提供機関マップ」では公開していない詳細データについても在宅医療支援拠点ふなぽーとで活用していく必要があり、アンケート調査に回答していない資源（提供機関）を把握する必要があります。

このことから、市民配信 Web-GIS（インターネット上で機能する地図・空間情報）やオープンデータ（誰でも許可された範囲内で自由に加工・複製などできるデータ）など、より効果的なツールを引き続き運用していきます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
「在宅医療・緩和ケア提供機関マップ」に掲載の医療機関数	400 か所	430 か所	460 か所

9 在宅医療・介護連携推進事業の評価事業（地域包括ケア推進課）

在宅医療・介護連携推進事業について、本市ではひまわりネットワークで様々な取り組みを展開してきました。

今後も、これまで実施してきた取り組みに対しての評価指標を、ひまわりネットワーク内で検討・設定し、各事業の改善点等を明確化し、より効果的な事業展開を図ります。

10 医療・介護人材確保事業（地域包括ケア推進課）

病院のベッド数の大幅な増加は見込めないため、高齢者の増加に伴い在宅医療や施設での看取りの需要は高くなりますが、医療・介護の現場では深刻な人材不足から、スタッフの疲弊、人材確保に要する多額のコスト、職員の定着率が低いなど問題があります。

これらの問題を解決するための一助として、本市では令和4年2月に船橋市介護人材無料職業紹介所を立ち上げました。同紹介所において就労支援、研修会を実施し、介護人材の確保を図ります。

○地域医療連携の推進

11 かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の推進（健康政策課）

高齢化が進む中で、市民が抱える健康問題も多様化しており、身近な場所で、必要な医療を安心して受けられることが、ますます重要になっています。そのため、必要に応じて持病等を医学的に管理したり、病状の悪化時等に病院を紹介したり、在宅看取りまで行ってもらえる身近なかかりつけ医を住まいの近くにもつよう市民に啓発するとともに、身近な医療機関情報の提供を行います。

また、あわせてかかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の推進も実施します。さらに、定期健診や定期歯科検診を勧奨することで、病気を早期に発見し、早期治療に繋げたり、患者自身に生活習慣を改善するきっかけづくりを行います。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
かかりつけ医を持つ 65歳以上の市民の割合	—	63.0%	—
かかりつけ歯科医を持つ 65歳以上の市民の割合	—	80.0%	—
かかりつけ薬剤師・薬局を持つ 65歳以上の市民の割合	—	65.0%	—

○看護職の確保

12 看護職の確保（健康政策課）

市内の医療機関等で働く意思のある看護学校等の学生に対し、修学資金として貸付を行い、市内の医療機関等における看護職の確保を図ります。

また、今般、看護職（保健師・助産師・看護師・准看護師）免許を持ちながら現在就業していない潜在看護師等の掘り起こし策として、就業の不安材料となる看護技術の研修を実施する等の再就業支援を行うとともに、就職説明会を同時に開催することにより、市内医療機関等に就業する看護職の充足を図ります。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就業看護職員数	5,133 人	5,193 人	5,253 人

13 介護保険訪問看護職員雇用促進事業の実施（介護保険課・地域包括ケア推進課）
【再掲】

高齢者人口の増加に伴う在宅における医療ニーズの高い中重度の要介護者の増加や、働きながら要介護者等を在宅で介護している家族等の就労継続や負担軽減の必要性を踏まえ、高齢者の日常生活全般を毎日複数回の柔軟なサービス提供により支えることが可能な訪問看護職員の需要が高まることが予想されます。

訪問看護職員の賃金改善及び募集に係る宣伝広告を実施するための経費を補助し、また看護師の研修や訪問看護の普及・啓発を実施することで、事業者の新規参入及び訪問看護職員の就業促進を図ります。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
補助対象常勤換算数 （ひと月当たり）	165 人	185 人	205 人

○地域リハビリテーションの推進

14 地域リハビリテーションの推進（健康政策課・地域包括ケア推進課）

船橋市リハビリセンターにおいて、地域で生活しながらリハビリを行う方を対象にリハビリの総合的な提供を行っています。

介護予防を目的としたリハビリ事業に加え、リハビリテーション科の診療所及び訪問看護ステーションを運営し、地域で生活しながら継続してリハビリを行うことができる事業を実施します。

また、地域リハビリテーションの拠点事業として、研修等を通じて市内リハビリテーション事業者の育成や技術のレベルアップの支援、リハビリセンター利用者及びリハビリ関係者からの相談対応や啓発活動を行い、家族や医療・介護の専門家等がリハビリテーションの立場から協力しあう地域リハビリテーションの推進を支援します。

さらに、市内のリハビリテーション提供機関等を一覧にした船橋市在宅医療・緩和ケア・リハビリテーション提供機関マップ（ひまわりマップ）を引き続き作成し、医療・介護の専門家等の連携を支援します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域リハビリテーション拠点事業 講演会・研修会（市民対象・リハビリ 関係者対象）の開催回数	16回	17回	18回
訪問リハビリ提供施設数	20か所	21か所	22か所

○歯科口腔保健の推進

15 訪問歯科診療の充実（健康政策課）

平成27年10月に指定管理を開始した「さざんか特殊歯科診療所」及び「かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所」において、訪問歯科診療及び在宅における口腔機能のリハビリテーションの充実を図るとともに、関係機関の周知可能な場所（研修会や事業等）の情報を集め、介護を必要とする高齢者の口腔ケア及び訪問診療を含む特殊歯科診療の重要性についての情報提供や診療所の周知を図ります。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問歯科診療件数 （さざんか・かざぐるま）	1,475件	1,481件	1,487件

16 口腔保健支援事業の実施（地域保健課）

「歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等」を目的として、歯科医療従事者向けの口腔ケア講習会や一般市民及び多職種向けの講習会を実施します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
口腔ケア講習会・市民講演会 開催回数	3回	3回	3回

第3部

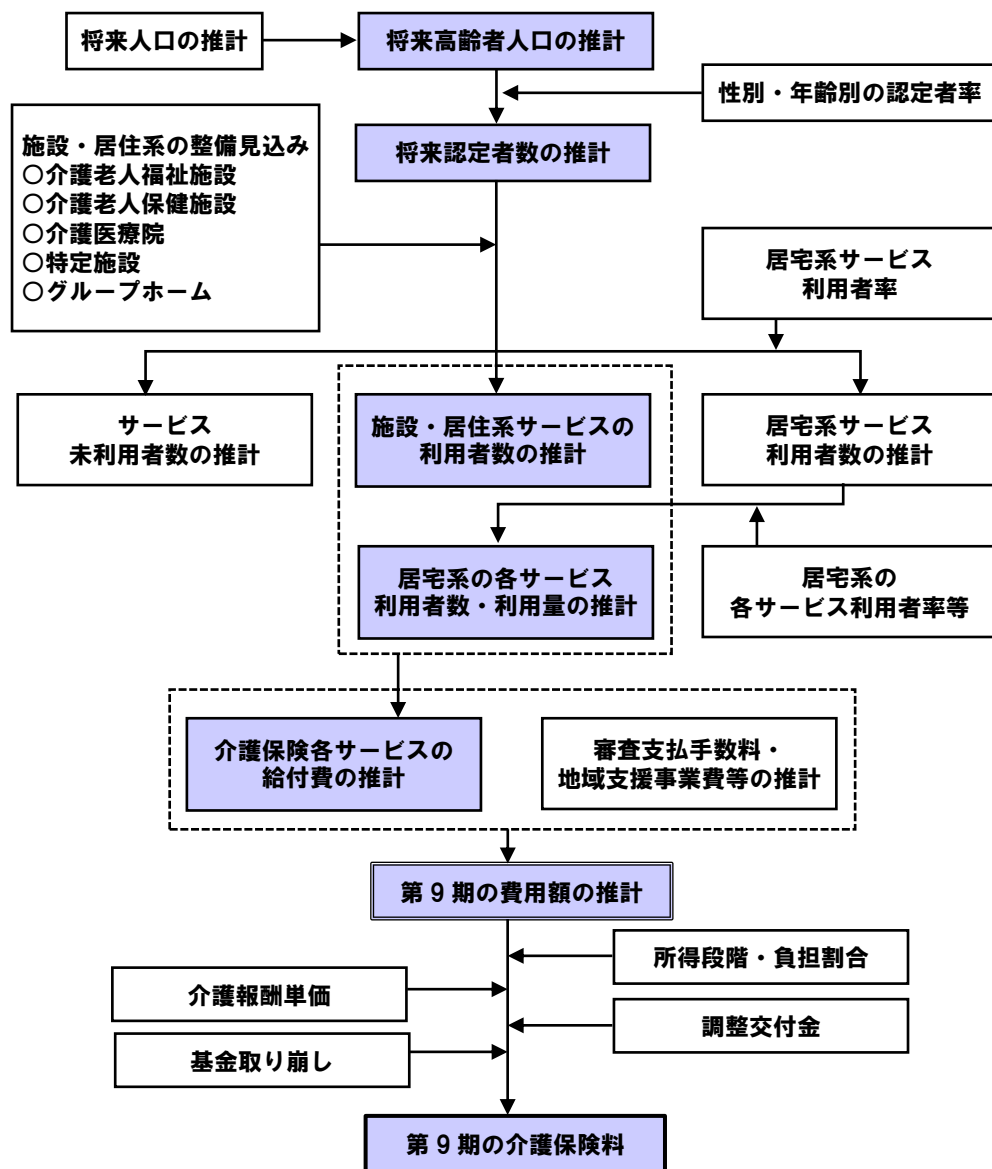
介護保険事業の現状と 見込み

第1章 被保険者の現状と見込み

第1節 推計方法

我が国では、高齢者介護を主に家族が担うという時代を経て、地域や社会で支え合ういわゆる“介護の社会化”の実現に向け、平成12年に介護保険制度が発足しました。介護保険は、65歳以上の方を第1号被保険者、40歳以上64歳以下の方を第2号被保険者として、各市町村が保険者になる仕組みとなっており、本市も介護保険事業の運営を行っています。本市の介護保険制度を適切に運営していくためには、サービス量や保険料を見積もることが重要となります。

このことから、厚生労働省から提供された「地域包括ケア『見える化』システム」における推計ツールを活用し、下記の方法で推計を行いました。



第2節 被保険者数

本市の被保険者数は、計画期間の最終年度である令和8年度に、第1号被保険者が160,871人、第2号被保険者が234,138人になると見込んでいます。

被保険者数 (人)	第8期実績			第9期計画			令和 22年度
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
総 数	382,241	384,432	386,763	391,018	393,177	395,009	408,403
第1号被保険者	155,091	154,928	155,053	158,485	159,607	160,871	203,543
65～74歳	72,233	68,183	64,738	62,472	60,488	59,719	97,801
75歳以上	82,858	86,745	90,315	96,013	99,119	101,152	105,742
第2号被保険者	227,150	229,504	231,710	232,533	233,570	234,138	204,860

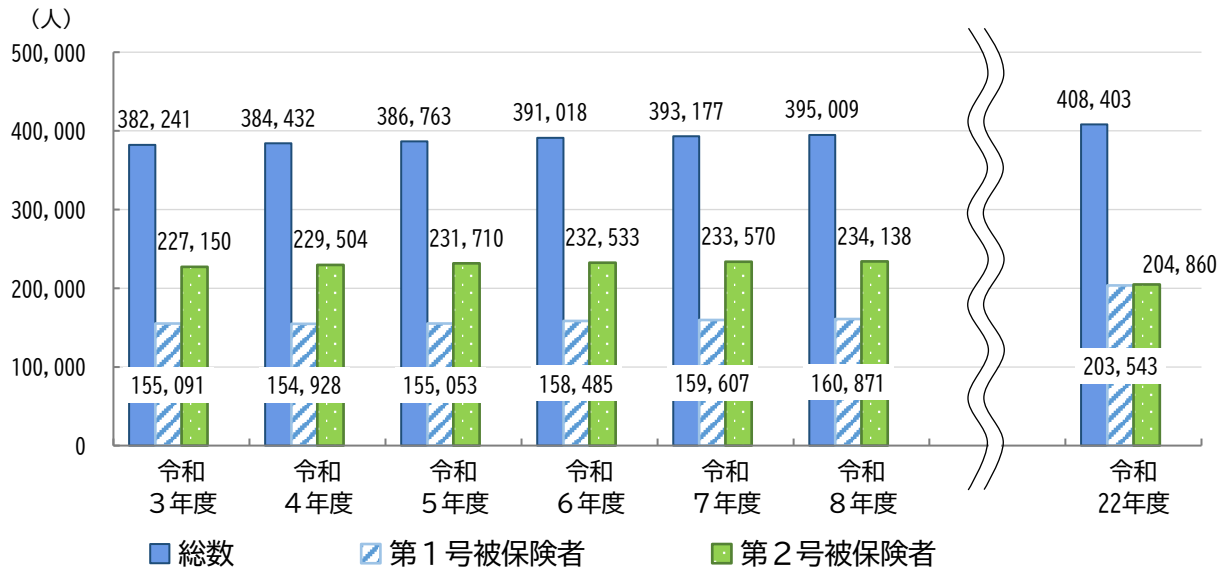
※第1号被保険者数の実績は、「介護保険事業状況報告」の数値（各年度9月末時点）による

※第2号被保険者数の実績は、住民基本台帳（各年度10月1日時点）による

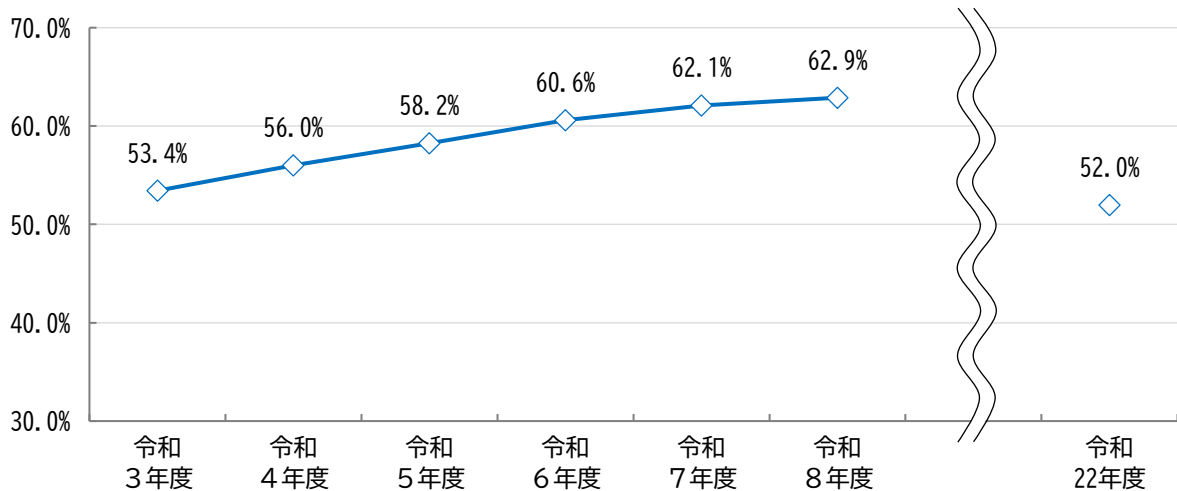
※計画値は人口推計調査報告書のデータを加工し作成（各年度10月1日時点）

第1号被保険者に占める75歳以上の方の割合についてみると、令和5年度の58.2%から令和8年度には62.9%へと4.7ポイント上昇するものと予測されます。

被保険者数の実績と推計



第1号被保険者に占める75歳以上の方の割合



第3節 要支援・要介護認定者数

[推計の考え方：認定者数]

認定者数は、将来の被保険者数の推計をもとに、要介護認定率の実績と現状の推移から予測される年間の要介護認定率の変化により推計しました。

認定者数（第2号被保険者を含む）は、令和5年度の31,808人から令和8年度には35,045人にまで増加し、第1号被保険者数に対する認定者率は、同期間に20.5%から21.8%にまで上昇するものと見込んでいます。認定者率が上昇するのは、高齢者（65歳以上）に占める75歳以上の方の割合が上昇することに伴うものです。

	第8期実績			第9期計画			令和 22年度
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
認定者数	人 29,581	人 30,489	人 31,808	人 32,729	人 33,899	人 35,045	人 43,922
認定者率	% 19.1	% 19.7	% 20.5	% 20.7	% 21.2	% 21.8	% 21.6

※各年度10月1日時点

※認定者数の実績は、「介護保険事業状況報告」の数値（各年度9月末時点）による

※認定者率は「認定者数÷第1号被保険者数」

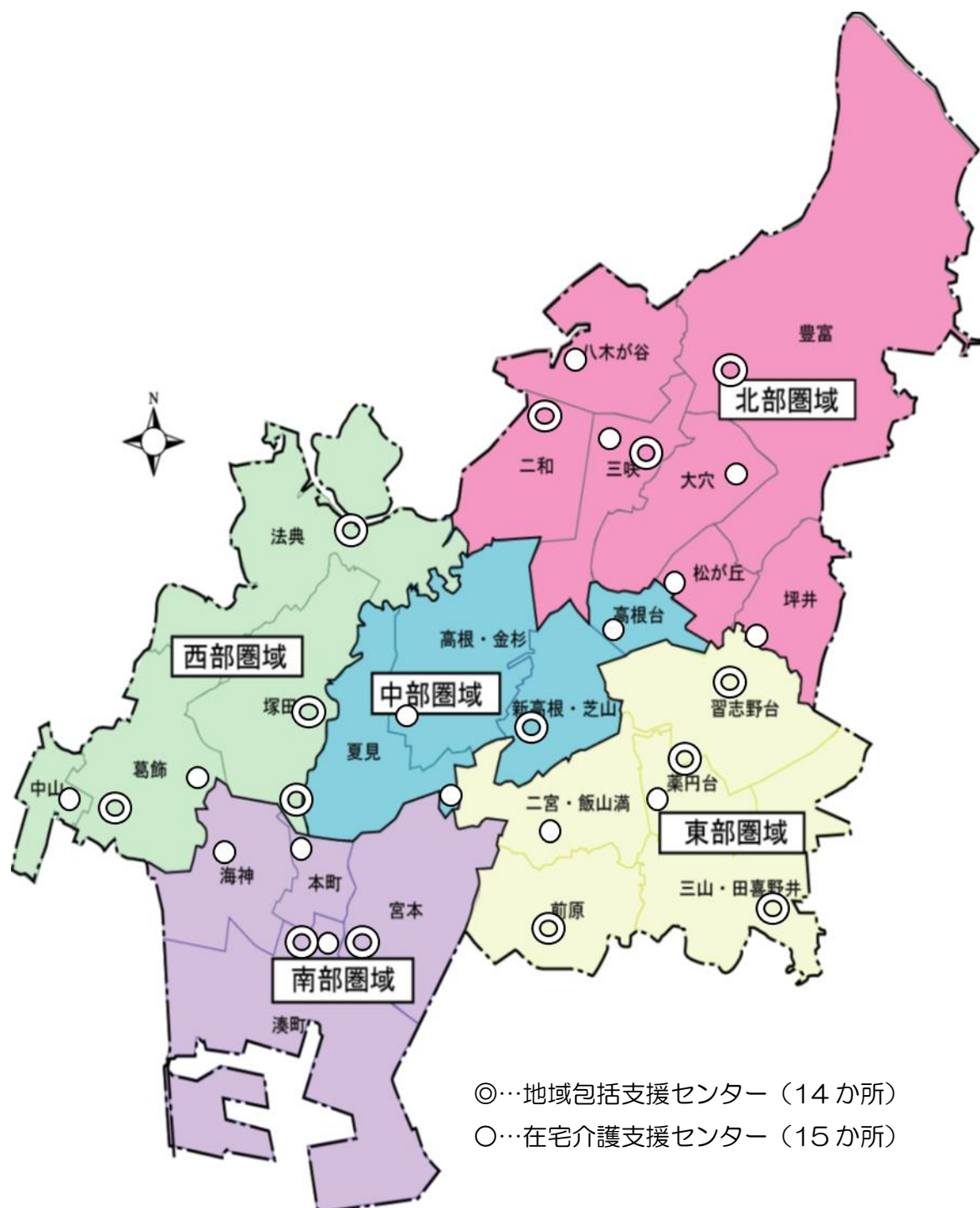
要支援・要介護度別の認定者数について、認定者に占める要支援者（要支援 1～2）の比率は令和5年度の 24.3%から本計画期間においては 23.6%から 23.0%とやや減少傾向にあります。一方、要介護者（要介護 1～5）の比率をみると、令和5年度の 75.7%から本計画期間においては 76.4%から 77.0%の水準でやや増加傾向にあります。

	第8期実績			第9期計画			令和 22年度
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
認定者数計	人 29,581	人 30,489	人 31,808	人 32,729	人 33,899	人 35,045	人 43,922
認定者内訳							
要支援1	人 3,348	人 3,448	人 3,428	人 3,522	人 3,639	人 3,735	人 4,368
要支援2	人 4,279	人 4,203	人 4,313	人 4,204	人 4,262	人 4,337	人 5,203
要介護1	人 6,587	人 7,032	人 7,680	人 8,145	人 8,548	人 8,928	人 11,001
要介護2	人 5,147	人 5,166	人 5,236	人 5,253	人 5,364	人 5,493	人 6,914
要介護3	人 4,159	人 4,337	人 4,525	人 4,727	人 4,965	人 5,199	人 6,770
要介護4	人 3,619	人 3,867	人 4,086	人 4,337	人 4,502	人 4,645	人 6,116
要介護5	人 2,442	人 2,436	人 2,540	人 2,541	人 2,619	人 2,708	人 3,550
認定者構造							
要支援	% 25.8	% 25.1	% 24.3	% 23.6	% 23.3	% 23.0	% 21.8
要介護	% 74.2	% 74.9	% 75.7	% 76.4	% 76.7	% 77.0	% 78.2

第2章 第9期介護保険事業計画の施設等整備方針

第1節 日常生活圏域

本市は、介護保険事業計画が調和を求められている総合計画や地域福祉計画の地区とも一致させるために、総合計画における行政ブロックを5つの日常生活圏域（南部・西部・中部・東部・北部）として設定しています。



第2節 地域包括支援センターの整備方針

1 センター整備の考え方

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護や福祉、医療、健康、認知症のことなど、様々な相談に対応する総合相談窓口で、地域包括ケアシステムを実現する上で、中心的な役割を果たすことが求められています。支援体制の強化や相談者の利便性向上などを図るため、介護保険事業計画に整備方針を明記した上で、計画的な整備を行います。

2 これまでの経緯

第3期計画

地域包括支援センターの担当区域と日常生活圏域とを一致させ、平成 18 年4月に5つの日常生活圏域ごとに1か所ずつ直営で設置しました。

第4期計画

平成 23 年4月に、担当地区の高齢者人口、面積及び直営センターの設置場所等を考慮して「東部」「西部」「北部」の圏域を一部分割し、それぞれ民間事業者への委託により新たに1か所ずつ設置しました。

第5期計画

平成 25 年4月に、中部圏域を一部分割し、民間事業者への委託により新たに1か所設置しました。

第6期計画

平成 28 年4月に、東部圏域を一部分割し、民間事業者への委託により新たに1か所設置しました。

第7期計画

平成 31 年4月に、「東部」「西部」「北部」の圏域を一部分割し、それぞれ民間事業者への委託により新たに1か所ずつ設置しました。

第8期計画

令和 4 年4月に、南部圏域を一部分割し、民間事業者への委託により新たに1か所設置しました。

3 第9期計画による整備

高齢者人口増加に伴う相談件数の増加及び相談内容の複雑化・複合化は今後も続くことが見込まれ、地域包括支援センターの機能強化を推進していく必要があります。

それらに対応するため、今期の計画期間において、法典地区と豊富・坪井地区の既存の2つの地域包括支援センターにサブセンター※を設置します。

サブセンターを設置することで、市民の利便性向上やセンターのアウトリーチ力のさらなる向上、地域づくりの推進を図ります。

※「サブセンター」とは、地域包括支援センターと一体的に運営され、地域包括支援センターが行う4つの業務（総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント）を実施する機能を有する窓口を指します。

<地域包括支援センター設置の推移>

計画年度	設置センター				
第3期 (平成18年度～平成20年度)	中部	東部	西部	南部	北部
第4期 (平成21年度～平成23年度)		三山・田喜野井	法典		豊富・坪井
第5期 (平成24年度～平成26年度)	新高根・芝山、 高根台				
第6期 (平成27年度～平成29年度)		習志野台			
第7期 (平成30年度～令和2年度)		前原	塚田		二和・八木が谷
第8期 (令和3年度～令和5年度)				宮本・本町	
第9期 (令和6年度～令和8年度)			法典 サブセンター		豊富・坪井 サブセンター

第3節 施設等基盤整備に関する基本的考え方

1 施設整備の考え方

第9期介護保険事業計画では、介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域、居宅での生活が継続できるよう地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、在宅での介護が難しい重度の要介護者など、高齢者それぞれの状態に応じた多様なニーズに対応するため、第8期計画における実績や要介護認定者の増加数などを踏まえ、施設整備を進めます。

2 施設等整備計画数の設定

(1) 施設別の整備の考え方

[介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設]

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、常時介護が必要で居宅での生活が困難な人に対して、日常生活上の支援や介護を行う施設です。

施設入所の必要性が高い重度要介護高齢者が入所できるように整備を進め、入所待機者の減少を図ります。

なお、地域密着型介護老人福祉施設（定員 29 人以下の特別養護老人ホーム）については、広域型介護老人福祉施設の整備を進めることから、整備数を見込まないものとしします。

[介護老人保健施設]

介護老人保健施設は、在宅復帰を目指してリハビリテーションを中心としたケアを行う施設です。既存の施設数での対応が見込めるため、整備数は見込まないものとしします。

[介護医療院]

介護医療院は、医療・介護のニーズを併せ持つ高齢者が入所する施設です。医療処置等が必要で自宅や特別養護老人ホーム等での生活が困難な高齢者が入所できるよう整備を進めます。

[認知症対応型共同生活介護]

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は、認知症の高齢者が共同生活する住居で、日常生活上の世話や機能訓練などを行う施設です。今後の認知症高齢者数の増加に伴い、住み慣れた環境での生活を継続できるよう整備を進めます。

〔特定施設入居者生活介護〕

特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム等に入居している高齢者に対して、日常生活上の世話や機能訓練などを行う介護サービスです。

高齢者の心身の状態に応じた多様な住まいとなる混合型の整備を進めます。

なお、介護専用型及び地域密着型については、混合型を整備することから、整備数を見込まないものとします。

(2) 施設別整備計画数

施設別の整備の考え方を踏まえ、整備計画数については次のように設定します。

介護保険施設及び居住系サービス整備計画数

(単位：床)

	第8期末 整備済 予定数	第9期整備計画数				第9期末 整備済 予定数
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	計	
介護老人福祉施設 (広域型)	2,666	90	0	0	90	2,756
介護老人福祉施設 (地域密着型)	78	0	0	0	0	78
介護老人保健施設	1,477	0	0	△100	△100	1,377
介護医療院	0	0	100	0	100	100
小計	4,221	90	100	△100	90	4,311
認知症対応型共同生活 介護（グループホーム）	872	0	36	0	36	908
特定施設入居者生活介護 (介護専用型)	70	0	0	0	0	70
特定施設入居者生活介護 (地域密着型)	87	0	0	0	0	87
小計	1,029	0	36	0	36	1,065
合計	5,250	90	136	△100	126	5,376
特定施設入居者生活介護 (混合型)	1,067	0	0	40	40	1,107
総合計	6,317	90	136	△60	166	6,483

（３）施設・居住系以外の地域密着型サービス整備計画数

地域密着型サービスは、原則として当該市町村の介護保険の被保険者のみが利用できるものです。介護を必要とする高齢者が、できる限り住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう整備※を進めます。

※整備数は目標値であり、それ以上の整備を制限するものではありません。

〔定期巡回・随時対応型訪問介護看護〕（第8期末整備済予定数 7事業所）

定期的な巡回又は24時間対応の随時通報により、日常生活上の世話や緊急時の対応等を行います。現在、4つの日常生活圏域で整備されていますが、5つの日常生活圏域で整備されていることが望ましいことから、1事業所の整備数を設定します。

〔夜間対応型訪問介護〕（第8期末整備済予定数 0事業所）

夜間の定期的な巡回又は随時通報により、緊急時の対応等を行います。「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の整備に重点を置くことから、整備数を見込まないものとします。

〔地域密着型通所介護〕（第8期末整備済予定数 93事業所）

定員19人未満の通所介護施設において、日常生活上の世話及び機能訓練を日帰りで行います。既に5つの日常生活圏域で多数整備されていることから、整備数を見込まないものとします。

〔認知症対応型通所介護〕（第8期末整備済予定数 6事業所）

認知症の方が通所介護施設等において、日常生活上の世話及び機能訓練を日帰りで行います。既に5つの日常生活圏域で整備されていることから、整備数を見込まないものとします。

〔小規模多機能型居宅介護〕（第8期末整備済予定数 12事業所）

通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせサービスを提供します。既に5つの日常生活圏域で整備されていることから、整備数を見込まないものとします。

〔看護小規模多機能型居宅介護〕（第8期末整備済予定数 3事業所）

訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせサービスを提供します。現在、3つの日常生活圏域で整備されていますが、5つの日常生活圏域で整備されていることが望ましいことから、2事業所の整備数を設定します。

(4) その他の施設について

[養護老人ホーム]

養護老人ホームは、入院を必要としない健康状態であるものの、やむを得ない事情で在宅生活が困難な方が入所する、要介護状態になっても暮らし続けられる施設です。既に1施設が整備されていることから、整備数を見込まないものとします。

[軽費老人ホーム]

軽費老人ホームは、身体機能の低下があり、独立して生活するのに不安が認められ、家族による援助を受けることが困難な方のための施設です。既に8施設が整備されていることから、整備数を見込まないものとします。

[老人福祉センター]

老人福祉センターは、高齢者が健康で明るく生きがいのある日常生活が送れるよう、各種相談に応じるとともに健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等に利用できる施設です。

既に5つの日常生活圏域に1か所ずつ設置されていることから、整備数を見込まないものとします。

[住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅]

住宅型有料老人ホームは、生活支援等のサービスが受けられる施設です。

サービス付き高齢者向け住宅は、居室の広さや設備、バリアフリー等の条件を備え、安否確認や生活相談のサービスを受けられる住宅です。

住宅型有料老人ホームが41施設(1,631床)、サービス付き高齢者向け住宅が32施設(1,508床)設置されています。

第4節 介護人材確保対策に関する基本的考え方

1 現状及び背景

令和3年に厚生労働省が示した「第8期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について」によれば、令和22年度には約280万人の介護人材が必要になると推計されています。一方で、生産年齢人口が減少局面に入っている中、現状の施策を継続した場合、供給側である同年の介護人材は約211万人と推計され、その需給ギャップは約69万人と見込まれており、千葉県においては約3万2千人と見込まれています。

厚生労働省は本市における介護職員の必要数を同資料において示していないものの、本市が令和5年度に市内介護サービス事業所に対して実施した「令和5年度船橋市介護人材実態調査」によると、約70%の事業所が人材不足を感じていました。この人材不足を感じている事業所に人材確保の問題点を伺ったところ、約80%の事業所が全体の応募数が少ないため採用が困難であると回答し、約50%の事業所が若年層からの応募が少なく採用が困難であると回答しています。また約50%の事業所が採用にかかる費用負担が大きく採用活動の実施が困難であるとの回答がありました。

さらに、同調査において約25%の事業所が資格取得者からの応募がないため採用が困難であると回答しています。今後の医療ニーズの高まりや、認知症高齢者、高齢者のみ世帯の増加等に伴い、介護ニーズは高度化・多様化していく傾向にあり、これらの複雑化・複合化したニーズに対応できるよう、介護人材の質的向上が求められているところでもあります。

このような状況があることから、団塊の世代が75歳を迎える令和7年や団塊ジュニア世代が65歳を迎える令和22年に向けて、地域包括ケアシステムの重要な基盤である介護人材を確保していくことが喫緊の課題となっています。

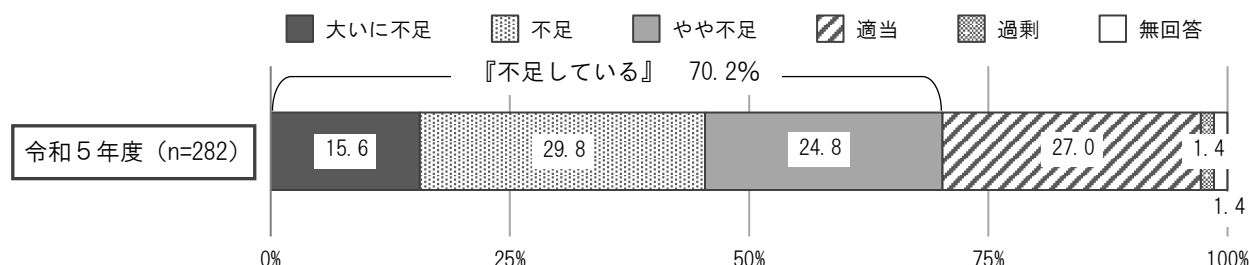
少子・高齢化が進んでいく中、地域包括ケアシステムを深化・推進していくためには、介護給付等対象サービス及び地域支援事業に携わる人材を、質的にも量的にも安定して確保するための取り組みを講じていくことが重要になっております。そのためには、若者や外国人などが介護分野に就労したいと感じられる魅力ある環境を構築し、その魅力を広く伝えていくことが必要とされています。

また、介護人材確保対策に取り組むとともに、介護現場での生産性を向上させることもまた重要となっております。職場環境の改善等の取り組みを通じ、職員の負担軽減を図るとともに、介護サービスの質の向上へ繋げていくなどの取り組みも必要になっていきます。

第3部 介護保険事業の現状と見込み

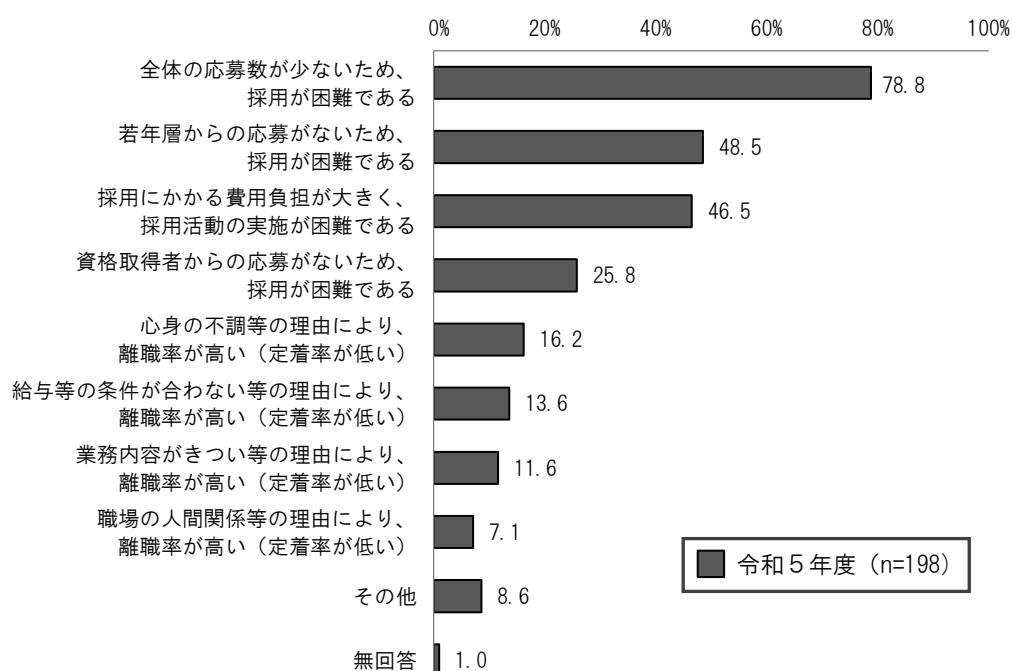
※令和5年度船橋市介護人材実態調査より

問 貴事業所における介護職員の過不足感について教えてください。
(1つを選択)



※『不足している』＝「大いに不足」＋「不足」＋「やや不足」

「大いに不足」「不足」「やや不足」と回答した事業所にお伺いします。
問 人材確保の問題点を教えてください。(あてはまるものすべてを選択)



2 基本的考え方

今後、本市及び介護事業者が取り組んでいく様々な介護人材確保策を一過性のものとすることなく、その効果を維持・向上させることで、持続的な介護人材確保のサイクルを確立し、量と質の好循環を実現させ、また、この好循環を支えるために従来の介護現場のイメージを刷新して介護現場で働くことや介護職に魅力を感じられるような取り組みを行い、本市の介護分野に人材が集まる仕組みを構築することを目的とします。

本市としては令和7年やその先に迎える生産年齢人口の減少の加速等を見据えつつ、介護サービス基盤の整備に伴い必要となる介護人材の確保に向け、質的・量的な確保を目的とする施策を進めるとともに、介護職の魅力向上・魅力発信することに努めるなど、次の3つの側面に配慮し、総合的に取り組みを推進してまいります。

(1) 介護人材不足に対応するために、量的確保を図る

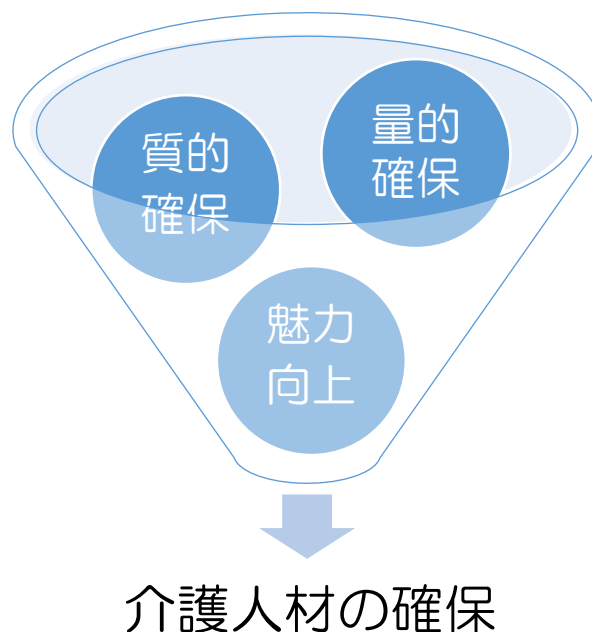
⇒推進する取り組み：参入促進

(2) 介護ニーズの高度化・多様化に対応するために、質的確保を図る

⇒推進する取り組み：資質の向上、業務の効率化と質の向上

(3) 介護現場・介護職の魅力を向上させる

⇒推進する取り組み：魅力向上・魅力発信、労働環境の改善



3 具体的な取り組み

本市では、「①参入促進」、「②資質の向上」、「③業務の効率化と質の向上」、「④魅力向上・魅力発信」、「⑤労働環境の改善」の5つの推進する取り組みに対し、次の事業の実施や検討をしていきます。

また、船橋市介護人材確保対策懇談会を設置し介護事業者等と意見交換するなど、介護事業者等と協力して、既存の事業にとどまらない効率的で効果的な事業の推進に努めてまいります。

(1) 合同就職説明会の開催（①参入促進、④魅力向上・魅力発信）

事業者と連携・協力し合同就職説明会を開催。

(2) 介護職員初任者研修に係る費用助成（①参入促進）

3か月以上市内の介護保険サービス事業所で就労した方に対し、研修費用を助成。

(3) 実務者研修に係る費用助成（②資質の向上）

3か月以上市内の介護保険サービス事業所で就労した方に対し、研修費用を助成。

(4) 外国人介護人材の受け入れ支援（①参入促進）

外国人介護人材を受け入れる市内の介護保険サービス事業所への支援事業を検討。

(5) 外国人介護人材の定着に関する支援事業（②資質の向上、④魅力向上・魅力発信）

市内の介護保険サービス事業所で働く外国人介護人材が長く円滑に定着できるような支援事業を検討。

(6) 介護職員宿舎借り上げ費用の支援（①参入促進、⑤労働環境の改善）

事業者が、市内に借り上げた宿舎に、介護職員または訪問介護員を新たに雇用し住ませた場合に、宿舎の借り上げに係る費用の一部を助成。

(7) 介護に関する入門的研修の実施（①参入促進、③業務の効率化と質の向上）

介護に関心を持つ介護未経験者の方に対し、介護の業務に携わる上での基礎的な知識や技術を学ぶための入門的研修を実施し、介護助手等としての就業を促進。

(8) 介護事業所内保育施設の運営費に係る補助 (⑤労働環境の改善)

事業所内保育施設(定員5人以下)を運営する事業者に対し、保育士等の人件費の一部を助成。

(9) 介護施設等の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICT 導入支援 (③業務の効率化と質の向上)

介護現場の負担を軽減するため、介護施設等の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICT 導入の際の費用を助成。

(10) 文書負担の軽減 (③業務の効率化と質の向上、⑤労働環境の改善)

国が示す方針に基づく個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化及び ICT 等の活用を推進。

(11) 介護人材バンク事業の実施 (①参入促進)

船橋市介護人材無料職業紹介所を設置。専門職による職業紹介、施設・事業所を見学・面接する際の同行支援を実施。また、研修会を開催し、介護職へ継続的な支援を実施。

(12) ケアマネジメントの質の向上および介護支援専門員の人材の確保 (①参入促進、②資質の向上)

職能団体との共催により、介護支援専門員を対象とした研修を開催。

また、主任介護支援専門員を対象に、事例検討会を実施することで、実践力を身につけ、事業所や地域の介護支援専門員からの相談等に対応できるよう支援。

介護支援専門員の量的確保については、需給状況等の実態を把握・分析した上で支援を検討。

(13) SNS 等を活用した魅力発信 (④魅力向上・魅力発信)

若者世代や外国人等に対し、介護現場で就労することが魅力的に感じられるように、SNS 等のメディアを活用して、介護現場の情報や市の取り組みなどの情報を発信。

第3章 サービス量推計

第1節 サービス種類ごとの現状と見込み量

1 介護給付（予防給付）サービスの現状と見込み量

第9期計画期間中における介護給付（予防給付）サービス種類ごとの現状と見込み量については、次のとおりです。

【推計の考え方：サービス見込み量】

- ・見込み量は、本市の要介護認定実績と介護報酬請求実績を踏まえながら、要介護認定者数の増加を考慮し、各サービスの整備見通し（令和6年度～令和8年度）を加えて推計しました。なお、令和22年度の整備見通しについても、同様に推計しています。
- ・本節で記載している数値は、推計した各年度月あたり人数（回数等）に12を掛け合わせ、各年度延べ人数（回数等）として算出しています。

＜サービス種類体系＞

居宅（介護予防）サービス等	(1) 訪問介護
	(2) 訪問入浴介護
	(3) 訪問看護
	(4) 訪問リハビリテーション
	(5) 居宅療養管理指導
	(6) 通所介護
	(7) 通所リハビリテーション
	(8) 短期入所生活介護
	(9) 短期入所療養介護
	(10) 特定施設入居者生活介護
	(11) 福祉用具貸与
	(12) 特定福祉用具販売
	(13) 住宅改修
	(14) 介護予防支援・居宅介護支援
地域密着型サービス	(15) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	(16) 夜間対応型訪問介護
	(17) 認知症対応型通所介護
	(18) 小規模多機能型居宅介護
	(19) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
	(20) 地域密着型特定施設入居者生活介護
	(21) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	(22) 看護小規模多機能型居宅介護
	(23) 地域密着型通所介護
施設サービス	(24) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
	(25) 介護老人保健施設
	(26) 介護療養型医療施設
	(27) 介護医療院

(1) 訪問介護

介護福祉士やホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事を行います。

	第 8 期実績			第 9 期計画			令和 22 年度
	実績		見込	計画			
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
介護 給付	回 1, 659, 058	回 1, 678, 304	回 1, 766, 119	回 1, 820, 838	回 1, 895, 360	回 1, 994, 336	回 2, 261, 215
	人 62, 226	人 63, 721	人 66, 000	人 68, 952	人 72, 060	人 76, 356	人 87, 288

(2) 訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車で自宅を訪問し、入浴の介護を行います。

	第 8 期実績			第 9 期計画			令和 22 年度
	実績		見込	計画			
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
予防 給付	回 1	回 19	回 53	回 53	回 53	回 53	回 53
	人 1	人 4	人 12	人 12	人 12	人 12	人 12
介護 給付	回 24,746	回 23,934	回 21,228	回 21,640	回 22,265	回 23,165	回 27,283
	人 4,764	人 4,783	人 4,536	人 4,620	人 4,896	人 5,136	人 6,048

(3) 訪問看護

主治医の指示に基づき看護師や理学療法士などが自宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。訪問看護は、介護保険ではなく医療保険からの給付となる場合もあります。

	第 8 期実績			第 9 期計画			令和 22 年度
	実績		見込	計画			
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
予 防 給 付	回 16, 779	回 15, 534	回 17, 928	回 18, 313	回 18, 565	回 19, 224	回 22, 712
	人 2, 604	人 2, 568	人 2, 760	人 3, 000	人 3, 156	人 3, 264	人 3, 852
介 護 給 付	回 289, 672	回 318, 073	回 369, 770	回 422, 729	回 459, 977	回 481, 698	回 613, 141
	人 31, 584	人 33, 961	人 38, 280	人 42, 792	人 45, 816	人 47, 124	人 59, 868

(4) 訪問リハビリテーション

心身の機能の維持回復や日常生活上の自立を図るために、医師の診療に基づく計画的な医学的管理の下、理学療法士や作業療法士などが自宅を訪問し、リハビリテーションを行います。

	第 8 期実績			第 9 期計画			令和 22 年度
	実績		見込	計画			
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
予 防 給 付	回 10,270	回 8,749	回 8,053	回 8,174	回 8,022	回 8,136	回 9,541
	人 1,026	人 903	人 828	人 864	人 876	人 900	人 1,056
介 護 給 付	回 121,544	回 124,849	回 135,654	回 144,281	回 150,349	回 160,686	回 184,408
	人 9,894	人 10,083	人 10,692	人 11,304	人 11,796	人 12,600	人 14,448

(5) 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。医療保険の給付となる訪問診療や往診とは異なります。

	第 8 期実績			第 9 期計画			令和 22 年度
	実績		見込	計画			
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
予防 給付	人 3, 372	人 3, 164	人 3, 024	人 3, 144	人 3, 168	人 3, 192	人 3, 744
介護 給付	人 67, 670	人 71, 066	人 75, 972	人 80, 376	人 85, 140	人 93, 156	人 106, 008

(6) 通所介護

施設やデイサービスセンターに通い、入浴・排せつ・食事などの介護、生活に関する相談や助言、健康状態の確認など日常生活上の世話をを行います。

	第 8 期実績			第 9 期計画			令和 22 年度
	実績		見込	計画			
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
介護 給付	回 523, 329	回 505, 209	回 540, 708	回 546, 382	回 550, 019	回 555, 733	回 630, 185
	人 55, 533	人 55, 816	人 59, 004	人 61, 932	人 62, 484	人 63, 492	人 76, 308

(7) 通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院、診療所などに通い、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法などのリハビリテーションを行います。

	第 8 期実績			第 9 期計画			令和 22 年度
	実績		見込	計画			
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
予防 給付	人 3, 943	人 3, 952	人 3, 960	人 4, 416	人 4, 524	人 4, 668	人 5, 484
介護 給付	回 116, 102	回 117, 048	回 128, 849	回 135, 533	回 139, 080	回 148, 952	回 172, 027
	人 15, 844	人 16, 532	人 17, 760	人 19, 356	人 20, 484	人 21, 996	人 25, 452

(8) 短期入所生活介護

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期間入所し、入浴・排せつ・食事などの介護、機能訓練を行います。

	第 8 期実績			第 9 期計画			令和 22 年度
	実績		見込	計画			
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
予 防 給 付	日 434	日 537	日 814	日 854	日 893	日 1, 026	日 1, 140
	人 85	人 94	人 96	人 96	人 96	人 108	人 120
介 護 給 付	日 194, 116	日 190, 925	日 192, 704	日 194, 512	日 203, 023	日 213, 940	日 245, 362
	人 12, 570	人 12, 881	人 13, 212	人 13, 608	人 14, 352	人 15, 228	人 17, 508

(9) 短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所し、看護、医学的管理の下、介護・機能訓練・その他日常生活上の世話などを行います。

	第 8 期実績			第 9 期計画			令和 22 年度
	実績		見込	計画			
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
予 防 給 付	日 28	日 30	日 49	日 49	日 49	日 49	日 49
	人 6	人 7	人 12	人 12	人 12	人 12	人 12
介 護 給 付	日 20,622	日 21,806	日 21,944	日 22,612	日 24,955	日 26,555	日 31,086
	人 2,035	人 2,218	人 2,364	人 2,532	人 2,772	人 2,904	人 3,408

(10) 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどにおいて、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、機能訓練などを行います。

	第 8 期実績			第 9 期計画			令和 22 年度
	実績		見込	計画			
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
予防 給付	人 1,420	人 1,404	人 1,272	人 1,368	人 1,416	人 1,500	人 1,872
介護 給付	人 12,050	人 12,432	人 12,480	人 12,852	人 13,284	人 14,172	人 17,820

(11) 福祉用具貸与

車椅子・介護用ベッド・歩行器など、日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸し出します。

	第 8 期実績			第 9 期計画			令和 22 年度
	実績		見込	計画			
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
予防 給付	人 17, 714	人 17, 477	人 17, 448	人 17, 760	人 17, 976	人 18, 204	人 21, 420
介護 給付	人 102, 397	人 107, 262	人 111, 792	人 117, 732	人 125, 544	人 136, 104	人 155, 448

(12) 特定福祉用具販売

入浴や排せつに用いるものなど、貸し出しにはなじまない肌が直接触れる福祉用具の購入費用について、年間10万円を上限にその7割から9割を支給します。

	第 8 期実績			第 9 期計画			令和 22 年度
	実績		見込	計画			
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
予防 給付	人 389	人 404	人 348	人 468	人 468	人 492	人 564
介護 給付	人 1, 954	人 2, 008	人 2, 148	人 2, 172	人 2, 316	人 2, 448	人 2, 868

(13) 住宅改修

手すりの取付けや段差解消など小規模な住宅改修の費用について、20 万円を上限に7割から9割を支給します。

	第 8 期実績			第 9 期計画			令和 22 年度
	実績		見込	計画			
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
予防 給付	人 570	人 627	人 648	人 684	人 708	人 720	人 852
介護 給付	人 1, 456	人 1, 466	人 1, 536	人 1, 632	人 1, 740	人 1, 836	人 2, 160

(14) 介護予防支援・居宅介護支援

利用者の心身の状況や希望に応じてケアプランを作成します。

	第 8 期実績			第 9 期計画			令和 22 年度
	実績		見込	計画			
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
予防 給付	人 22, 592	人 22, 425	人 22, 284	人 23, 220	人 23, 616	人 24, 000	人 28, 212
介護 給付	人 157, 253	人 162, 785	人 170, 784	人 176, 244	人 186, 204	人 197, 268	人 228, 060

(15) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 地域密着型

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的にまたはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行います。

	第 8 期実績			第 9 期計画			令和 22 年度
	実績		見込	計画			
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
予防 給付							
介護 給付	人 1, 625	人 1, 751	人 1, 824	人 1, 932	人 2, 088	人 2, 244	人 2, 568

◇令和6年3月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	2事業所	1事業所	1事業所	0事業所	2事業所	6事業所

(16) 夜間対応型訪問介護 地域密着型

夜間の定期巡回や通報により、ホームヘルパーが介護や家事の援助を行います。

	第 8 期実績			第 9 期計画			令和 22 年度
	実績		見込	計画			
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
予防 給付							
介護 給付	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0

◇令和6年3月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	0事業所	0事業所	0事業所	0事業所	0事業所	0事業所

(17) 認知症対応型通所介護

地域密着型

施設やデイサービスセンターに通い、入浴・排せつ・食事などの介護、生活に関する相談や助言、健康状態の確認など日常生活上の世話をを行います。認知症の方は通常の通所介護も利用できますが、認知症対応型通所介護は認知症対応に特化したものです。

	第 8 期実績			第 9 期計画			令和 22 年度
	実績		見込	計画			
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
予防 給付	回 0	回 0	回 0	回 0	回 0	回 0	回 0
	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0
介護 給付	回 5, 846	回 5, 309	回 5, 324	回 5, 428	回 5, 562	回 5, 753	回 6, 738
	人 647	人 610	人 612	人 636	人 660	人 684	人 768

◇令和6年3月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	2事業所	1事業所	1事業所	1事業所	1事業所	6事業所

(18) 小規模多機能型居宅介護

地域密着型

サービス拠点への通所を中心として、訪問と短期宿泊も組み合わせて、1つの事業所が入浴、食事の提供、機能訓練などを行います。

	第 8 期実績			第 9 期計画			令和 22 年度
	実績		見込	計画			
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
予防 給付	人 38	人 27	人 12	人 12	人 12	人 12	人 12
介護 給付	人 2,482	人 2,516	人 2,640	人 2,760	人 2,916	人 3,096	人 3,636

◇令和6年3月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	3事業所	2事業所	0事業所	1事業所	5事業所	11事業所

(19) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

地域密着型

認知症のため介護を必要とする方に対して、共同生活を営む住居において、介護や機能訓練を行います。

	第 8 期実績			第 9 期計画			令和 22 年度
	実績		見込	計画			
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
予防 給付	人 7	人 12	人 12	人 12	人 12	人 12	人 12
介護 給付	人 9, 460	人 9, 658	人 9, 924	人 10, 164	人 10, 656	人 11, 568	人 14, 580

◇令和6年3月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	11事業所	9事業所	7事業所	12事業所	10事業所	49事業所

(20) 地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型

定員29人以下の有料老人ホームなどにおいて、入浴・排せつ・食事などの介護、洗濯・掃除などの家事、機能訓練などを行います。

	第 8 期実績			第 9 期計画			令和 22 年度
	実績		見込	計画			
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
予防 給付							
介護 給付	人 963	人 952	人 1, 020	人 1, 032	人 1, 068	人 1, 116	人 1, 404

◇令和6年3月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	1事業所	0事業所	1事業所	1事業所	0事業所	3事業所

(21) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型

定員 29 人以下の特別養護老人ホームに入所し、入浴・排せつ・食事などの介護、日常生活上の世話、機能訓練などを行います。

	第 8 期実績			第 9 期計画			令和 22 年度
	実績		見込	計画			
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
予防 給付							
介護 給付	人 936	人 911	人 924	人 924	人 924	人 924	人 1,260

◇令和6年3月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	0 事業所	0 事業所	0 事業所	2 事業所	1 事業所	3 事業所

(22) 看護小規模多機能型居宅介護

地域密着型

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、ニーズに応じて柔軟にサービスを提供します。

	第 8 期実績			第 9 期計画			令和 22 年度
	実績		見込	計画			
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
予防 給付							
介護 給付	人 308	人 406	人 672	人 720	人 804	人 840	人 1,008

◇令和6年3月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	0 事業所	1 事業所	0 事業所	0 事業所	1 事業所	2 事業所

(23) 地域密着型通所介護

地域密着型

定員 18 人以下の施設やデイサービスセンターに通い、入浴・排せつ・食事などの介護、生活に関する相談や助言、健康状態の確認など日常生活上の世話をを行います。

	第 8 期実績			第 9 期計画			令和 22 年度
	実績		見込	計画			
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
予防 給付							
介護 給付	回 225, 219	回 239, 056	回 263, 298	回 276, 952	回 298, 310	回 314, 640	回 364, 379
	人 25, 401	人 27, 659	人 30, 312	人 32, 676	人 36, 192	人 38, 832	人 45, 036

◇令和6年3月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	22 事業所	16 事業所	16 事業所	25 事業所	14 事業所	93 事業所

(24) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所し、入浴・排せつ・食事などの介護、日常生活上の世話、機能訓練などを行います。

	第 8 期実績			第 9 期計画			令和 22 年度
	実績		見込	計画			
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
予防 給付							
介護 給付	人 25, 614	人 27, 446	人 28, 788	人 28, 956	人 31, 224	人 31, 344	人 44, 424

(25) 介護老人保健施設

介護老人保健施設に入所し、看護、医学的管理の下、介護・機能訓練・その他日常生活上の世話などを行います。

	第 8 期実績			第 9 期計画			令和 22 年度
	実績		見込	計画			
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
予防 給付							
介護 給付	人 15,013	人 15,210	人 16,356	人 16,500	人 17,004	人 16,560	人 20,892

(26) 介護療養型医療施設

療養病床などに入院し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練、必要な医療を行います。

	第 8 期実績			第 9 期計画			令和 22 年度
	実績		見込	計画			
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
予防 給付							
介護 給付	人 42	人 7	人 0				

(27) 介護医療院

介護保険施設の新たな類型として、平成 30 年度に新設された施設であり、要介護高齢者の長期療養が可能な生活施設として、医療・介護等の提供を行います。

	第 8 期実績			第 9 期計画			令和 22 年度
	実績		見込	計画			
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
予防 給付							
介護 給付	人 1, 198	人 1, 232	人 1, 380	人 1, 404	人 1, 452	人 2, 700	人 3, 192

第2節 地域支援事業

1 地域支援事業の概要

地域支援事業は、被保険者が要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）」「包括的支援事業（社会保障充実分）」「任意事業」から構成されます。

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、支援を要する高齢者等（以下「要支援者等」という。）の多様なニーズに、要支援者等の能力を最大限活かしつつ、多様なサービスを提供する仕組みであり、生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推進、関係者間の意識共有と自立支援に向けたサービスの推進等を基本に事業を実施するものです。

「包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）」は、地域包括支援センターや在宅介護支援センターにおいて、高齢者に関する相談を受け、適切な支援につなぐ総合相談などを行い、「包括的支援事業（社会保障充実分）」は、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業があり、多職種間の連携推進や認知症の早期発見・早期対応、地域づくり等、様々な取り組みが推進されています。

また、その他に保険者独自の取り組みとして「任意事業」があります。

本市で実施されている地域支援事業は、下記の通りです。

介護予防・日常生活支援総合事業	
介護予防・生活支援サービス事業	要介護状態等となることの予防等により、生きがいのある生活を送ることができるように、また、多様なニーズに対して、多様なサービスを充実させ、地域の支え合いの体制づくりを推進します。 ・訪問型サービス ・通所型サービス ・介護予防ケアマネジメント
一般介護予防事業	住民主体の通いの場を充実させ、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような、また、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できるような地域づくりにより、介護予防を推進します。 ・介護予防把握事業 ・介護予防普及啓発事業 ・地域介護予防活動支援事業 ・地域リハビリテーション活動支援事業

包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	
総合相談支援業務	高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域において関係者とネットワークを構築するとともに、適切なサービスにつなげています。 ・総合相談支援 ・地域包括支援センター委託事業 ・地域包括支援センター運営協議会 ・在宅介護支援センター運営事業 ・相談協力員研修会 ・実態把握
権利擁護業務	高齢者が尊厳のある生活を維持できるよう、必要な支援を行います。 ・高齢者虐待への対応 ・高齢者虐待防止等ネットワーク運営委員会 ・高齢者虐待防止等ネットワーク担当者会議 ・高齢者虐待防止研修会
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域における連携及び協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行います。 ・介護支援専門員研修事業

包括的支援事業（社会保障充実分）	
在宅医療・介護連携推進事業	船橋在宅医療ひまわりネットワークの活動を中心に、在宅医療・介護関係者、在宅医療支援拠点、行政が協力、連携の上、推進します。
生活支援体制整備事業	住民主体による地域における助け合い活動を活性化します。 ・生活支援コーディネーター ・協議体の設置
認知症総合支援事業	認知症高齢者について、正しい知識の普及と理解を図り、また、認知症の早期発見に取り組みます。 ・認知症初期集中支援チーム ・認知症高齢者徘徊模擬訓練 ・認知症カフェ
地域ケア会議推進事業	高齢者個人に対する支援の充実と、それを支えるための社会基盤の整備を行います。 ・全体会議（定例会） ・個別ケア会議 ・講演会（地域ケア会議主催） ・自立支援ケアマネジメント検討会議

任意事業	
介護給付等費用 適正化事業	介護保険制度を持続可能なものとするため、介護給付等の適正化を通じて、介護給付費等や保険料の増大の抑制に努めていくとともに、利用者に対する適切な介護サービスを確保します。 ・ 認定調査内容の点検 ・ ケアプラン等の点検 ・ 縦覧点検・医療情報との突合
家族介護支援事業	認知症高齢者等を介護する家族を支援するための必要な事業を実施します。 ・ 徘徊高齢者家族支援サービス事業 ・ 介護者向け講習会事業 ・ 認知症家族交流会 ・ やすらぎ支援員訪問事業
その他の事業	介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業を実施します。 ・ 住宅改修支援事業 ・ 緊急通報システム運営事業 ・ 成年後見制度利用支援事業 ・ 認知症サポーター養成事業 ・ 介護相談員派遣事業

2 介護予防・日常生活支援総合事業の現状と見込み量

第9期計画期間中における介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の訪問型サービス、通所型サービス及び介護予防ケアマネジメントの現状と見込み量については、次のとおりです。

なお、本市では従前相当のサービス※として「介護予防訪問型サービス」「介護予防通所型サービス」を、従前相当のサービスの基準を緩和したサービスとして「介護予防生活支援サービス」「介護予防運動機能向上デイサービス」「介護予防ミニデイサービス」を実施しています。

※総合事業を実施する前の介護予防訪問介護、介護予防通所介護に相当するサービス

（１）訪問型サービス

		第 8 期実績			第 9 期計画			令和 22 年度
		実績		見込	計画			
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
利用者数	従前相当	15,103 人	14,600 人	14,160 人	14,174 人	14,688 人	15,180 人	17,196 人
	基準緩和	123 人	132 人	108 人	129 人	144 人	156 人	204 人

（２）通所型サービス

		第 8 期実績			第 9 期計画			令和 22 年度
		実績		見込	計画			
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
利用者数	従前相当	22, 260 人	22, 861 人	23, 604 人	25, 351 人	26, 268 人	27, 144 人	30, 744 人
	基準緩和	29 人	33 人	48 人	51 人	60 人	72 人	108 人

（３）介護予防ケアマネジメント

	第 8 期実績			第 9 期計画			令和 22 年度
	実績		見込	計画			
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
利用者数	22, 715 人	22, 778 人	22, 687 人	23, 177 人	23, 271 人	23, 367 人	29, 450 人

第3節 市町村特別給付

本市では、認知症高齢者の在宅生活を支援するため、介護保険法第62条に規定する市町村特別給付として「認知症訪問支援サービス」を実施します。

認知症訪問支援サービスは、認知症高齢者の在宅生活の継続と、その方を支える家族の負担軽減を図るため、訪問介護を利用する際の「不穩の解消」、「搜索等」、「介護者不在時等の見守り」、「外出時の同行支援」といったサービスを市独自で保険給付の対象とするものです。

【認知症訪問支援サービスの概要】

(1) 対象者

認知症訪問支援サービスは、要介護認定等の申請に係る主治医意見書または認定調査票の「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡa以上の方を対象とします。

(2) サービスの見込み量

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
延利用件数	440件	460件	480件	570件
給付費	4,800千円	5,000千円	5,200千円	6,200千円

※給付費3か年（第9期計画期間）計：15,000千円

第4節 介護保険財政と介護保険料

(1) 介護給付費の見込み

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計 (第9期期間)	令和22年度
居宅サービス	21,829,326	22,708,540	24,165,148	68,703,014	27,857,290
訪問介護	5,741,493	5,971,097	6,353,339	18,065,929	7,128,248
訪問入浴介護	287,140	295,805	311,410	894,355	362,487
訪問看護	1,977,866	2,151,973	2,280,691	6,410,530	2,864,784
訪問リハビリテーション	446,344	466,181	504,090	1,416,615	571,620
居宅療養管理指導	1,093,675	1,160,107	1,284,529	3,538,311	1,443,979
通所介護	4,441,785	4,467,485	4,567,651	13,476,921	5,106,682
通所リハビリテーション	1,166,014	1,195,366	1,298,812	3,660,192	1,478,117
短期入所生活介護	1,740,527	1,809,743	1,927,983	5,478,253	2,183,309
短期入所療養介護（老健）	277,230	305,711	329,133	912,074	380,517
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	1,718,735	1,836,299	2,018,392	5,573,426	2,269,445
特定福祉用具購入費	76,506	81,708	87,389	245,603	101,107
住宅改修費	150,525	160,722	171,442	482,689	199,552
特定施設入居者生活介護	2,711,486	2,806,343	3,030,287	8,548,116	3,767,443
地域密着型サービス	6,925,079	7,346,437	7,932,804	22,204,320	9,506,085
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	385,237	414,076	450,317	1,249,630	507,810
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	2,211,719	2,381,158	2,544,280	7,137,157	2,904,134
認知症対応型通所介護	67,367	68,476	71,678	207,521	85,061
小規模多機能型居宅介護	663,306	702,344	756,928	2,122,578	876,548
認知症対応型共同生活介護	2,851,375	2,994,444	3,290,849	9,136,668	4,102,934
地域密着型特定施設入居者生活介護	234,695	243,118	256,738	734,551	319,791
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	273,929	274,276	277,535	825,740	373,125
看護小規模多機能型居宅介護	237,451	268,545	284,479	790,475	336,682
施設サービス	13,616,776	14,437,718	14,969,200	43,023,694	19,934,081
介護老人福祉施設	8,039,916	8,680,720	8,815,889	25,536,525	12,347,672
介護老人保健施設	5,060,070	5,220,682	5,145,255	15,426,007	6,407,934
介護医療院	516,790	536,316	1,008,056	2,061,162	1,178,475
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0
居宅介護支援	2,875,958	3,048,021	3,271,983	9,195,962	3,733,184
介護給付費計	45,247,139	47,540,716	50,339,135	143,126,990	61,030,640

※端数処理のため各項の和と合計値が合わない場合があります（以下本節において同じ）。

(2) 予防給付費の見込み

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計 (第9期期間)	令和22年度
介護予防サービス	594,256	608,821	635,543	1,838,620	748,091
介護予防訪問入浴介護	482	483	489	1,454	492
介護予防訪問看護	77,132	78,309	82,034	237,475	95,765
介護予防訪問リハビリテーション	23,187	22,778	23,360	69,325	27,082
介護予防居宅療養管理指導	37,141	37,475	38,211	112,827	44,301
介護予防通所リハビリテーション	162,683	168,137	175,821	506,641	204,878
介護予防短期入所生活介護	5,390	5,640	6,558	17,588	7,201
介護予防短期入所療養介護（老健）	289	290	293	872	295
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	99,778	100,674	102,875	303,327	119,829
特定介護予防福祉用具購入費	14,271	14,271	15,164	43,706	17,191
介護予防住宅改修	66,901	69,262	71,321	207,484	83,342
介護予防特定施設入居者生活介護	107,002	111,502	119,417	337,921	147,715
地域密着型介護予防サービス	4,122	4,127	4,176	12,425	4,211
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,055	1,057	1,070	3,182	1,075
介護予防認知症対応型共同生活介護	3,067	3,070	3,106	9,243	3,136
介護予防支援	117,569	119,728	123,123	360,420	143,026
予防給付費計	715,947	732,676	762,842	2,211,465	895,328

(3) 介護給付費と予防給付費を合わせた見込み（総給付費）

令和6年度から令和8年度までの3年間及び令和22年度は、下表の金額となる見込みです。

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計 (第9期期間)	令和22年度
介護給付費計	45,247,139	47,540,716	50,339,135	143,126,990	61,030,640
予防給付費計	715,947	732,676	762,842	2,211,465	895,328
総給付費	45,963,086	48,273,392	51,101,977	145,338,455	61,925,968

(4) 標準給付費見込額

介護給付と予防給付の居宅（介護予防）サービス、地域密着型サービス、施設サービスの給付費見込みを合計したものに、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を加えた金額が「標準給付費見込額」になります。

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計 (第9期期間)	令和22年度
総給付費	45,963,086	48,273,392	51,101,977	145,338,455	61,925,968
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	862,747	894,719	924,966	2,682,433	1,157,798
特定入所者介護サービス費等給付額	850,737	881,150	910,938	2,642,825	1,141,681
制度改正に伴う財政影響額	12,010	13,570	14,028	39,608	16,117
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	1,314,803	1,363,758	1,409,862	4,088,423	1,764,282
高額介護サービス費等給付額	1,294,060	1,340,320	1,385,632	4,020,012	1,736,616
高額介護サービス費等の利用者負担 の見直し等に伴う財政影響額	20,743	23,438	24,230	68,411	27,666
高額医療合算介護サービス費等給付額	190,195	199,305	211,602	601,102	223,171
算定対象審査支払手数料	41,248	42,723	44,176	128,146	51,984
標準給付費見込額	48,372,079	50,773,897	53,692,583	152,838,559	65,123,202

(5) 地域支援事業費

介護予防・日常生活支援総合事業では、介護予防・生活支援サービス事業や一般介護予防事業、包括的支援事業では、地域包括支援センターの運営や在宅医療・介護連携の推進、生活支援の充実・強化、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進に関する費用並びに市独自の取り組みとなる任意事業に関する費用により、地域支援事業費を見込みます。

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計 (第9期期間)	令和22年度
地域支援事業費	2,329,510	2,379,801	2,428,634	7,137,945	2,671,236
介護予防・日常生活支援総合事業費	1,479,282	1,521,071	1,561,316	4,561,669	1,708,691
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	761,308	768,921	776,610	2,306,839	889,560
包括的支援事業（社会保障充実分）	88,920	89,809	90,707	269,436	72,985

※重層的支援体制整備事業として実施する事業も含む。

（６）第１号被保険者の負担額

標準給付費見込額のうち第１号被保険者の負担分（23%）、地域支援事業費のうち第１号被保険者の負担分（23%）と調整交付金が５%に満たない分（0.78%）、市町村特別給付費の４つを合計した額が、第１号被保険者の負担額となります。

（単位：千円）

標準給付費見込額のうち第１号被保険者の負担分（23%）※1	35,152,868
地域支援事業費のうち第１号被保険者の負担分（23%）※2	1,641,727
調整交付金（5%に満たない分）（0.78%）※3	1,227,722
市町村特別給付費（全額が第１号被保険者の負担）	15,000
合計 （第１号被保険者の負担額）	38,037,317

※1 標準給付費見込額のうち第１号被保険者の負担分（23%）は３年間

※2 地域支援事業費のうち第１号被保険者の負担分（23%）は３年間

※3 標準給付費見込額及び地域支援事業費のうち介護予防・日常生活支援総合事業費についての第１号被保険者の負担割合は調整交付金が５%に満たない分（0.78%）が加わります。

（７）介護保険事業財政調整基金について

市の介護保険事業財政調整基金は、令和６年３月末時点で７億８,500万円程度にまで減額すると見込まれるため、今後の介護給付費の急激な上昇や臨時の介護報酬改定等に備え、これを取り崩さないものとします。

(8) 保険料基準額（年額）

予定保険料収納率、市の保険料段階設定に応じた所得段階別加入割合補正後の被保険者数を反映し、保険料の基準額を算定します。所得段階別加入割合補正後の被保険者数とは、所得段階別加入人数を、各所得段階別の負担割合（基準額である79,200円に対する保険料率）で補正したものです。

令和6年度から令和8年度までの保険料基準額

第9期保険料基準額（年額）		79,200 円
$\div \left(\begin{array}{c} \text{第1号被保険者保険料} \\ \text{必要収納額} \\ \hline 38,037,317 \text{ 千円} \end{array} \right) \div \left(\begin{array}{c} \text{予定保険料収納率} \\ \hline 99.10\% \end{array} \right) \div \left(\begin{array}{c} \text{所得段階別加入割合} \\ \text{補正後の被保険者数} \\ \hline 484,660 \text{ 人} \end{array} \right)$		

令和22年度の保険料基準額

令和22年度 保険料基準額（年額）	93,600 円
-------------------	----------

※現段階での推計値となっています。

第3部 介護保険事業の現状と見込み

保険料段階表

所得 段階	合計所得金額	負担 割合	保険料額	
			月額 保険料	年間 保険料
1	生活保護等を受けている人及び老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人と、世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.39 ※	2,574 円	30,888 円
2	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.52 ※	3,432 円	41,184 円
3	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.625 ※	4,125 円	49,500 円
4	本人は市民税非課税であるが、世帯に市民税課税の人がいる人で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.85	5,610 円	67,320 円
5	本人は市民税非課税であるが、世帯に市民税課税の人がいる人で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.00	6,600 円	79,200 円
6	本人が市民税課税で、合計所得金額が91万円以下の人	1.10	7,260 円	87,120 円
7	本人が市民税課税で、合計所得金額が91万円を超え、125万円以下の人	1.15	7,590 円	91,080 円
8	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円を超え、200万円未満の人	1.30	8,580 円	102,960 円
9	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.50	9,900 円	118,800 円
10	本人が市民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	1.70	11,220 円	134,640 円
11	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	1.90	12,540 円	150,480 円
12	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	2.10	13,860 円	166,320 円
13	本人が市民税課税で、合計所得金額が600万円以上700万円未満の人	2.30	15,180 円	182,160 円
14	本人が市民税課税で、合計所得金額が700万円以上800万円未満の人	2.40	15,840 円	190,080 円
15	本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上900万円未満の人	2.50	16,500 円	198,000 円
16	本人が市民税課税で、合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の人	2.60	17,160 円	205,920 円
17	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の人	2.90	19,140 円	229,680 円
18	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,200万円以上1,500万円未満の人	3.00	19,800 円	237,600 円
19	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の人	3.30	21,780 円	261,360 円
20	本人が市民税課税で、合計所得金額が2,000万円以上3,000万円未満の人	3.40	22,440 円	269,280 円
21	本人が市民税課税で、合計所得金額が3,000万円以上の人	3.50	23,100 円	277,200 円

※第1段階から第3段階までの保険料については、公費負担による負担軽減を実施いたします。

(9) 所得段階別被保険者数

所得 段階	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計	割合	令和22年度
1	26,493	26,681	26,893	80,067	16.7%	34,028
2	12,149	12,235	12,332	36,716	7.7%	15,603
3	10,934	11,011	11,098	33,043	6.9%	14,042
4	20,614	20,759	20,924	62,297	13.0%	26,474
5	19,684	19,824	19,981	59,489	12.4%	25,281
6	9,630	9,698	9,775	29,103	6.1%	12,367
7	10,912	10,990	11,077	32,979	6.9%	14,015
8	21,389	21,541	21,711	64,641	13.5%	27,470
9	12,326	12,413	12,512	37,251	7.8%	15,830
10	6,026	6,068	6,116	18,210	3.8%	7,739
11	2,763	2,782	2,804	8,349	1.7%	3,548
12	1,308	1,318	1,328	3,954	0.8%	1,680
13	781	786	793	2,360	0.5%	1,003
14	551	555	559	1,665	0.3%	708
15	412	415	418	1,245	0.3%	529
16	326	328	331	985	0.2%	419
17	443	446	449	1,338	0.3%	568
18	508	512	516	1,536	0.3%	652
19	441	444	447	1,332	0.3%	566
20	383	386	389	1,158	0.2%	492
21	412	415	418	1,245	0.3%	529
計	158,485	159,607	160,871	478,963	100.0%	203,543

※表における比率(%)は、四捨五入の関係で内訳の合計が100%にならない場合あり。

(10) 財源構成

令和6年度から令和8年度までの財源構成は次のとおりとなります。

財源構成	標準給付費	市町村 特別給付費	地域支援事業費	
			介護予防・ 日常生活支援 総合事業費	包括的支援 ・任意事業費
第1号被保険者保険料 (65歳以上)	23.78% ※1	100%	23.78% ※1	23.0%
第2号被保険者保険料 (40～64歳)	27.0%	—	27.0%	—
国庫負担金(※) (施設給付費分等)	24.22% ※1 (19.22%) ※2	—	24.22% ※1	38.5%
県の負担金	12.5% (17.5%) ※2	—	12.5%	19.25%
市の負担金	12.5%	—	12.5%	19.25%

※1 国の負担金は25%が標準ですが、65歳以上の高齢者のうち75歳以上の方が占める割合と所得分布状況を市町村間で調整するため、うち5%が調整交付金となっており、市町村により変動します。本市では、調整交付金が平均4.22%と見込まれます。5%に満たない分(0.78%)は第1号被保険者保険料の負担になり、標準の23%と合わせて計23.78%になります。国庫負担金は24.22%となります。

※2 標準給付費のうち施設給付費と特定入所者介護サービス費は、国と県の負担割合が異なります。県の負担金は12.5%+5%=17.5%、国の負担金は24.22%-5%=19.22%程度となります。

第5節 給付適正化

保険給付の適正化を図ることは、不適切な給付を削減する一方で、利用者に対する適切な介護サービスを確保することにより、介護保険制度の信頼性を高めるとともに、保険給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に寄与するものです。

給付適正化の「3つの要」

- 1 要介護認定の適正化
- 2 ケアマネジメント等の適正化
- 3 事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

本市においては、次に示す個別の適正化事業の実施を図ります。

- 1 要介護認定の適正化
 - ・認定調査内容の点検
- 2 ケアマネジメント等の適正化
 - ・ケアプラン等の点検
- 3 サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化
 - ・縦覧点検・医療情報との突合
 - ・運営指導による指導・監査

上記事業に加え、国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムより「給付実績の活用」として出力される情報を積極的に活用し、介護給付の適正化に取り組みます。

第6節 感染症・災害対策

(1) 感染症対策

新型コロナウイルス感染症に限らず、市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある新興感染症が発生した際、機動的かつ実効性のある対策を講じられるよう、平時から高齢者をはじめ、地域住民に対する手指衛生等の基本的な感染対策の普及啓発をするとともに、介護事業所等と連携し必要な準備対応に取り組みます。

また、「船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画」や「船橋市感染症の予防のための施策の実施に関する計画」等に基づき、感染症発生・拡大の各段階における対策を県と連携しながら対応が行える体制の整備を推進します。

○ 感染症対策に関する普及啓発

平時から高齢者をはじめ、地域住民に対する感染症対策を普及啓発するため、ホームページや広報紙への掲載、チラシ配布などを通じて、手指衛生等の基本的な感染対策について定期的に情報発信を実施します。

○ 介護事業所等との連携

今後、新興感染症が発生し、感染症が蔓延した場合においても、継続して在宅サービスの提供ができるよう、国が示す「介護現場における感染対策の手引き」等のマニュアルを関係団体・事業者等に周知し、その活用を推進します。

また、介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修や感染症の専門家による実地研修など感染症対策に関する各種研修等が開催される場合については、事業所等への周知・徹底を図ります。

○ 介護事業所への感染症に関する情報提供体制の整備

県からの感染症に関する情報について、介護事業所をはじめ介護保険サービス従事者に正確な情報提供が行えるよう体制整備を行います。

○ フレイル予防の取り組み

感染拡大防止策として外出制限・外出自粛となった場合においても、高齢者が活動量の低下によりフレイル（虚弱）とならないよう、感染対策を講じながらの事業の実施や自宅で気軽にできる運動の紹介など、外出制限・外出自粛にも対応したフレイル予防の取り組みを実施します。

また、外出制限・外出自粛による身体機能や栄養状態、疾病状況の悪化が懸念される高齢者に対しては、医療機関と連携し適切な受診勧奨などを行います。

(2) 災害対策

平成 23 年の東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模災害発生時の対策として避難行動要支援者（自ら避難することが困難で、迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する高齢者等）名簿の作成整備を進めるとともに、「船橋市地域防災計画」に基づき、避難行動要支援者に対して迅速な避難行動支援が行えるよう、地域連携を見据えた避難支援体制の充実を図ります。

また、災害発生時において、福祉避難所が円滑に開設され運営が行えるよう体制整備を行うとともに、避難所においても避難行動要支援者や高齢者に対する生活支援が図られるよう支援体制整備の充実を図ります。

○ 災害時の要配慮者に対する支援

避難行動要支援者等の要配慮者が適切な避難行動をとることができるよう、避難行動要支援者名簿の作成及び地域との共有等を促進することで、避難支援体制の充実を図ります。

○ 福祉避難所の拡充等

災害発生時において、避難行動要支援者等の要配慮者の内、一般の宿泊可能避難所での避難生活が困難な方が安全・安心な避難生活を送ることができるよう開設される福祉避難所について、福祉避難所の指定や要配慮者受け入れに関する団体等との協定の締結等により福祉避難所が円滑に開設され運営が行える体制の整備を行います。

また、大規模災害時において避難生活が長期化となることを見据え、持病に対する薬の確保、多くの我慢によるストレスの緩和など、避難行動要支援者をはじめ、高齢者に対する生活支援が図られるよう、医療機関や介護事業所と連携した支援体制整備の検討を行います。

○ 備蓄品等の確保

物資供給の長期停止に備えるため、家庭・事業所・社会福祉施設等における生活必要物資等の備蓄を促すとともに、備蓄品や物資供給等に関する団体等との協定締結により、避難所等で必要となる物資等の確保を図ります。

(3) 業務継続計画（BCP）

介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、令和3年度介護報酬改定において、介護事業所における業務継続計画（BCP）の策定が義務付けられるとともに、従業者に対する業務継続計画（BCP）の周知、並びに研修及び訓練を定期的実施することが義務付けられました。

本市では、介護事業所における業務継続計画（BCP）の策定、従業員への周知並びに研修及び訓練の実施について、定期的に状況の確認を行います。

参考資料

○計画策定の体制と経緯

○船橋市介護保険事業運営協議会設置要綱

○船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会設置要綱

○船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画庁内検討委員会設置要綱

計画策定の体制と経緯

[計画策定の体制]

① 船橋市介護保険事業運営協議会

船橋市介護保険事業運営協議会は、学識経験者、保健・医療・福祉の専門家、市民の代表者（第1号・第2号被保険者、要介護等被保険者の家族）など17名の委員で構成され、各委員がそれぞれ専門分野の立場から審議を行い、市民本位の計画づくりに努めました。

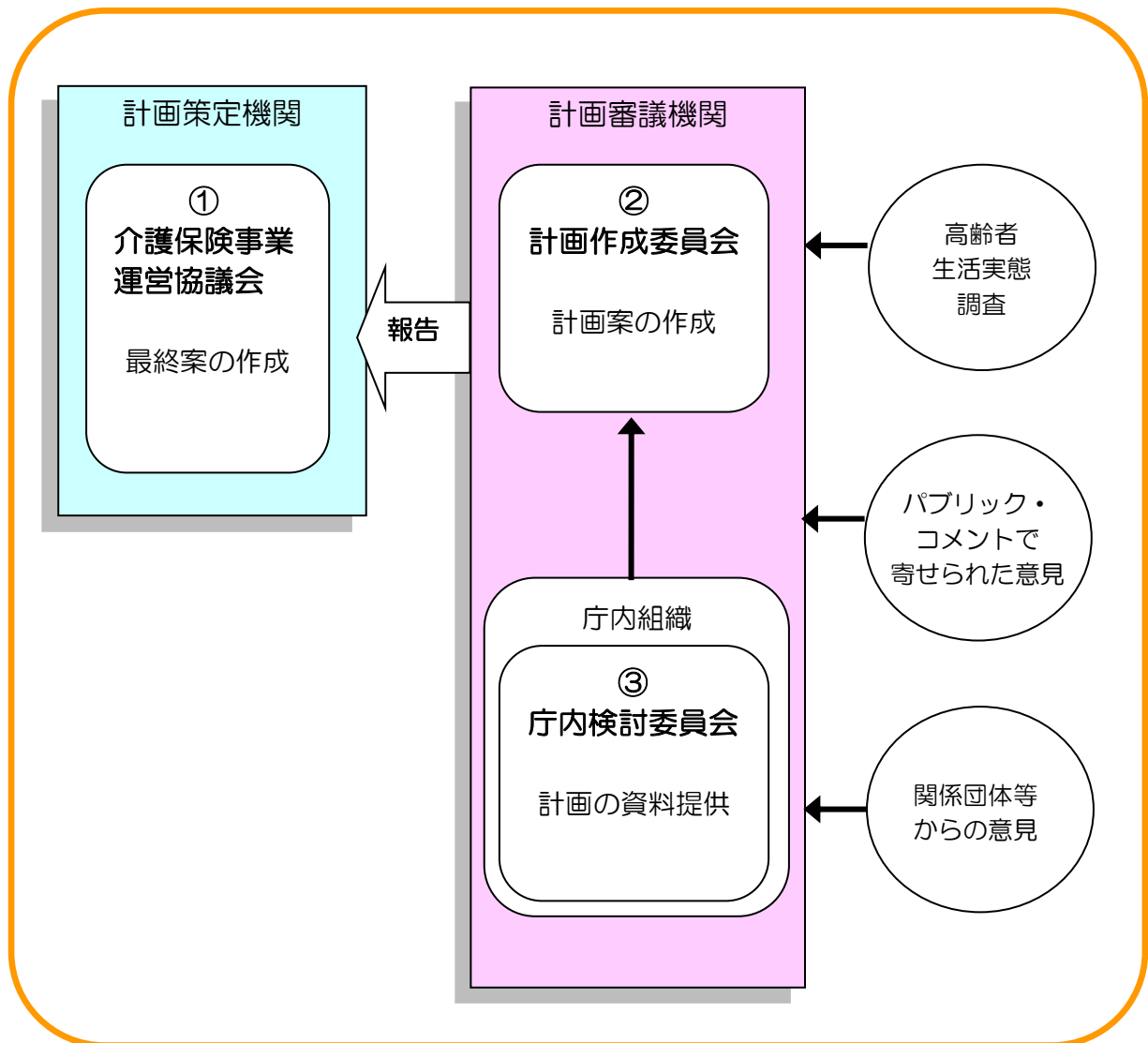
② 船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会は、船橋市介護保険事業運営協議会の下部組織として、同協議会・医師会・歯科医師会・薬剤師会・サービス事業者など13名の委員で構成され、専門的・個別的事項について調査・審議を行い計画の整合性を図りました。

③ 船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画庁内検討委員会

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画庁内検討委員会は、行政運営上の諸問題を議論するとともに、計画を作成するための資料を提供するため、企画、財政、住宅、福祉等を始め関係部署の課長など25名で構成しました。

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定体制図



[計画策定の経緯]

令和 (年)	(月)	①介護保険事業 運営協議会	②計画作成委員会	③庁内検討委員会	市の動き
4					
	12				高齢者生活 実態調査
5					
	5				
	6				
	7	第1回運営協議会		第1回検討委員会	
	8		第1回作成委員会	第2回検討委員会	
	9		第2回作成委員会		
	10		第3回作成委員会	第3回検討委員会	
	11	第2回運営協議会			
	12				パブリック・ コメント
6					
	1		第4回作成委員会		
	2	第3回運営協議会			
	3				計画策定

[各会議の概要]

第1回検討委員会 令和5年7月5日（水）

- 1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定体制について
- 2) 令和4年度高齢者生活実態調査 調査結果について
- 3) 令和4年度ケアマネジャー調査 調査結果について

第1回運営協議会 令和5年7月13日（木）

- 1) 第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定体制について
- 2) 介護保険事業運営協議会の委員変更及び要綱改正について
- 3) 第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の進捗状況について
- 4) 薬円台在宅介護支援センター受託法人公募に係る結果について

第2回検討委員会 令和5年8月1日（火）

- 1) 船橋市介護保険事業の動向について
- 2) 第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の施設整備進捗状況について
- 3) 第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（素案）の第2部の作成について

第1回作成委員会 令和5年8月22日（火）

- 1) 第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定体制について
- 2) 船橋市介護保険事業の動向について
- 3) 第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の施設整備進捗状況について

第2回作成委員会 令和5年9月22日（金）

- 1) 第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の第1部について
- 2) 地域包括支援センターの整備方針について

第3回検討委員会 令和5年10月17日（火）

- 1) 第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の施設等整備について
- 2) 第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（素案）について

第3回作成委員会 令和5年10月31日（火）

- 1) 第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の施設等整備について
- 2) 第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（素案）について

第2回運営協議会 令和5年11月13日（月）

- 1) 第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の施設等整備について
- 2) 第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（素案）について
- 3) 船橋市地域包括支援センター受託法人公募結果について

第4回作成委員会 令和6年1月26日（金）

- 1) 第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（素案）のパブリック・コメントの結果について
- 2) 第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）について

第3回運営協議会 令和6年2月1日（木）

- 1) 第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（素案）のパブリック・コメントの結果について
- 2) 第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）について
- 3) 船橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について
- 4) 苦情・相談受付状況について

[船橋市高齢者生活実態調査]

調査時期 令和5年12月

調査目的 本計画の策定にあたり、市内の高齢者などの生活実態や健康状態、介護保険及び保健福祉サービスなどに関するニーズを把握し、今後の高齢者の保健福祉や介護サービスの充実のための基礎資料とする。

調査対象（無作為抽出）

① 高齢者基本調査

市内在住の65歳以上の高齢者から、要介護認定者（要介護1～5）を除いた5,000人を抽出

② 要介護高齢者調査

市内在住の65歳以上の高齢者から、要介護認定（要介護1～5）を受けている4,000人を抽出

③ ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯調査

市内在住の65歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみ世帯の者から、要介護認定者（要介護1～5）を除いた5,000人を抽出

④ 若年調査

市内在住の40～64歳の市民から、1,000人を抽出

[パブリック・コメント]

内 容	第 10 次高齢者保健福祉計画・第 9 期介護保険事業計画（素案）について
期 間	令和 5 年 12 月 15 日（金）～令和 6 年 1 月 15 日（月）
対 象	①市内に住所を有する方 ②市内に通勤または通学されている方 ③この案に関し利害関係を有する方
閲覧場所	市ホームページ、介護保険課、高齢者福祉課、地域包括ケア推進課、住宅政策課、地域福祉課、健康づくり課、健康政策課、地域保健課、行政資料室、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、出張所、船橋駅前総合窓口センター、公民館、図書館、老人福祉センター、保健センター、三山市民センター、市民活動サポートセンター
計画説明動画	市ホームページにて説明動画資料及びリンク先公開
住民説明会	令和 6 年 1 月 11 日（木） 市民文化創造館（きららホール） 令和 6 年 1 月 13 日（土） 西部公民館（3 階講堂） 令和 6 年 1 月 15 日（月） 高根台公民館（4 階講堂）

船橋市介護保険事業運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、本市の要援護高齢者及びその家族が利用する「介護サービス事業」が公正かつ、誠実に提供されているか否かのチェックや評価分析等を行い、利用者本位の事業として運営することを目的として、船橋市介護保険条例（平成12年船橋市条例第16号。以下「条例」という。）第12条及び船橋市介護保険施行規則（以下「規則」という。）第24条に基づき、市長の附属機関として「船橋市介護保険事業運営協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、その運営に必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2名
- (2) 保健・医療又は福祉の専門家 10名
- (3) 被保険者の代表者 2名
 - ア 第1号被保険者の代表者 1名
 - イ 第2号被保険者の代表者 1名
- (4) 要介護等被保険者の家族の代表者 3名

3 委員の任期は、3年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第3条 協議会には、会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を統理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

(職務)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について、調査・審議を行うものとする。

- (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定又は変更に関する事項
- (2) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進捗状況に関する事項
- (3) 介護保険に関する施策の実施状況の調査に関する事項
- (4) 介護保険に関する施策の重要事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 協議会は、苦情等のため調査が必要と認めたときは、行政に対し説明を求め、その保有する関係書類等の提出を求め、調査を指示することができる。

3 協議会は、必要があると認めたときは、専門的又は技術的な事項について専門機関に調査、分析等の依頼ができるものとする。

4 協議会は、苦情等のため調査・審議を行った場合は、速やかに、市長に報告するものとする。

（意見具申）

第6条 協議会は、必要な事項を調査・審議した結果、必要があると認めたときは、市長に対し意見を述べることができる。

（協議会の責務）

第7条 協議会は、要援護高齢者及びその家族の権利利益の擁護者として、公平かつ適切に職務の遂行に努めるものとする。

2 協議会は、職務の遂行にあたって行政との連携に努めるものとする。

3 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、離職した後も同様とする。

（行政の責務）

第8条 行政は、協議会の職務の遂行に関しては、その独立性を尊重し、積極的な協力援助を行うものとする。

2 市長は、協議会から意見具申を受けたときは、これを尊重し、条例及び規則の定めるところにより、速やかに処理するものとする。

3 市長は、協議会から居宅介護支援事業者及び居宅介護サービス事業者等に関する事項について意見具申を受けたときには、必要に応じ県に報告し是正勧告を求めるものとする。

（災害補償）

第9条 委員の業務に係わる事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

（事務局）

第10条 協議会の事務局は、介護保険を主管する課に置く。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

（書面開催）

第12条 会長は、必要と認めるときに、書面により議事の可否を委員へ求め、その結果を議事の決定とすることができる。

附 則

この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月9日から施行する。

船橋市介護保険事業運営協議会委員

種 別	区 分	団 体 名 等	役 職	氏 名
1号委員	学識経験者	淑徳大学	専 任 講 師	佐 藤 惟
		弁護士		齋 藤 吉 宏
2号委員	保健・医療 又は福祉の 専 門 家	一般社団法人 船橋市医師会	会 長	◎ 寺 田 俊 昌
		船橋市保健・医療・福祉問題懇談会	会 長	
		公益社団法人 船橋歯科医師会	会 長	赤 岩 けさ子
		一般社団法人 船橋薬剤師会	会 長	杉 山 宏 之
		公益社団法人 千葉県看護協会	船橋地区部会会員	田 辺 美智子
		社会福祉法人 船橋市社会福祉協議会	会 長	若 生 美知子
		公益財団法人 船橋市福祉サービス公社	常 務 理 事	杉 森 裕 子
		船橋市民生児童委員協議会	会 長	高 橋 強
		船橋市自治会連合協議会	副 会 長	○ 吉 田 壽 一
		一般社団法人 千葉県在宅サービス事業者協会	副 会 長	島 田 晴 美
		公益社団法人 認知症の人と家族の会	世 話 人	乾 麻由美
3号委員	被保険者の 代 表 者	第1号被保険者	老人クラブ連合会 事 務 局 長	佐 藤 博 已
		第2号被保険者	商 工 会 議 所 事 務 局 次 長	河 野 洋 平
4号委員	要介護等被保険者の家族の代表者		公 募 委 員	古 山 聡 子
			公 募 委 員	根 本 明 子
			公 募 委 員	長 島 孝
			17 名	

◎会長○副会長

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会設置要綱

（設置）

第1条 船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「計画」という。）を作成するにあたり、専門的・個別的事項について審議するため、船橋市介護保険事業運営協議会（以下「運営協議会」という。）に船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会（以下「作成委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 作成委員会は、次に掲げる事項について審議等を行い、その結果を運営協議会に報告する。

- (1) パブリック・コメントの実施に向けた計画素案に関する事項
- (2) パブリック・コメントの結果を受けた計画案に関する事項
- (3) その他計画を作成するために必要な事項

（組織）

第3条 作成委員会は、15名以内の委員をもって組織する。

2 作成委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 運営協議会の委員
- (3) 船橋市地域包括支援センター運営協議会の委員
- (4) 船橋市地域密着型サービス運営委員会の委員
- (5) 船橋市医師会代表
- (6) 船橋歯科医師会代表
- (7) 船橋薬剤師会代表
- (8) 船橋市老人福祉施設協議会代表
- (9) 船橋市介護老人保健施設協会代表
- (10) 千葉県在宅サービス事業者協会代表
- (11) 船橋市介護支援専門員協議会代表
- (12) 船橋市民生児童委員協議会代表

（会長及び副会長）

第4条 作成委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を統理し、作成委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 作成委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

2 作成委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

（災害補償）

第6条 作成委員会の委員の業務に係わる事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

（事務局）

第7条 作成委員会の事務局は、健康福祉局高齢者福祉部介護保険課が行う。

（書面開催）

第8条 会長は、必要と認めるときに、書面により議事の可否を委員へ求め、その結果を議事の決定とすることができる。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要なことは別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月13日から施行する。

この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会委員

種 別	団 体 名 等	氏 名
第1号委員	学識経験者（淑徳大学）	佐藤 惟
第2号委員	船橋市介護保険事業運営協議会委員	吉田 壽一
		根本 明子
第3号委員	船橋市地域包括支援センター運営協議会委員	三井 陽子
第4号委員	船橋市地域密着型サービス運営委員会委員	乾 麻由美
第5号委員	一般社団法人 船橋市医師会代表	◎ 中村 順哉
第6号委員	公益社団法人 船橋歯科医師会代表	山崎 繁夫
第7号委員	一般社団法人 船橋薬剤師会代表	馬場 勲
第8号委員	船橋市老人福祉施設協議会代表	林 武仁
第9号委員	船橋市介護老人保健施設協会代表	塩原 貴子
第10号委員	一般社団法人 千葉県在宅サービス事業者協会代表	島田 晴美
第11号委員	船橋市介護支援専門員協議会代表	○ 佐藤 高広
第12号委員	船橋市民生児童委員協議会代表	石井 幸夫

◎会長○副会長

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画庁内検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「計画」という。）を作成するにあたり、庁内の関係部局の連携の促進を図り、必要な情報交換、意見交換及び資料の提供等を行うため、船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 庁内検討委員会は、次に掲げる事項について審議等を行う。

- (1) 計画策定に向けた高齢者生活実態調査の結果に関する事項
- (2) 計画の素案に関する事項
- (3) その他計画を作成するために必要な事項

（組織）

第3条 庁内検討委員会は別表に掲げる者をもって組織する。なお、委員長が必要と認める時は、別途委員を指名できるものとする。

2 庁内検討委員会の委員長は、介護保険課長を、副委員長は、高齢者福祉課長をもって充てる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 庁内検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となり議事を整理する。

（事務局）

第5条 庁内検討委員会の事務局は、介護保険課に置く。

（書面開催）

第6条 委員長は、必要と認めるときに、書面により議事の可否を委員へ求め、その結果を議事の決定とすることができる。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要なことは別に定める。

附 則

- 1 この要綱は令和5年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画庁内検討委員会委員

部 名	委 員
企画財政部	政策企画課長 財政課長
市民生活部	自治振興課長 市民安全推進課長
福祉サービス部	福祉政策課長 地域福祉課長 障害福祉課長 生活支援課長
高齢者福祉部	高齢者福祉課長 地域包括ケア推進課長 介護保険課長
健康部	健康政策課長 地域保健課長 健康づくり課長 国保年金課長
保健所	保健総務課長
環境部	資源循環課長
経済部	商工振興課長 消費生活センター所長
道路部	道路計画課長
建築部	住宅政策課長
生涯学習部	社会教育課長 中央公民館長 生涯スポーツ課長
医療センター	医療センター総務課長

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
(第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画)
いきいき安心プラン

発行日：令和6年3月

発 行：船橋市

編 集：健康福祉局 高齢者福祉部 介護保険課

〒273-8501

船橋市湊町2丁目10番25号

電話 047-436-3306 FAX 047-436-3307



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用